

第二十六回国 参議院社会労働委員会會議録第十四号

昭和三十三年三月二十六日(火曜日)午
前十一時四十三分開会

委員の異動

本日委員谷口三郎君及び片岡文重君
辭任につき、その補欠として斎藤昇君
及び松澤靖介君を議長において指名し
た。

出席者は左の通り。

委員長 千葉 信君
理事 高野 一夫君
神原 亨君
山本 經勝君
早川 慎一君

委員

勝俣 愁君
草葉 隆圓君
紅露 みつ君
斎藤 昇君
田中 茂徳君
寺本 廣作君
横山 フク君
吉江 勝保君
木下 友敬君
坂本 昭君
藤田 藤太郎君
松澤 靖介君
山下 義信君
田村 文吉君
竹中 恒夫君
野澤 清人君
岸 信介君
神田 博君

政府委員

法制局長官 林 修三君
厚生大臣官 牛丸 義留君
房務局長 高田 正巳君
厚生省保険局長 高田 正巳君

本日の會議に付した案件

- 健康保険法等の一部を改正する法律案(山下義信君外四名発議)(第二十五回国會議決)
- 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(千葉信君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動を報告いたします。
三月二十六日付をもって、谷口三郎君及び片岡文重君が辭任しまして、その補欠として、斎藤昇君及び松澤靖介君が選任されました。

○委員長(千葉信君) 健康保険法等の一部を改正する法律案(第二十五回国會議決第一号)、健康保険法等の一部を改正する法律案(第二十五回国會議決第四号)、船員保険法の一部を改正する法律案(第二十五回国會議決第五号)、厚生年金保険法の一部を改正する法律案(第二十五回国會議決第六号)以上四案を議題といたします。

前日に引き続き、質疑を行います。
○山下義信君 私はまず、岸総理大臣に對しまして、健康保険に關係のありますと思われ、諸問題につきま

て、若干の總括質問を申し上げたいと思ふのです。

まず、保険財政に最も關係の深いことは、わが国の景氣の状態がどうあるべきかという事は言うまでもございせん。そこで伺いたいと思ひます。これは、總理は今日の好景氣はどきで持続するものであるかというお見込みをどういふふうに持っておられるか、こゝろいふ点でございせん。私もこの好景氣はいろいろな内容、要素があるといひましたが、あるいはそんなに長く持続はできないのではないかと思われる点もあるのではないかと政府の一部におきましては、すなわち經濟企画庁においては、兩三年の後はあるいは大不況が襲來するのではないかという心配もありまして、それらの対策の検討が進められておるといふことでありますが、まず、わが国のこの好景氣はおおよそいつごろまで持続するといふお見込みを持っておられますか。その点を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(岸信介君) 景氣の問題につきましましては、これはいろいろな要素がございまして、従つて、これに對してはいろいろな見方があります。これは御承知の通りであります。なかなか簡単にこれを結論づけるといふことは、私相當むずかしいと思ひます。

今日までの日本のこの好景氣を見ますといふと、国内事情もありませんが、國際的事情も非常に大きく働いてゐることは言うを待ちません。従ひまして、われわれは常に國際的なこの

いろいろな情勢を一面においては判断しながら、同時に、国内の問題を見て參つておるわけでありまして。いろいろな見方がありますが、私どもの結論的の氣持から申しますと、今度の予算案を編成する基礎ともなつた過去一兩年の間の非常な景氣の上昇、都合のいい條件といふものは、私どもは手放してこれが將來も続くものとは決して考へておりません。ただ、しかしながら、われわれの今後の經濟政策その他のものを誤まらないならば、われわれは今日の景氣といふものは、決して一部の人が考へてゐるやうに、本年の下半期に至れば非常に景氣が下降するであらうといふふうな、非常に悲觀的な見方もあり得るけれども、私どもは決してそう思つておらない。少くとも本年下半期にわれわれは今日の景氣が非常な下降をするといふやうな考へ方は持っておりません。しかし、それでは何年一統続くかといふふうな見方になりますといふと、これはなかなか簡単に私ども結論づけることはむずかしいと思ひますが、しかし、今日のわれわれの提出しております予算案、これの施行に伴つての各産業、經濟の基盤の拡大といふものをわれわれが行なつていくならば、決して景氣が急に下降するといふやうなことは実は私どもは見通しの中に、考へておらないのであります。十分いろいろな景氣に關する御意見等につきまして、また、警戒すべき点等につきましては、政府としてできるだけ注意をしてこれに對処して

いく、こゝろいふ考へておりました、景氣の見通しにつきましては、今申しますやうに、何年の後にはどうなる、何年間これが続くといふふうなことを私は論斷することは避け得るけれども、少くとも非常に一部の悲觀的な觀測のごとく、今年の下半期もしくは來年の上半期ぐらいに非常な變動があるとは決して考へておらないのであります。

○山下義信君 大体において、現在の經濟基盤には大きな變動は近くはない、言いかえしますと、好景氣は相當持続するといふ見込みのもとに政治が行われていく、そゝういふ基盤の上に立つて政治をやるといふ總理の考へ、今日のこのいわゆる好景氣の基盤の上立つて、總理はいかなる政治をやつていくといふお考へがあるか。われわれはこの間にあらゆる庶政百般の基盤を作らなくちゃならぬと考へるのでありますが、ことに政治を軌道に乗せ、社會秩序を確立をいたし、俗に昔から申します衣食足つて礼節を知るでありまして、この國民生活が安定と申しますか、好転しておるこの間に、わが國の國政の上に行なつていくといふ、いわゆるあなたの――岸政治の大目的といひますか、大目標といふものはどこに置いておいてになりますかといふことをあわせてこの際承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(岸信介君) 一面におきましては、この際、經濟基盤を拡大して、あらゆる面において經濟活動を盛んにしていくといふことを考へていか

なきやならぬ、同時に、この景気、また、今後われわれが行なっていくところの諸施策というものが国民の間における、非常な一面におきましては景気といわれ、好景気といわれておりながら好景気の恩恵にあずかっておられない階層や、あるいは国民のうちのそういう者に対しましてできるだけ考えを普及し、均等にいくというふうな考えを持たなきやならぬ、これは社会保障制度の拡充であるとか、あるいは産業政策の面におきまして、大企業のみならず、中小企業に対する各種の施策というふうな、経済力の弱い、また、生活的に見ましても恵まれない方面に対しておわれわれの施策、すなわち、社会保障制度の拡充並びに中小企業等に対する対策というものを当然考えていく、一面においては経済基礎を拡大し、一面においてはそれが国民のあらゆる層に均霑できるように政策をとっていくというのが私の政治の根本の考え方でございます。

○山下義信君 東南アジアに対するいわゆる経済外交は、総理の生命線とも思われるほど重大政策として今後おやりになる模様のように伺うのであります。が、東南アジア対策というものはそれほど日本経済の支柱として非常に大きな期待が持てるものであるかどうかという点について総理の御所見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(岸信介君) 私は、外務大臣として経済外交の推進を特に強調をいたして参っております。もちろんこの経済外交の具体的内容につきましては、必ずしも一ではございませんで、あらゆる内容を持つており、また、対象とする国によつてわれわれの行なつていかなければならない具体的政策

はおのずから異なつてくると思ひます。私は東南アジア諸国に對しましては、一番われわれが関心の深いことは、言うまでもなく、われわれがアジアの一員であり、これら東南アジア諸国は、比較的最近に政治的独立を獲得した国々が多いのであります。しかも、その政治的な独立を要するべき経済的基礎がいずれの国もまだ十分で上つておらない、こういう国々が多いのであります。これに對して日本が、これらの国々の国民が念願して政治的独立を完成するに必要な経済的繁榮なり、経済的發展というところに對してわれわれが協力して、そうしてこれらの国々の経済的基礎を確立し、最も必要である、こういう考えのもとに、私は東南アジアに對する経済協力に、特に強調して申しておるわけであり

しかして日本のこの経済發展もしくは経済力の伸張の上から申しまして、東南アジア諸国が、ごく近い、ここ数年という目先において非常に日本経済に役立つような、あるいはたとえ貿易の非常な伸張を見るとき、あるいはこれらの国々におけるところの資源の開発その他によつて、われわれの工業資源を得るといふようなことにつきましても、相当な程度は年限を要すると思ひますけれども、しかし長い目で見たら、これらの国々が経済的な基礎を確立し、これらの国々における資源が開発され、これらの国々におけるところの国民の購買力が増してくるならば、ひいては日本の経済が發展する上にきつめて重要な意義を持つておるものと思ひるのであります。そう

いう意味におきまして、東南アジアの諸国につきましては、諸国のそれぞれ具体的な必要、要望等にこたえて、できるだけ日本が経済的な協力をし、そしてこれら諸国の発展に資したい、かように考えておるわけであり

○山下義信君 私がこの席を借りまして、この問題について総理の所見を伺いましたゆえんは、あわせて東南アジアの経済外交を、岸内閣の、岸政治の中心として、重大政策として御推進相なる上について、私は将来この東南アジア政策を、いわゆる岸経済外交のその線に従つてこれを食ひものにしようとするような政府に岸政権が支持されてはならぬといふことをこの際強く要望いたしたいのでこの問題に言及いたしたのでございませう。総理はこの点について、十分注意深くお進めなさるお考えがございませうか。私は国民と同時に、その東南アジアの経済外交に付随する幾多の好ましさからざる現象が生じないことを十分注視いたしたいと思ひ、同時に、この際強く総理に要望いたしておきたいと思ひるのでございませう。御所見を承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(岸信介君) ただいま私が申し上げましたごとく、東南アジア諸国におけるわれわれの経済外交の推進につきましても、これらの国々の民族の要望である独立完成、また、これらの国々が長い植民地から独立してこれを完成しようとする熱意に燃えておる。それに協力して、同時に、われわれはひいてはわが国の経済の發展に資しようといふ考えでございませうから、今山下君の言われるような、これを利用

して一部の政商であるとか、一部の人が特に利益をあげるために操縦するような傾向があるといふようなことが万一にもあつては、これは相ならぬことでありまして、十分に今のお説に對しては私同意でありまして、注意するつもりでございませう。

○山下義信君 岸総理とわが国民大衆とのつながりにつきましては、あまり親しみがないうといふことをかれこれ世論は申しております。できるだけ岸総理は、いわゆる生まれ変わった民主的政治家として、民衆に親しみの深い総理として、今後施政の促進を願いたいと思ひますが、つきましては、健康保険に關係の深い諸問題に入つていきたくと思ひますが、総理がいかに民主的政治家であるかといふことを示すテスト・ケースとしては、今回われわれが論議いたしておりますこの健康保険の問題はまことにふさわしい問題であると思ひます。これは、総理が自民党の幹事長時代にいろいろ御心配に相なつた問題でございませうから、よく精通しておいでになる。この健康保険の諸問題、まあ拡大して申しますれば、社会保障制度に精通しておられる総理を迎えたことは、神武以来、実は具体的に専門的な問題をここで質疑いたしましても、りっぱに御答弁のできる総理、そこで私はこういう問題こそ民主的政治家としての総理の一つ特色を出していただく、そしてあくまで政府原案を固執するといふような頑迷固陋な行き方ではなくして、こういう問題こそ虚心にかいにわれわれとも話し合ひに相なつて、そして民衆の氣持をくんで、改むべき点は改めていくといふよ

うな取扱ひ方こそ、健康保険といふがごとく、大衆の生活に直接の關係ある諸問題については、総理として御考慮相なるべきではないかと考えるのでございませうが、基本的なお考えはどういう御所見でございませうか。

○國務大臣(岸信介君) この健康保険の問題は、今御指摘になりましたように、国会におきましてもすでに長いいきさつを持つておるものでありまして、私も自民党の幹事長をいたしておりましたときから、この問題に關係をいたしてきたのであります。もちろんこの問題は、一面国民の、被保険者の医療に重大な關係がある問題でありまして、この健康保険制度の完備といふことは、きつめて私どもの考えておる社会保障制度の面から申しまして重要な意義を持つており、また、医療担当者の面におきましても、この改正の内容自体は非常な影響のある問題でございませう。従ひまして、これが国会における御審議に當りましては、いろいろな方面の御意見を十分に聞きまして、そしてこの健康保険制度の完備に向つて成案を得ていかなければならぬことは言うを待たないのであります。従ひまして、これはもちろん政府が原案を出しておるのでありますから、政府がこれを出します際につきましては、いろいろな事情を十分に調査し、政府としては一応の成案を得て、これを責任をもつて提案をしておることは言うを待たないのであります。しかし、われわれはこういう大事な問題につきましては、十分に一つ御議論をいたしたい、そしてなかなかこれは一挙にして完全無欠、完璧、こういうものにはございませう、これはこれにこしたことはござ

ざいせんけれども、なかなかこうい
う制度はそういかに点もございま
しょうけれども、しかし、とにかく、
いろいろな実情に即して、今申し上
げた程度が最もいいという結論を出
していただきます。これを實現する
という考えでございまして、決して、一
たび提案したからいかなる理由があ
ろうともあるいはいかにこの実情から見
てこの案よりもさらに適当な考え方が
あるにかかわらず、それを押えつけて
一応出したからわれわれの面子で何で
も通すというふうな、そういうふうな
考えは絶対に持つておらないのであ
ります。

○山下義信君 大へん含みのある御答
弁をいただきました。私も大いに考
慮いたさなければならぬと考えるの
であります。ただ、いま総理のおしや
いましたように、本案は数国会以前
から継続審議となつておりました。実
に因縁つきの法案でございまして、こ
ういうこの数国会にわたりました本
案が、しかも国会のつどごと内容が
朝令暮改せられまして、今日ここに
至つておりますというにつつまし
ては、私は非常にお互いに反省しな
くちやならぬ点が多々あると思ひま
す。これはついでのこととございま
すが、こういうふうな、何と申しま
すか、醜態とでもいへばこの状態に
なつたといふことは、一つには、私は
無能な厚生大臣が就いたからだと思
ひます。指導力のない、指示力のない……
これは前鳩山総理にもよく御注意申
上げたのであります。しかし、今度
は有能らしいような厚生大臣が就任さ
れましたので期待しているものでありま

すが、これは考えなくちやならぬの
であります。ともかく、私はこれは方針
がぐらぐらと変つてきたといふこと
は、いろいろ内面には、与党の内部に
おいていろいろな御事情があつたとい
はしてしまつても、基本的には権威ある根
本的なプランがないといふことが一つ
の大きな欠点なんです。有害無益な
審議会、いろいろまた当局の怠慢、い
ろいろ私どもは一般的に申しますと
ば、社会保障制度のあり方といたしま
しても、権威ある基本的なプランとい
ふものがないといふことが一大欠点な
んです。深く反省しなくちやならぬと
思ひます。一面におきましてはこれ
でおくといひます。集団の力で押し
て参りますといふ、不必要な国費を
乱暴に要求する、そして迎合政治が
行われておる。選挙目当てのために
は、大切な国費がゆえなくして濫費せ
られるといふことが今日政治の状
態といふものは反省しなくちやなら
ぬ。私は愚劣政治のお手本はこの健康
保険のこの法案のあり方、まことに愚
劣千万、言葉をかえて申しますと、知恵
がないから、政府の当局に知恵がない
から、まことに遺憾千万であると私は
思ひます。時間とエネルギーを空費させ
て、そして一つとところに停滞して
こね回して、こね回すたびに中身がよ
くなるならよろしうございします。け
れども、年を積みまして、国会の回数
を重ね、こね回すたびに悪くなる、こ
ういふようなものは実に私は知恵の
ない愚劣政治の好見本であると思ひ
ます。せっかく知恵のある総理が出現
していただきましたので、こころいふ
愚劣政治をすみやかに回復して知恵
のあるところ、むだのないところをや
つていくと

いうことにつつまして、これは総理は
よほど御所信があると思ひますので、
この際、かかる愚劣政治の改革につ
いての総理の御決意を承つておきたい
と思ひます。

○国務大臣(岸信介君) いろいろこの
健康保険の問題は数国会に継続審議を
されておりました。今、山下氏の御指
摘のごとき、いろいろと内容につつま
してもいろいろな御意見を取り入れる
ために変更もされておりますが、言
までもなく、私どもは一面において社
会保障制度、その最も大事なものと
して、この国民の健康につつまして
は、われわれは数年の後に一つ国民皆
保険の制度を確立していきたい、こ
ういふ考えでございまして、その場合
にける一大支柱になるべきこの健康保
険の制度を完備していくといふことは
最も必要であると思ひます。いろいろ
今までの経過等に対しての御批判もあ
りました。政府としては、一貫して
今申したその見地に立つて健康保険制
度の確立と、これを中心として一つの
大きな支柱として将来国民皆保険へ
展していきたい、こころいふ一つの理
想を持つておりますので、十分に一つ
府としては責任を持ち、また、しつ
かりした所信の上に立つてこの制度の
確立に当たりたい、かように考えてお
ります。

○山下義信君 私は今日のわが国の社
会保障制度の推進についていろいろ
今日までの諸準備の状態を見ますと
と、先ほど申し上げましたように、
しつかりとした権威のあるプランが
ないといふことなんです。各種の審議
会が客申いたしております、それは
そのつどの御都合主義で枝葉末節の筋

のはつきりいたさないような、当座の
いろいろな客申が出ております。す
けれども、基本的には権威のあるプランがな
いといふことは一番当面の欠点とする
ところであると思ひます。そういうプラン
がない結果はどういうふうになつて参
りますかといふと、たとえば結核対策
におきましていろいろな矛盾な点があ
る。たとえば結核対策等につつま
しても、総合的なこの対策といふものが
確立されていない、私はこの社会保
障制度の岸内閣の政策をもしほんとうに
心から推進していくといふお考えがあ
るならば、まず権威あるプランを立て
ることに一つ努力を御傾注に相なら
なければならぬと思ひます。ただ単に、こ
れを一部の末端の部局にのみまかせてお
くといふ程度ではいかぬのではないか
と思ひます。数年前、本員はアメリカの社
会保障制度関係を見ました。当時
きに、今日は変わつておりますが、当時
の大統領のもとにホワイト・ハウスの
中で、社会保障の参謀本部の大統領
直轄の企画局を持つておりました。そ
してそれが中核になつておつてプラン
が立てられておつたのであります。私
ども先年来、自民党のこの方面に對し
ての非常な熱意のある諸君とともに、
党派は違ひますけれども、ぜひとも
わが国の社会保障制度の基本的なプラン
を作るにつては、総理大臣に直轄
して総理大臣みづからが高邁な識見の
もとに大綱を指示するようないき方を
やるべきではないかといふことを話し
合つて、皆さうだと、そして与野党
が一つ協力しようじゃないか、それは
学者もい、いろいろな人々を集めるの
もい、しかし、今日は社会保障制度
を推進しようとする、いわゆる英知あ

る総理のもとにその方向を、大綱を指
示すれば、あとは小田原評議や議論で
はなくして、そんな論議の遊戯など
を、あるいはうんちくある学識をふり
回す、てらうといふような段階ではな
くして、あとは具体的ないづゆる各種
の保障制度の数理的な計算をしていき
さすすればいい状態でありまして、ま
ず根本的には、いづゆる古い言葉で申
しますと、挙国一致であります。与
野党が十分に超党派的にこの種の問題
については意見を統一して、権威ある
プランを立てるべきではないか、今の
ような小田原評議をやつておりました
のでは、そういうりっぱな案が立ち
はすがございせん。なるほどイギリ
スでこんな大勢集めて小田原評議をさ
せない、そしてビザリッジ一人に
ほとんど全権を委任するがごとくにし
て筋のある案を確立したはずである。
今日のわが国の最も弊の大きなもの
は、いづゆるこころいふすべての立案に
つつまして、あまりに小田原評議過ぎ
る。そして各種の利害関係者がそこへ
出てゆくのであります。統一した
意見の一致した案の立てるはずはな
い。これが今日の最も通弊とするこ
ろであります。真に岸総理が、岸内閣
におきまして将来社会保障制度を、こ
の政策を重要政策として、中心政策と
して推進しておいでにならうといふ御
決意があるならば、まず総理直轄の一
つ何らかの機関をこころいふお考えに相
なりまして、そしてわが国の諸政治の
上に隠微いたしております関係の諸制
度を一つ総合されまして、そしてりっ
ぱな計画を打ち立ててゆくことが肝要
ではないかと考えるのでございします。
私どもの私見を総理に押しつけるので

はありません。私も社会党におきましても、ほんとうにそうあるべきではないかと実は考えているのです。總理におかれましても、真にわが国の社会保障政策を推進する上におきまして、基本的なそういう点に對します御留意がいただければよろいかどうか。その点を伺いたいと思います。

○國務大臣(岸信介君) 社会保障制度の確立の問題について、与野党ともにこれをいゆる超黨派的にこの問題を取り扱って、ほんとうに完全なものを作るべきではないかというお考えに對しましては、私は満腔の賛意を表するのです。実は私自身幹事長時代からいゆる大きく言えば、国会の二大政黨論者たる私といたしましては、国会の運営を二大政黨によつて円滑ならしめるための話し合いの場を大きくするといふことをかねて申しておつたのであります。そのうちにおいて、この社会保障制度の拡充、確立といふことは、与野党ともその方向においては考えも一致している問題であります。何とかしてこの問題は、少くとも第一の問題として、取り上げて同黨の間に話し合いをして、そして完備をはかりたいといふことをかねて念願いたしておつたのであります。今、山下君のお話しは全く、私はその点同感でございます。ただその意味において、さらに總理に直轄しておる一つの権威あるそういうよりな考えのもとに一つの審議會、あるいは機關を作つてこれを推進したかどうかというお話しでございますが、その点につきましては、さらに私としては検討いたして参りたいと思ひますが、方向として今お話しした点につきましては、私は全然賛成でございます。

○山下義信君 他の同僚諸君に質問を譲りたいと思ひますので、私は次の一点にとどめたいと思ひのであります。が、ちやうど厚生大臣もおいでになりますので、あわせてお聞きを願つておきたいと思ひます。

今日の社会保障諸施策につきましても、重大な私どもが欠点といたしますことは、たとえば社会保障関係の経費につきましても、その内容である施策につきましても、合理性、科学性がないといふことなんです。今日まで従来のあり来りたりのものを踏襲し、その上に積み重ねていつて、今日のいゆる諸経費となつたり、諸施策となつておるのであります。その内容やその計画につきましても、合理性なり科学性がないといふことです。同時に、この費用を使つたその結果につきましても、いゆる費用を使う上においての能率的な考え方といふものがないのでござい。これは非常に改めていただかなければならない、改革していただかなければならない。千三百億の社会保障諸費を予算に計上する、これは多々ます。金の大きいのがよろしいけれども、ただ金を多額に計上したからといってよしとしないのであります。ひとしく千三百億の金でありまして、その使ひ方につきましても、こういふことを總理に申したのでは釈迦に説法でありますから言ひませんが、それは使ひ方によりまして違ひます。いゆる千三百億の社会保障費が年に三回、いゆる経済資本と同じように三回回転いたしますとすると、三千九百億の効率が上げ得られる、ことに生産的な消費費目でございますから、この使ひ方につきましてはよほど考え

なくちやならぬ。そういう点につきましても、科学性、合理性といふもの、並びに能率的な施策、使ひ方、金で言へば使ひ方といふものが欠け除しておる、これはもう改めなくちやいけません。たとへばすべての経済施策につきましても、御承知のごとく、すべてそれが一つの数字となり、統計となり、指数となつて現われてくる、この社会保障関係の施策につきましても、一体千三百億の社会保障費を使つて、どれだけ国民の生活保障が何%上がるのであるか、低額所得の階層はおよそこれによつて何%の影響を受けるのであるかといふようなバロメーターを見ることができない。こういう政治といふものはおそろく原始的な政治である、これは一つ考えられまして、根本的に社会保障施策、また、その費用に關する能率的な効果的な使ひ方、もし百億の金を使つてこつた低額所得階層に對する施策を行おうとする、あるいは生活困難な階層にこれだけの金を使つてこつた仕事をしよう、その効果が上つたか上らなかつたか、上らなかつたかといふことは、百億の費用はむだであつたといふこと、そういうむだな使ひ方をしたことの当否のものは責任を負わなくちやならぬ、私はそう思ふ。そういうよう

なやはり功罪ともに追及していく、探求していく、そして同じ社会保障の費用といふものが数倍の能率を上げ、効果を上げていくといふような政治にならなくては私はいかんのではないかと考へておるものでござい。岸總理におかれましては、この社会保障関係の諸施策、諸政治、諸行政につきましても、基本的に厚生大臣と御相談をし、また、神田厚生大臣は非常に

せつかく熱心な模様でございますから、若干御期待をしておりますので、厚生大臣ともよく一つ御相談下さいまして、根本的には國の社会保障の諸行政、あるいは各省にわたつておるものもござい。それから、一つこれを改草する新生面、新しい息吹を吹き込んでいくといふような方向に御指示なつてお進め願へるかどうかといふことを伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(岸信介君) 國家の予算を施行するに當りまして、それが合理的に、かつ能率的にむだのないようにこれを施行していかなければならぬといふことは言うを待たないのであります。それは單に社会保障関係の費用だけではなく、全面の問題でございますが、今御指摘になりましたように、千三百億にも及ぶ社会保障関係の諸経費といふものの實際のこれが使用、また、きわめて複雑な関係もござい。それから、今御指摘のように、特に科学的な合理的な基礎において能率的にやらなければならぬことは言うを待ちませ。十分御意旨のような趣旨に従ひまして、当該担当の厚生大臣とも十分に話をして御意旨に沿うようにいたしたいと思ひます。

○坂本昭君 總理にお伺ひいたしたい。岸總理が鳩山、石橋總理のあとを受けまして、一大勇躍心をもつて新しい日本の開拓に努力をせられんとおられることにつきまして、私は心から敬意を表するものでござい。しかし、九千万國民は全部かつての、過去の岸さんのことを思い出さざるを得ないものであります。ただ總理は民主主義に徹底されるといふことを宣言せられておられ、私たちがそれを信じてお

ります。最近土曜、日曜でお休みになられたときには、自動車に乗られないで、電車や列車で庶民とともに通つておられるといふようなことは非常に私はよろしいことだと思ひます。願わくば、中小企業の人々の働くところの職場へも行っていただきたい。また、今日論ぜられておられるところの健康保険の対象となつておられる、特にそのために病氣になつて療養いたしておられるところの貧しい重症の人たちのまゝ元へもぜひ行っていただきたい。これがほんとうに民主主義に徹するところのゆえんだと私は信ずるものでござい。幸ひにして總理は、このたび正式の自民黨總裁にも相なられました。そしてその席上におきまして、民生を安定して、福祉國家を実現することにあるといふことを宣言の中でも言つておられるのであります。そしてまた、その日の談話の中に、今後の国会には、与野党が大きく對立するような議案がないので円満に事が運ぶであらうといふようなことも言つておられるのであります。確かにこの健康保険の問題は、与野党、野党きびしく對立しております。私などあくまで徹底してこれは撤回せなくちやいかぬといふ非常に固い決意をもつております。そういう点ではまことにきびしく對立しておりますけれども、実は今度の健康保険の改正問題などは、自民黨の方の中にも不満をもつておられる方がたくさんおられる。そしてまた、山下委員がるる述べられました通りに、また、總理も御賛意を表せられました通りに、まさにこれは共通の広場であり。この共通の広場において与野党とが今日のように對立しなければなら

いという事は、日本国民の不幸でございませう。それにつきまして、私はこのたび、参議院の方にこの改正法案が回るにつぎまして多くの不満があるの

第一は、あの衆議院の社会労働委員会において、国会の正常運営という

○國務大臣(岸信介君) 衆議院における本案の取扱いにつきまして、委員会

は国会運営上やや遺憾の点がございま

過ぎや、あるいは手違いというものに

ついでの原因その他を十分話し合いま

とられたのでございませう。しかし、い

ずれにしまして、せつかくさうい

ふりに順当に論議が尽され、十分手

党意見は、内容についての意見は異に

しましたけれども、審議そのものはき

○坂本昭君 衆議院の最後の討論の場
がはなはだ遺憾であつたという総理の
お言葉を聞きまして、私たちが参
議院におけるこの審議が再び遺憾
なことがないように、われわれとし
ても強い決意を持ってこの法案を慎
重審議をして参りたい、そのことを総
理に對しましてお願い申し上げたい
と思ひます。

つきましては、次にこの衆議院にお
けるこの最後の採決のときに、付
帯決議が附せられてゐるのでありま
す。これはさういふことまで一々総理
にお伺いするということでは、はたは
この付帯決議の中に、衆議院における
この審議の最も重要な点が突は隠
されてゐるのであります。であります
ので、私は一応このことについて注
意を喚起し、さうしてまた、この点が
重大な要素であるということを強調し
ておきたいのであります。

で付帯決議には、四つほど内容がご
ざいまして、第一には、医療担当者
の地位を不当に害することのないよう
に、特に事務的な簡素化といふことを
配慮しなくちゃならない。それから次
には、国庫負担の道を考慮すべきであ
る、三番目に、医療担当者の待遇改善
をすみやかに要望する。最後に、医療
担当者の作つてゐるこの医師会、
歯科医師会、薬剤師協会、これらの三
つの団体につきまして、健全なる発達
に資すべき制度を樹立すべきことを要
望する、さういふ四つの実は付帯決議
がついてゐるのであります。ところが
が、先般参議院の当委員会におきま
しては、衆議院の野澤委員と大橋委員が
おいでになりました、この提案理由の
説明、特に付帯決議につきまして御説

明の済んだあとに、この点についてい
ろいろと質問が展開されました。
特に三番目のこの待遇改善について
いろいろ質問されたあげく、私たちの
承知したところでは、確かに付帯決議
はつけられたけれども、ここで要望さ
れたり、考慮されてゐるこの内容
については、実は徹底した審議は尽さ
れてゐない。それからまた待遇……
例をあげますならば、待遇改善につ
いて政府は十分な用意がまだできてい
ない、調査もまだできていない。従いま
して、われわれの感じました点は、
付帯決議といふものは、これはま
ことに意味のない、権威のない、信用
のないものである、さういふ感じを非
常に強くしてゐるのでございませう。さ
らに、これは第三項につきまして、そ
ういふ詳細な審議を通じて結論が出た
のであります、ほかの点につきま
しても、結局付帯決議全体が信頼するに
足らない、さういふ一つの考えに到達
したのであります。でこのような付帯
決議を付してまでも衆議院の委員会を
通さねばならなかつたといふことを、
もう一度総理にこの点をお伺いいたし
まして、かかるいふ方が果して正常で
あるかどうか、一つその点の御意見を
承わらうとございませう。

○國務大臣(岸信介君) 衆議院の委員
会における御審議の際、この付帯決議
についていふような事項につきまして
は、私が出席しておりますときにも、
さういふ問題に関する意見の御質問が
いろいろとかわされたのでございま
して、一応私も内容について承知いた
しております。言うまでもなく、この健
康保険法を完備いたす上におきまして
は、この付帯決議にもあるように、医
療担当者といふものが、何と言つても
この制度におけるその運用において
は、非常に重要な使命を持つておられ
るわけでありませうから、この医療担
当者が、この健康保険の制度の運営に
當つて、これに協力し、これに對して
一つの自分たちの使命を十分に発揮す
るという氣持になられるか、あるいは
自分たちはさういふこれに協力できな
いというふうな氣持になられるかに
よつて、私は健康保険制度の実際の運
営から言つて、非常な違いが出るもの
だと思ひます。従つて、さういふ意味
において、医療担当者の待遇の問題や、
あるいはこの事務の扱いの上における
簡素化の問題等も十分に議論がせられ
たのでございませう。しかし、その具
体的な方法は、さらにこれは十分に科
学的に調査し、また、これに対する処
置を講じなければならぬ問題も含ん
でおると思ひのであります。従いま
して、今御指摘になりましたように、た
とえば待遇改善といふけれども、それ
に對する十分一つの具体的な内容な
り、具体的な方法といふものは、まだ
明確に政府として決定しておらない
じゃないかといふふうな、今の御意見
でございましてけれども、それはさう
いふ点は確かに私に私だと思ひま
す。しかし、国会の意思の表現である
この付帯決議の趣旨といふものは、十
分に政府においてもこれを尊重して、
この趣旨を実現するように努力すべき
ものであることは、これは言うを待た
ないものであります、これは十分に具
体的な内容、案等をまだ完備しておら
ない問題につきまして、政府として
は、できるだけ急いでこの趣旨を実現
するうちに、今後努力していきたい、
かように考えております。

○坂本昭君 ただいま総理は、具体的
なプランはまだ十分でございませう、
いふことを言われたのでございませう、
これは衆議院のこの委員会におきま
しても、総理に對する質問として、具
体的なプランをかなり追求されました場
合に、総理は自民党の政綱会で十分検
討した結果、その第一年度を打ち出し
たといふふうに説明せられて、そ
の内容については詳述を避けておられ
るのであります。むしろ衆議院の審議
を通じて感ずることは、さういふ決意
を総理が持つておられるといふこと
は、確かに十分うかがわれますけれど
も、その決意の内容を示すところのプ
ランは、国民健康保険に入つていな
いは二千八百万人もおる。それを四年
間でやる。そのためには四で割つて
その数を三十二年度の計画の中で国保
に入れていくのだ、さういふふうなき
わめて単純、素朴なプランでありま
して、さういふ国民皆保といふことの中
に国民を入れたいくための、数字的な
問題のみならず、質的な問題が当然考
えられなければならぬのでありま
す。ところが、この重大なる付帯決議
につきまして、もつぱらこれは医療担
当者に對する配慮のみが、この付帯決
議にはつけられておりますが、もつと
大事な、たとへば量の面では五人未
満の事業所の人たちの健康保険に入れ
る問題が残つております。あるいはさ
らに、結核対策が残つております。こ
ういふ一番大事な点が付帯決議につけ
られていないといふこと、このことは、
これはこの付帯決議は社会党の参加す
ることなしに作られた付帯決議であり

まして、当然これは与党の責任と思ふのであります。そういう点で、一番大事はその五人未満の事業所や、結核対策というふうなものを抜きにして、まあいわばもっぱら医療担当者のごきげんをとるといふような付帯決議を付せられたといふことは、まことに私は不穩当である、そういう点を含めまして、私はまだまだ政調会で検討せられたといふことの内容がきわめて不十分であるといふことを私は指摘せざるを得ないのであります。総理は、そのことを反駁するような十分な資料をお持ちになつておるのでございましょうか。

○國務大臣(岸信介君) 国民皆保険制度を行つた上におきまして、先ほど申し上げましたように、まずその重大支柱である健康保険制度の完備といふことを目途として、今回の改正案を出しているわけでございます。もちろんこれにつきましては、われわれもこの案についての資料なり、その基礎的な調査といふものはもちろんいたしてこの案を作つておるわけでございます。今私が衆議院で申しました、いわゆる国民皆保険の五年間でこれを完成するといふ上における問題の調査につきましては、今後なお調査し、合理的な基礎資料を整えなければならぬという問題もございまして、また、私が先ほどここでお答え申し上げました点は、主として第三のいわゆる医療担当者の待遇改善の問題について、その内容や具体的方法については、まだ自分としては、政府としてはその成案を得ておらないといふことを、主として第三の点について申し上げたわけですから、いずれにしても、われわれとしては、今回提案しておりますこの健康保険法の

改正につきましますところの資料なり、あるいは基礎的な必要なのは、これはもちろん整えて提案をいたしておるわけでございます。

○坂本昭君 それでは、その詳しい資料につきましては、また、本院におきましての審議を通じて、果してそれがほんとうか、うそかといふことを一つ審議をして参りたいと思ひます。

ところで、このたび政府から出された健康保険法の改正案でございますが、総理は国民皆保険を実施するたに地固めとしてこの改正案を提出したといふふうに言つておられます。

昨日も本院で公聴会がございましたが、これは患者さんを代表した方が、地固めどころではない、地すべりだ、われわれの療養の基礎がくずれていく、そういうことを言つて非常に訴へられたのでございまして。たとえば、一部負担が今までも私は不合理だと思ふのに、さらにふえるし、また、継続給付の資格をとるために、今まで六カ月であったのが一年に延びる、あるいは扶養家族の範囲が狭められてくる、こういうふうな患者さんの立場、また、医師の面では、監査や検査が強化されてくる、こういう点は、私は決して地固めになる意義をこの法律改正が持つてゐると思へないものであります。特に、その点私御指摘したいのは、昨年の十月に厚生白書が出されております。この当時は小林大臣が担当

者でおられましたけれども、おそらくこの白書を讀むところの精神は、今日の厚生大臣はもちろんのこと、当時の鳩山内閣を継がれておられるところの岸総理としては、これを是認せられると思つておられますが、この中に繰り

返して述べられてあることは、あたかもキヤッチ・フレーズのように述べられてあることは、「理解と納得と、そしてそこから生まれてくる力強い協力支援が望ましい」といふことを、もう一回初めから言ひます。「もともと、政治と行政といひ、すべては国民の理解と納得と、そこに生まれる支持と協力があるが、厚生行政の進展には、わけてもそのことが強く指摘される。」これは厚生大臣がその序文に述べ、さらにこの文章の中に繰り返して出ていることは、国民の理解と協力と納得といふことが非常にたびたび繰り返されてゐるんであります。しかるに、今回の改正につきましては、患者さん、理解してない、医師会のお医者さん、歯科医師会も、そういう方たちも理解と納得をしてない、こういうことで果して今度の改正法が地固めになり得るか、そういう点を私ははつきりと総理にお答えをしていただきたい。

○國務大臣(岸信介君) 私は、本案につきましては、すでに先ほど来お話がございました通り、国会におきましても長い間継続審議になっておりますし、この間あらゆる面の御意見も聞いておるし、あるいはさらに、長い間の参議院における論議を通じて、ほかの法案に比しますと、よほどいろいろな関係方面の人がこの問題に対して論議を尽して参つておられて、もちろんこれ十分といふほど理解と徹底がしてあるかといふことにつきましても、もちろん不十分な点もあろうかと思ひますが、しかし、他の法案よりは、そういうふうな非常な審議過程を経て参つておるのであります、もちろん

いろいろな御意見があることは私よく承知しておりますが、相当にこの問題については、関係方面の私は理解を得ることに相当な努力をいたして参つておりますし、また、今言つたような経過から見まして、相当に徹底をいたしておるようによろしく思ひます。

○坂本昭君 ただいま総理は、国民の理解と納得がかなりできているといふことを言われましたが、もしほんとうに総理が民主主義に徹底される方であるならば、はつきりとその事実をつかんだ上でなさつていただきたい。私が今こう申し上げていることは、野党の立場じゃございませぬ、社会党の一人として政府に反対して申し上げているのではなくて、今日の実情は、私たちが見ますならば、医師会も歯科医師会も、また患者さんの立場もそれらの人々が理解と納得と協力してない、このことを私は強く総理に御忠告申し上げたい。

それからもう一つ、社会党の立場としては言ひたいことが一つございまして。それは、私は今度のこの改正法案の中で、一部負担などで非常に苦しい目に会われるのは、政府管掌でありません健康保険に入つておられる方々でありまして、この人たちはつまり組織労働者と大体申し上げていいと思ふのであります。このことについて、私は若干の懸念を持つてゐる。それは、組織労働者の票は従来自民党には入らなかつたでせう、突如入つてくるか、組織労働者は敵とお考えになつておられるのじゃないか。そういう方たちの今あるところのこの社会保障のレベルといふものを、こういうものを下げたつ

てかまいやせん、われわれの別に味方じゃない、引き下げてやる、そしてそのかわりに味方であるかどうかわかりませんが、一応味方とお考えになつておられる農村の農民や漁民や中小企業者の人たち、この人たちが今入つてないから一つ入れてやろうじゃないか、そういうお考えの方が私はなしとしな

いと思つております。そしてこのことは、こゝろに全國民が国民皆保険を望んでゐる。そしてその望んでゐる目標は低いものじゃありません。今日われわれはまだ不十分だと思つてゐる。厚生当局は、今日ある健康保険の内容がきわめてよいと、るる説明されますが、私はそんなによいものとは思つておりません。こゝろはその討論はいたしません、とにかくさほどよくない、よくないけれども、今、労働者やあるいは学校の先生やあるいは警察官やあるいはお役人が持つておるところの制度を何もない漁民や農民はうらやましがつてゐる、このところまでいきたい、病氣になつたらただで見てもらいたい、年をとつたら老後の生活安定をしたいといふことを皆望んでゐる。それは非常に落すのでありませぬ、とにかくレベルを落そう、落そうといふことは私はこれははなはだ感心しないことではござい

ます。特にまるで敵のようになつて、そういう組織労働者の方はいひのだから、こゝろに全國民が国民皆保険を望んでゐる。そしてその望んでゐる目標は低いものじゃありません。今日われわれはまだ不十分だと思つてゐる。厚生当局は、今日ある健康保険の内容がきわめてよいと、るる説明されますが、私はそんなによいものとは思つておりません。こゝろはその討論はいたしません、とにかくさほどよくない、よくないけれども、今、労働者やあるいは学校の先生やあるいは警察官やあるいはお役人が持つておるところの制度を何もない漁民や農民はうらやましがつてゐる、このところまでいきたい、病氣になつたらただで見てもらいたい、年をとつたら老後の生活安定をしたいといふことを皆望んでゐる。それは非常に落すのでありませぬ、とにかくレベルを落そう、落そうといふことは私はこれははなはだ感心しないことではござい

ます。特にまるで敵のようになつて、そういう組織労働者の方はいひのだから、こゝろに全國民が国民皆保険を望んでゐる。そしてその望んでゐる目標は低いものじゃありません。今日われわれはまだ不十分だと思つてゐる。厚生当局は、今日ある健康保険の内容がきわめてよいと、るる説明されますが、私はそんなによいものとは思つておりません。こゝろはその討論はいたしません、とにかくさほどよくない、よくないけれども、今、労働者やあるいは学校の先生やあるいは警察官やあるいはお役人が持つておるところの制度を何もない漁民や農民はうらやましがつてゐる、このところまでいきたい、病氣になつたらただで見てもらいたい、年をとつたら老後の生活安定をしたいといふことを皆望んでゐる。それは非常に落すのでありませぬ、とにかくレベルを落そう、落そうといふことは私はこれははなはだ感心しないことではござい

ます。特にまるで敵のようになつて、そういう組織労働者の方はいひのだから、こゝろに全國民が国民皆保険を望んでゐる。そしてその望んでゐる目標は低いものじゃありません。今日われわれはまだ不十分だと思つてゐる。厚生当局は、今日ある健康保険の内容がきわめてよいと、るる説明されますが、私はそんなによいものとは思つておりません。こゝろはその討論はいたしません、とにかくさほどよくない、よくないけれども、今、労働者やあるいは学校の先生やあるいは警察官やあるいはお役人が持つておるところの制度を何もない漁民や農民はうらやましがつてゐる、このところまでいきたい、病氣になつたらただで見てもらいたい、年をとつたら老後の生活安定をしたいといふことを皆望んでゐる。それは非常に落すのでありませぬ、とにかくレベルを落そう、落そうといふことは私はこれははなはだ感心しないことではござい

ます。特にまるで敵のようになつて、そういう組織労働者の方はいひのだから、こゝろに全國民が国民皆保険を望んでゐる。そしてその望んでゐる目標は低いものじゃありません。今日われわれはまだ不十分だと思つてゐる。厚生当局は、今日ある健康保険の内容がきわめてよいと、るる説明されますが、私はそんなによいものとは思つておりません。こゝろはその討論はいたしません、とにかくさほどよくない、よくないけれども、今、労働者やあるいは学校の先生やあるいは警察官やあるいはお役人が持つておるところの制度を何もない漁民や農民はうらやましがつてゐる、このところまでいきたい、病氣になつたらただで見てもらいたい、年をとつたら老後の生活安定をしたいといふことを皆望んでゐる。それは非常に落すのでありませぬ、とにかくレベルを落そう、落そうといふことは私はこれははなはだ感心しないことではござい

ます。特にまるで敵のようになつて、そういう組織労働者の方はいひのだから、こゝろに全國民が国民皆保険を望んでゐる。そしてその望んでゐる目標は低いものじゃありません。今日われわれはまだ不十分だと思つてゐる。厚生当局は、今日ある健康保険の内容がきわめてよいと、るる説明されますが、私はそんなによいものとは思つておりません。こゝろはその討論はいたしません、とにかくさほどよくない、よくないけれども、今、労働者やあるいは学校の先生やあるいは警察官やあるいはお役人が持つておるところの制度を何もない漁民や農民はうらやましがつてゐる、このところまでいきたい、病氣になつたらただで見てもらいたい、年をとつたら老後の生活安定をしたいといふことを皆望んでゐる。それは非常に落すのでありませぬ、とにかくレベルを落そう、落そうといふことは私はこれははなはだ感心しないことではござい

ます。特にまるで敵のようになつて、そういう組織労働者の方はいひのだから、こゝろに全國民が国民皆保険を望んでゐる。そしてその望んでゐる目標は低いものじゃありません。今日われわれはまだ不十分だと思つてゐる。厚生当局は、今日ある健康保険の内容がきわめてよいと、るる説明されますが、私はそんなによいものとは思つておりません。こゝろはその討論はいたしません、とにかくさほどよくない、よくないけれども、今、労働者やあるいは学校の先生やあるいは警察官やあるいはお役人が持つておるところの制度を何もない漁民や農民はうらやましがつてゐる、このところまでいきたい、病氣になつたらただで見てもらいたい、年をとつたら老後の生活安定をしたいといふことを皆望んでゐる。それは非常に落すのでありませぬ、とにかくレベルを落そう、落そうといふことは私はこれははなはだ感心しないことではござい

ます。特にまるで敵のようになつて、そういう組織労働者の方はいひのだから、こゝろに全國民が国民皆保険を望んでゐる。そしてその望んでゐる目標は低いものじゃありません。今日われわれはまだ不十分だと思つてゐる。厚生当局は、今日ある健康保険の内容がきわめてよいと、るる説明されますが、私はそんなによいものとは思つておりません。こゝろはその討論はいたしません、とにかくさほどよくない、よくないけれども、今、労働者やあるいは学校の先生やあるいは警察官やあるいはお役人が持つておるところの制度を何もない漁民や農民はうらやましがつてゐる、このところまでいきたい、病氣になつたらただで見てもらいたい、年をとつたら老後の生活安定をしたいといふことを皆望んでゐる。それは非常に落すのでありませぬ、とにかくレベルを落そう、落そうといふことは私はこれははなはだ感心しないことではござい

○國務大臣(岸信介)

私どもこの改正をするに当りまして、決して今お話になりましたように、組織労働者がわれわれ保守党を支持しているとか、支持しないとか、これに対するあれはどうなつてもかまわぬというような考へ方はみじんも私の考への中にはございませぬし、私は、この案を提案することについてそういうことは少しも考へたことはございませぬ。従いまして、ただ考へなければならぬことは、決して単に健康保険の赤字を埋めるために一部負担をするとか何とかいうような考へではなくして、やはり一面においては、国家がこういう制度を完備していく上において、国家において負担をすると同時に、これを健全ならしめるためには、患者において一部負担をしてもらふという考へのもとに、それによつて健康保険制度というものをとにかく健全なものにしよう、言うまでもなく、国が出す場合におきまして、これは国民から広く税金で取つてきておる金であるから、国が出すというものは結局国民全体が負担しておるわけでありまして、私どもはやはりこの制度自体を健全な永続する制度としていかなければならぬ、また、医療の内容もあるいは私も決して今日の状態でこれでもういいのだというほどいいとは思いません。将来、さらにさらに、この内容も科学の発達、技術の発達につれて向上化していかなければならぬと思ひます。しかし、いづれにしても、健康保険制度というものの基礎が確立しておらなければ、一切ができないわけでありまして、そういう意味においてわれわれは今日の改正案を出したわけでありまして、しかし、こ

れに対していろいろな見地からわれわれの考へに対する御批判はあらうと思ひますし、また、その御意見は十分に尽していただきたいと考へておるわけでありまして、決して党派の立場から、選挙の場合の支持等を多少でも頭に置いたというようなことは全然ないといふことを十分に一つ御理解いただきたいと思ひます。

○竹中恒夫君 大へん總理は時間をお急ぎのようで、私はこうした重大な問題につきましては、國政最高責任者の總理と十二分な意見の交換なり討議を経て決定したいと思ふのであります。したが、いろいろと御都合がございまして、はなはだ残念でございまして、四点につきまして、しかも時間を省略する意味で、先般の衆議院における議事録による当局の御答弁等を一応そのままの席上での御答弁といたしまして、それを前提として質問いたしますから、そのおつもりで御答弁願ひたいと思ひます。

最初に、私お聞き申し上げたいのは、今回のこの議案の上程の系統に欠くるところあるというところは、衆議院で非常にもその審議の中において論議が戦わされた、参議院におきましても先般厚生大臣の御出席のもとに、ある程度の論議が行われたのでございまして、私はこうした法律上程上の欠くるところあるという重大な問題につきましては、總理みずからの御所見を承つて、それによつてわれわれは対処したい、こういう気持を持つておるわけでありまして、そのときの議事録によりましますという、二十四国会の前には諮問したが、その後諮問しな

かった。その諮問しなかつた理由は大綱に著しい変化がない、大綱に変化がないので、諮問の必要を認めず報告の程度にとどめる、主として報告したのである、あわせて懇談したものであり、こういうような御答弁であつたように記憶しております。懇談と諮問との法的な相違といふものはこれは明らかに違つておるわけでありまして、こうした点においてもし諮問しなければならぬ事項があつたといひますならば、先般の懇談の系統では誤まつておると思ふのでございまして、さういふお考へでございようか、あるいは一応懇談でもいいのだといふことでございようか、その点を最初に伺ひたい。

○國務大臣(岸信介) 私どもは、立法の大綱について諮問すべきものであつて、それは諮問してある、懇談をもつて諮問に代へたといふ考へではないのでありまして、手続は違つておる、こういう解釈に立つております。

○竹中恒夫君 そこでこれは見解の相違になるわけですが、大綱に変化がないというお説なんです。ところが、私詳細に新旧の案を比較いたしますと、うと、大綱に重大なる変化があることを発見しております。それはどういふことかと申しますと、まず第一に立ち入り権の問題であります。これは憲法に關連する問題であり、憲法の精神を乗り越えたい方であつたので、これはいけなないといふことで、非常に非難がございまして、これが衆議院で修正されております。こういうような法案そのものの性格は、憲法の定むるところの解釈によつてその条項が削除されておる。たとえて申しますならば、前項の規定による質問または検査をな

すに必要あるときは当該職員は事務所に立ち入ることができるといふような重大な表現が削除されております。こういうことでは、法案の性格、重みが全然變つておると私は思ふ。もう一つ重大な變革は一部負担の問題なんです。これは局長はあのかのときの御答弁で、実は一部負担については三案持つておる、ABC三案とも両審議院に諮問したのであるから、そのうちの一案をとつたのだから變革はない、こういう御答弁をしておるのですが、これは明らかにかりにしておる、ABC案をとつておらなかつた。D案といふ案が、新しく案をとつておる。この一部負担といふものは財政影響がきつて大きいわけなんです。最初の案でございまして、二十三億五千万円という膨大な財政影響がある、被保険者にはそれだけの負担がかかる。今度の案によりまして、その半額にすぎないような十二億程度になつておる。ですからこの二点から考へまして、大綱といふものについて

が、私どもの考へを申し上げますと、立ち入り権の問題、それから一部負担の問題につきましても、もちろんある種の變更はあつたのでありますけれども、實質的に見て、今御指摘になつたように、本質的の重大な變更があつたものでは私どもは考へておらないのであります。ここに見解の相違があるわけでございますが、憲法論であるいは法律の解釈等につきましては、もし正確な点につきましては、なお法制局長官からお答えした方が適當と思ひます。

○政府委員(林修三君) その立ち入り権の問題についてお答えいたしました法案は、立ち入り権のことを抜き出して書いてあつたわけでございます。これにつきましても、衆議院でいろいろ御議論がございまして、今回御提案をいたしましたような法律案の体裁に變つております。従いまして、今度もその昨年の衆議院の御決議を尊重いたしまして、大体同じような書き方を踏襲いたしておるわけでございます。この問題は、いわゆる立ち入り検査権は、憲法三十五條の規定でございまして、これは行政機關の職員が、その行政上の必要によつて、事業所あるいは住所、営業所等に立ち入ること、これは私は憲法違反はないと思つております。これは學者の定説でもございまして、憲法違反の問題はないわけでございます。従いまして、あとは立法整備の問題になりまして、結局さういふことをはつきり書くか、あるいは多少そこをいろいろなことを考へまして、規定の体裁上、その書き方を緩和するとか、いろいろ問題でございまして、實質的には新しいこの法案の四十三條の十等

に、私どもの考へを申し上げますと、立ち入り権の問題、それから一部負担の問題につきましても、もちろんある種の變更はあつたのでありますけれども、實質的に見て、今御指摘になつたように、本質的の重大な變更があつたものでは私どもは考へておらないのであります。ここに見解の相違があるわけでございますが、憲法論であるいは法律の解釈等につきましては、もし正確な点につきましては、なお法制局長官からお答えした方が適當と思ひます。

おきまして、質問をし、あるいは物件の検査をするということにつきましては、当然その医療機関あるいは関係者につきましても、その事業所あるいは住所等に行つてやるということは含まれておるわけでありまして、その点におきまして、前の法案と実質的には変わりはないと思ひます。

○委員長(千葉信君) 時間の関係もありまして、休憩したいと思ひます。御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○本下友敏君 議事進行……私ども、せっかく総理がお見えになりましたので、いろいろお聞きしたいこともありまして、ことに、総理は十分に審議をしてほしいということも言つておられますので、ぜひお尋ねしたいと思ひますが、大へんお急ぎのようでございますので、落ちついて御質問する時間がないようでございますから、あらためて総理に出ていただくということを前提といたしまして、こゝで休憩に入ることには賛成いたします。

○委員長(千葉信君) 首相の当委員会御出席については、理事会で御協議申し上げることにして、暫時休憩いたします。

午後一時三分休憩

午後二時三十七分開会

○委員長(千葉信君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に続いて質疑を願ひます。

○坂本昭君 この前、衆議院の大橋議員にお尋ねしてしり切れトンボになっておりますから、きょうは野澤議員がお加わりになつておられますので、先

般の続きをお尋ね申し上げたいと思ひます。その前に、この前、山下委員からこの点数引き上げの点についていろいろと質問のあつた際に、保険局長から、専門委員四十名で四つの部門に分けて目下調査中である、早ければ二、三カ月すると大体わかるという返事があつた。そのことについて資料の提出を求めましたけれども、全然何とも返事がありません。これははなはだ不満でございます。おそろくそういう何らの資料をお持ち合せになつておらないのではないかと、一応その調査を大臣は命じておられますけれども、調査の内容といふものは何らでき上つていないのじゃないか、そういうふうな私考があります。これは野澤議員の衆議院におけるところの審議の内容であり、また、決議の価値を裏づけするものでございますので、この点については野澤議員並びに保険局長から御説明をいただきたいと思ひます、まずその点から。

○政府委員(高田正巳君) 前回お答えをいたしました中央医療協議会の専門委員会等の状況は、これはかねて同協議会に御諮問しておりました、いわゆる新医療費体系に基づく点数表の改正に関連したものでございます。そのことにつきまして、山下先生から御質問の中に、どの程度進捗しているかという御言及がございましたので、それに関連をしてお答えを申し上げますのでございます。

それで今回のこの衆議院の付帯決議に関連をいたしました問題につきましては、これは前々いろいろお話が出ておりますように、いろいろ関連するところが深くございまして、あるい

はその点数表の問題にも関連をもつて参るというふうな性格を持つておりますので、関係して山下先生の御質問になり、また、私もどもお答えした、こういう関係でございます。それで付帯決議の第三項につきまして、大臣から調査を命ぜられ、また、検討を命ぜられておることは、前回明確にお答えした通りであります。それに関連をいたしましての資料……特別にそれに関連をいたしましての資料は、まだお目にかけるだけのものではできておりません。と申しますことは、これらの関連の資料といふものは、おそろく私の想像では、いろいろ今までの、たとえば一例をあげますれば、中央医療協議会に提出をいたしております膨大な資料、それらの一端につきましても、当社会労働委員会におきましても、前々国会でございまして、あるいは前の国会におきまして、御提出をいたしましたことがあるのでございまして、さういふいろいろな資料といふものが、その関連の資料といたしまして、基礎資料の一つになつて参ると私はかように存するものであります。今般の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、一つ検討の緒にはついておりますけれども、別に目にかけるような資料を作成したという段階にはまだ立ち至つておりません。

○衆議院議員(野澤清人君) 先ほど坂本委員の御質問の要点は、おそろく付帯決議の第三項についての事柄だと思ひますが、大橋委員からお答えがどういふふうに出ておったかわかりませんが、今の中央医療協議会等について、四つの部門で審議しておる新医療費体系とは、この付帯決議の内容

は全然別個のものでありまして、実は前回山下委員からも御発言がございました通り、厚生省自体がいろいろ審議になつておつても、その結論が要約されてこないというところ、もう一つは、従来、付帯決議をつけても、なかなかその趣旨が尊重されない、こういう傾向があるから、自民党としても十分これは監督を強化しようじゃないか、こういう意思と同時に、医療担当者の待遇改善をはかる根本的な考え方は、先ほど先生の御指摘になりましたような、新医療費体系の考え方ではどういふ満

法が成立する際に、たまたま新体系として新医療費体系が取り上げられ、それが現在四つの部門で事務的に、あるいは審議の過程等が、四つの委員会等で審議されておりますけれども、これはあくまでもワーク内操作であります。さういふワーク内操作という考え方、待遇改善はもちろんできないのだという考え方、衆議院としては新たな構想のもとに、新たな単価引き上げの方式を採用してもらいたい。また、それに点数等の増減も加味してもらいたい、さういふ考えでこの付帯決議をつけたのであります。新医療費体系とは全然別個のものである、さういふふうに御了解願ひたいと思ひます。

○坂本昭君 野澤委員の説明は了承できるのでありますけれども、こゝで付帯決議をつけるということの権威といひますか、重要性といひますか、これが非常に大事なことだと思ひます。ただそのアドバランを上げただけでは、これは意味をなさないと思ひます。特に先般衆議院のこの委員会、いつま

でも衆議院の方に御足労願つておるといふのは、実はこの決議の意義について、一つはつきりきわめておきたいという点で、論議が繰り返されておる。先般の山下委員の質問に対する厚生大臣並びに当局の御説明などを聞いておりますと、ただの看板だけで内容がちつともない。それは確かに要望するといふのは自由です。しかし、ただの看板だけで、この付帯決議でもつて、それで本案をカバーするということ

は、これははなはだ適當を欠く、さういふ点で私たちの方は、一体付帯決議はどれだけの力があるのかということ、繰り返し繰り返しいつもお聞きしているのです。この前、大橋委員に私がお聞きいたしましたときには、たとえば第三項につきまして、この問題については一応資料を作つておるというから、それじゃ出してくれ、今聞きますといふと、出すようなものはない、それから今般のこのことについて、財政的に裏打ちがあるか、突き詰めてみると、何もないのです。それから今度は、診療報酬の支払い方式、さういふようなことについて十分検討されたか、審議は十分済んだか、済んでいないのです。大橋委員は率直に答えられましたけれども、衆議院では十分な審議が済んでいない、それからたとえば支払基金制度の問題あたりも、これは審議されていない、それからまた待遇改善といふことになると、現在の医療担当者といふのは、どういふ待遇を受けているか、その認識がどうなつてくるか、あるいは、いかに待遇を受けるべきか、さういふことの審議をやつたか、

——という点で、これが私が一番疑問

に思っていることです。だからこんな、十分審議を

しなくちゃならない、そういう固い決意を抱くに至ったのです。午前中

も総理は、十分審議をさせていただきたいということ、どういふ点が審

議が十分でないかという点を、実はただしたいと思つて、たびたび野

澤委員あるいは大橋委員に突は来ていただいているわけで、ただいま私

の了解した範囲内では、どうも裏打ちがなくて、内容が空虚で、この決議と

いうものは、どうも権威がないという印象を受けていることなんです。それ

で私はこの決議が、非常に大事だと思ふ。皆さんが苦心惨たんして、この

前、野澤委員の言われました苦心惨たんの結果作つた、この苦心惨たんの結

果この第一項目に、医療担当者の地位を不当に害することのないように、こ

れは非常に大事な点であります。今度の法案の中では、やはりこういう問題

が論ぜられ、そして医療担当者の側で非常に不満を持っているということ

は、地位を不当に害する法案である、今でも地位が不当に害されている、

さらにこの法案によつて、その不当性が増強される、そういうことを非常に

考へておられるがゆゑに、反対が非常に強いのです。それで私は、一体医療

担当者の地位ということについて、衆議院においては、いかにあるべきか、

また、現在はどうだ、そういうことを論ぜられたことがあるのですか、それ

と、もう一つお聞きしたいことは、地位が現在不当に害されているところの

事実、そういうものが指摘されたか、ここに一応決議に書かれる以上

は、そういうような事実も指摘され、

また、論議されて、そしてそれに対する皆さんの検討もあつたと思う。まず第一項目について、その点一つ野澤委員の御説明をお願いしたいと思います。

○衆議院議員(野澤清人君) 非常に坂本さんの御質問は大事なところであると思ひますので、私も遠慮なくこれは申し上げます。先ほど御指摘になりました大橋委員がこちらに参りまして、

いろいろ審議の過程で論議が尽されなかつた、こういうことを万一発言しておつたとすれば、それは間違ひだと思ひます。審議の過程において論議は十分

尽くされております。また、前国会からの関係もありまして、これは速記録をよくお読み願ひますというところ、

うした問題等についても十分おわかりになると存じますが、これは一言付言いたしておきたいと存じます。同時に、

先ほどの付帯決議に対して権威がない、あるという問題点であります。あなた御心配になる点は、全く与党

でいながらわれわれも心配しておりました。ただ付帯決議をつけただけで一

ちよう上りという気持は毛頭持つておりません。従つて、付帯決議を出す以上

は、党の方でもこれについては、がっしり受けとめるだけの自信と熱意を持つ

ていこう、こういうことで、すでに自民党内には保険医療対策特別委員会と

いうものを組織することに決定いたしました。ただこれは調査委員会じゃあり

ません、あくまでも対策委員会でありまして、あくまでも対策委員会であり

ますから、この付帯決議等について政府が緩慢なやり方をするならば強力に推

進する、また、いろいろこの待遇改善、あるいは医療担当者の、お尋ねの通り

立場を不当に害するといふような問題が出てきた場合にも積極的に政府に働

きかける、こういうふうな意味で、対策特別委員会を設置することにすでに決

定いたしました。おそろく二、三日中にはこの委員会も発足すると思ひます。

で、従来特別委員会等を作りまして調査が目的であつて、調査資料をこちらから集めておるうちに一年や

二年たつてしまひます。しかし、政府自体としては、御承知の通り、中央医

療協議会においても四つの部門で検討を加へ、すでに七人委員会もあり、五人委員会もあり、各種の審議会等で調査しておるのではありません。そういう資料をとり集めまして、そしてこの対策委員会が本格的に強力に対策をし、監督もしていこう、こういう決意で臨んでおるわけでありまして、ど

うか誤解のないようにしていただきたいと存じます。

なお、この文章に書きました第一項の「医療担当者の地位を不当に害することのないよう」という言葉であり

ますが、これはその上の文字を見ていただきますと、「保険薬局の指定制度の実

施に当つては」と、こういうことで不当に害するといふことを是認したまま

この文章を書いたわけじゃありません。この指定制度といふものを実施するに

当つては、医者の体面を傷つけた、不当に圧迫をしたり、不安をかもし

たりする、このようなことはできるだけ避けるべきだ、こういう趣旨も盛り込ん

だのでありますので、どうぞ御了承願ひたいと存じます。

○委員長(千葉信君) ちょっと速記をとめて下さい。

○委員長(千葉信君) 速記をつけて。

○柳原孝君 ただいま坂本委員のお話、私聞き違へておるかもしれませ

んが、衆議院におきますところの審議並びに付帯決議につきましてはいろいろ御

批判のようなお言葉があつたのであります。私、それは聞きそないであ

れませんが、これは審議が不十分で

あれば、わが本委員会において十分審議をすればいいのでありますし、ま

た、他院の議決について批評がましいことを言われるということにつきま

しては、私少し疑問を持つております。従ひまして、ただいまの坂本委員

の御発言中、不適當な個所がございましたらば、委員長においてお調べを願つて適當な御処置をお願いしたいと思ひ

ます。

○委員長(千葉信君) 承知いたしました。もしそういう事実がございましたら、委員長において適當に処理いたし

ます。

○坂本昭君 それでは野澤委員にもう少しお尋ね申し上げたいと思ひます。

ただいま特別な調査会をお作りになられる、そして鋭意この努力をされる

といふことを申されましたが、実は今までの皆様のとおりになつてこられ

たところの事実によりまして、今も五人委員会や七人委員会あるいは社会保

険審議会、あるいは社会保険制度審議会といったものが十分できてい

ることを言われましたけれども、現実

にそういつたものが皆方方によつて利用せられ、そしてそれらの審議によ

つて出された結果を十分に尊重してこれたかといふと、私非常な疑問を持つ

ております。でありますから、ただ調査会ができた、あるいは今までも資

料が十分にあるといふことだけで皆様の考えをそのままに信用しがたい点

があるのです。で、その点について、今ちようど衆議院の審議を疑うやうな

といふことがありましたけれども、私はこれは皆さんも私たちも相ともに日

本の國をよくするために努力しているであつて、別に地意はありません。

皆さん方がほんとうに新しく岸内閣で打ち出されたところの国民皆保険とい

うものを實際にりつぱに仕上げるためには、われわれもそれを別に拒む理由

は一つもないのです。皆さん方がただ看板だけを上げておいてちつともな

責任を負わなければならぬ。そういう点あくまでも私は追及していきたい、

う思つておるのです。どうかそういう点で野澤委員の一つ衆議院の審議を

通して出されたところの結論と、それから付帯決議の権威についての一つ御

所信を述べていただきたい。

○衆議院議員(野澤清人君) 坂本委員の方で、特に私念を押しておいたの

ですが、誤まつて聞かれておるような点があると思ひますので、これは御訂正

願ひたいと思ひますが、今、党内に保険医療の対策特別委員会を作るとい

ふことを申し上げました。これはあくまでも調査会ではないのであります。

で、対策を推進するための特別委員会だといふことを敷衍しておきました

が、あなたの今の御発言では調査会ができた、こういうふうにお話になりま

した。もう調査はあきあきするほど厚生省はやつておるといふ、あなた

と同じ私は見解です。それを尊重するしないといふことは、当該大臣の意思決定

がそれによつてなされるかなされな

いと思ひます。従つて、これを参考

に

九

第七部

社会労働委員会会議録第十四号

昭和三十三年三月二十六日

【衆議院】

会に持ち込まれた場合には、われわれはちろんこれを尊重しております。しかし、そういう経過も先ほども申し上げましたように、山下委員が過般御指摘になったように、厚生省は調査ばかりしておつてさっぱり進まぬじやないかという御発言があつたように私記憶しております。従つて、与党の方としましてはそういうそしりを受けては何にもならないし、実際問題としては強力にこれを推進して、一日も早く国家のため、国民のために推進したい、こういう念願からこの特別委員会まで設けて、今後の施策については十分督促もする、また、必要があれば協力もしよう、また、法制化等に将来役立つことがあるならばこれもお助けもしよう、法律を生みつぱなしでなしに十分監督していきたいという熱意で出発しました。これを借用する、しないという問題につきましては、これはあなただけの問題で、衆議院を代表して私は参つた以上は、お互いにこれは国会議員として信用できるとか侮辱されたとかいふような問題でなしに、虚心坦率にかいに一つお互いに了解し得るものは了解して手を携えて参りたい、特に厚生問題については、超党派的な問題が多うございいますから、どうか何分一つよろしく御了承をお願いいたします。

○坂本昭君 ただいまの野澤委員のお説もとてもございいます。私もそういう点では全く超党派的に、相ともにこの国民の社会保障、医療保障の充実のためにやつていきたい、そのことをあわせて私もお誓ひ申し上げたいと思ひます。

ただ先ほど野澤委員は、十分審査はやり尽した。大橋委員がもしこの審査

の十分でないというところを触れておつたとするならば、それは間違ひである、と、こう言つておられました。私が、私は、そういう言葉じやなしに、現実の上つたものが十分に審議を尽くしたか—はなはだ失礼であります。これが不穩当で取り消しをしるというところならば、はなはだ残念でございいますけれども、なお、あえて私はお尋ねしたいのであります。たとえば、例をあげますと、今の一項目の指定更新の手続を極力簡易にするよう配慮すべきだ、と、こういう結果が出ましたですね。この裏打ちになるものは、今日あるところの健康保険のいろいろな諸事務手続は、非常に複雑であります。これは、私また本論に入つたときに十分審議したいと思つておりますけれども、ここでまたまた付帯決議には、指定更新の手続を極力簡易にするというふうに出ておりますけれども、皆さんの方の審議を通じて、事務の簡素化ということ、これは十分審議されたか、その一言だけお聞きしたいんです。

○衆議院議員(野澤清人君) 機関指定の問題について、かなり、これは与党としまして、野党といたしまして、再三問題点になりましたこととて、これをどうする、という採決はいたしてございせんけれども、もうるるわかるが、理由を述べられまして、さうにまた、理事会といたしまして、あるいはまた、理事者といたしまして、も、与党の側の議員としては、直接当該の局長または課長等と呼ばれて話合ひをいたしました。機関指定、個人登録という法律の原則的な問題については、あくまでも、原案に書いてある道

りのことを行ひのが至当だ。けれども、医療担当者等が特別心配をされていまいすいわけの個人開業医に関しては特別な措置を講じなければいかぬじやないか。けれども、それを法律に特例として設けるよりも、むしろ、行政措置でできることであるから、簡素化する必要がある。それで、この文案を作る際にも、課長も呼びまして、簡素化するんだというふうな申し合せでなしに、極力簡易にするよう配慮すべきだというて、この簡易にすることに付いては、どうもききかたがわかりませんが、たとへて申し上げますと、個人開業医が登録と機関指定と二つ持つておる、三年目に更新しなきゃならぬ、という際に、一、簡易にするのにはどうしたらよいのか。たとへて言う、往復はがきで開業医の所へ、もう時期がきましたというところを出して返事ももらつただけでも、更新の手続を完了したと見られるかどうか、これはこちらからさういふ質問をしまして、大体そのぐらいの程度にまで持つていきたいという誠意ある内容もお答え願つております。

また、第四項目にあります医師会、歯科医師会、薬剤師会等の会法が法制化された後に、府県単位に団体が強化されてきた場合には、行政事務の一部をこの会自体に委譲する、あるいは依頼する、というふうな立場もあり得るで、こうした再指定というふうな問題についても、事務的にあるいは地域的にその会の方におまかせすることも一つの考え方じやないか、こういうことも局長、課長に懇談し、その通りやりますという返事は受け取つております。

んが、具体的に申し上げますと、さういふ点でございいますので、どうか御了解を願ひたいと存じます。十分審議は尽したつもりであります。

○坂本昭君 大へん御熱心な審議を通してさういふふうな結論を出していただいたというところにございましては、私も非常に敬意を表するものでございいます。私が特にここで御申し上げたかったことは、指定だけの問題でなく、衆議院の委員会ではいろいろな面での討論があつたので、指定だけの問題じやなしに、もっと事務の簡素化、さういふ点までお触れになったかどうかというところをお尋ねしたのであります。

○衆議院議員(野澤清人君) 大へん気がつきませんで相済みませんが、その他の問題についても、これは大臣初め政府委員の方で、かなり再三再四突っ込まれております。従つて、そのたびごとにお答えも誠意あるお答えだと私感じておりますので、かえつてこの際、局長あたりからさうした点についての決意のほどをお示し願つた方がはつきりするのじやないかと思ひます。どうぞお願いいたします。

○政府委員(高田正巳君) 今のいろいろな手続の問題につきましては、野澤先生からお答えございましたように、衆議院におきまして相当議論をされました。私が非常に印象に残つておりますのは、保険の問題も議論されましたけれども、あわせて生活保護法の医療扶助等について、現実にはさういふうな用紙に全部書き込まないやならぬのだというふうな現物をもつていろいろ御議論もございました。それらに對しまして、厚生大臣から、思い切つて自分としては手続の簡素化をしたいと思

ひ、さういふ御答弁があつたやうなわけでございます。

なお、先ほどの付帯決議の第一項でございいますか、この私ども具体的な措置として、実は今考へておりますことを御紹介をしてみますれば、次のようなことを省令によつて明確に規定したいと思ひます。というところは、その一つは、指定の更新を受けた旨を書面で申し出られればそれでよいということにしたいと思ひます。しかも、その申し出は、指定の期間満了前六カ月内であれば、その直前というのじや、これはお忘れになつたりすることがありますので、六カ月内であればいつでも行ふことができるようにしたい、さういふふうに考へております。それで、もう事は終るわけでございますが、なお、たとえば、今までベッドを持つておられなかつたのがベッドを御設備になつたというふうな場合には、さういふふうなものをちよつと付記しておいていただければいい、結局書面一本出していただければそれで済むというふうなことを省令の内容として規定をいたしたい、かやうに考へております。それは法令の上の措置でございいます。なお、実際問題といたしましては、先ほどちよつと野澤先生がおつしやつておられました、が、むしろ役所の方から、あなたの所はいついつ切れますけれども、いかがでございますか、もしあれであれば、別紙なり何なり記名捺印をして御提出をお願いしたいというふうな現実の措置も要すればいい、そのためのところにつきましては、なほ省令の中に、それからさういふ現実の行政上の措置というふうなものにつきましては、こ

これはそれぞれ医療担当者の団体もござ
いますので、それらの方々とさらにい
う少しく御相談をして内容を確定し
たして参りたい、まあかように私も
はこの付帯決議第一項について考へて
おるようなわけでござります。

午後三時九分速記中止

午後三時二十六分速記開始

○委員長(千葉信吾) 速記を始めて。
○坂本昭君 先ほど保険局長から極力
簡易にするという点についての説明が
ありました。御説明としては非常によ
かったのですが、どうも一応これはま
だ本論に入っていないと、それだけ
一応承わっておくことにいたし
たいと思ひます。

そこで、ただいまいろいろとお話
がありましたので、この付帯決議一々全
部詳しく根拠を挙げて御質問申し上げ
ようというつもりはございません。た
とえばこの第二項など、「国庫負担の途
を考慮すべきである」という付帯決
議は非常に重要だと思ひます。しか
しこれはわれわれ本院においても慎重
審議をして、そしてまあわれわれとし
ても結論を出していく、このことにつ
いてはもう触れませんが、ただあとで
もう御質問できない事項がありますの
で、野澤委員も御多忙だと思ひますか
ら、第四項の点かどうもこの付帯決議
として私よくわからないのでありま
す。「医師会、歯科医師会、薬剤師協
会の三団体については、――」本来の
使命達成上、真に遺憾なる状態にある
ものと言わざるを得ない。「これは付帯
決議としてもいふん変つた表現だと

思ひます。」「真に遺憾なる状態にあ
るものと言わざるを得ない。」というこ
の付帯決議でござります。これはどう
もその「真に遺憾なる状態にあるもの
と言わざるを得ない。」というところで
ね、これは一体どういふことなんだ
か、どういふ点が遺憾だか、ちよつと
お聞きたいのですが。

○衆議院議員(野澤清人君) 大へんな
ところ御指摘にあつたわけですが、
これは坂本さん前の国会の御審議
の過程を御存じないと思ひます。実
はこれに対する意思表示は参議院の方
でされておられます。それでそういうこ
とから勘案しまして、各種団体が地域
的にばらばらになつては困る。それで
もしこれが一つになれるなら、先ほど
も申し上げた通り行政の手続等の一部
なんかもこれは委譲できるのだ。しか
し加入したものあれば、加入してい
ないものもあるというふうな現状であ
り、あるいはまた地域々々によつては
団体が二つにも三つにも分れるような
場合も起きます。そういうことを懸念し
まして、戦前のような医師会令とか、
薬剤師会令というふうなものがあつて
ほとんど強制加入式にまとめられてい
るなら、すべての点も円満にいくので
はないか、こういうふうなことで、た
また参議院でもそういう意思表示が
あり、前国会でもそういうことが審議
の過程において生まれて、今回の衆
議院の審議の過程においても、各種団
体についての法制化等の御意見も出て
おりましたものですから、その上でこ
こに入れてありますので、字句の使い
方等について十分これは慎重に検討し
た結果やつたわけでございますので、
ぜひ御了解を願ひたいと思ひます。

○坂本昭君 将来医師会、あるいは齒
科医師会の行政的な力を与えるふりに
書いた方がよろしい。ただそれだけな
らもう少し書きようがあるのではない
かと思ひます。それがね、真に遺憾な
状態というの、これこそ強い批判だ
と思ひます。どうしてこういうふう
な付帯決議をつけられたか、どうもそ
の真意が私わからないものですから、
何か皆さんの方でも審議の過程で、こ
ういふ特別な状態をおつかみにな
られたので、やはりこういうことがこ
の法案の審議の過程で付帯決議とし
つけられる重大な要素となつたのでは
ないか。今のようなお話ならば、そ
ういふように最初から付帯決議に書い
ていただくと、むしろすっきりして私
もやすいと思ひます。もう一度この
御説明を願ひたいのですがね。この点
これは非常に私大事な点だと思ひま
す。

○衆議院議員(野澤清人君) 今も申し
上げました通り、字句にこだわつてな
ぜ変えたかと言われまうという、こ
れは衆議院に帰つて相談しなければな
らぬと思ひます。そういうふうな意味
合ひでなしに、すでにもう少しともこ
の医療団体を理解する社会労働委員会
の方々等においては、どの団体が悪い
とか、どの団体がいいというよりも
も、現在ばらばらの状態にあるものを
何とかほとんど強制加入式に取りまと
めたい、こういう考え方が相当強い
と思ひます。特に保険医等につきまし
ては、全部の者が保険医であるのなら
ばともかくも、保険医でない人もあり
ますし、加入者である会員である者
と、非会員である者とはいろいろ解
説等をしてしまつても、これが通じない場

合がある。また会の運営自体につ
きましても、ほかの団体はいざ知らず、
薬剤師会などは私関係しておりま
すのでよくわかつておりますが、もう当然
きめられた会費ぐらひは納めるべき
のが、任意加入というふうな建前か
ら、全然納得ないでおる者もあるし、
しかもその上に薬律違反等を起され
た場合においては、実際に医療行政とい
うものはなんばにたつてしまふ。これ
はひいては国家の不利、国民の迷惑
ということになりまうので、でき得る
ならば医療担当者の団体というもの
は、一応一貫した一つの団体に仕上げ
るべきじゃないか、こういう意味であ
ります。ただ、どこが遺憾だといふこ
とを申し上げたのではないのでありま
すから、言葉にとらわれずに一つ御質
察を願ひたいと思ひます。

○坂本昭君 確かに今度政府が打ち出
してゐる国民皆保険という立場からい
いますと、全部の医師が保険医になら
ざるを得ない。そしてまた今度の法案
の機関指定あるいは保険医の指定登録
制の問題、こういう点は十分に新しい
医療組織へ移ろふとする、そういう内
容を持つておるのであります。ですから
当然四番目のこの決議事項というも
のは、私は深い意味をもつて説きま
ざるを得ないのです。で、今のよう
な御説、どうもそれはどの意味はない
と、これは簡単な文字だと言われると、ど
うもそういうふうな理解にいくので
すが、たとえばこの中に、「我が国医
療の健全なる発達に資すべき制度を樹
立すべきことを要する」と一番最後
に書いてありますが、その目標につい
て、どういふところを目標にするかと
いふような審議はなされたのでござ
いますか、現実に。

○衆議院議員(野澤清人君) どうも坂
本さんの御解釈が独善だと思ひます
が、私は簡単な意味にとつてくれとい
うお願いをしていないのでありまし
て、字句にかかわらず、相当の意味は
持つておるのだから御理解願ひたい、
こう申し上げたのです。あなたの今
のお言葉だと、簡単な意味にとれとい
うが、理解しにくい、こういうお説で
すが、これは一つもし御了解願ひるなら
ば、そういう扱いでなしに、書いてあ
りますことの字句一つ一つについてと
らわれることなしに、全体の氣持を解
釈してもらえないかといふことをお願
ひしましたのです。

それから「我が国医療の健全なる発
達に資すべき制度を樹立すべきこと
を要する」といふ意味は、全体をひ
くるめまして、国民皆保険といふこ
ともう前提になつておるのだから、現
在のようには保険医自身が保険医の登録
をする者としないうと、しかもそれら
が全部会員だといふ建前でいくならば
よろしいが、会員もあれば非会員もあ
る、こういう状態では今後の保険医療
等の発展のためにも決して利益でない
から、そういう団体等の規制について
も十分制度化して、国家国民に裨益す
るようないき方をとつてもらいたい、
こういうことを要望したわけでありま
す。どうか一つ御了承願ひたいと思
ひます。

○竹中恒夫君 今委員長の御発言の中
にきよう質問する事項は、修正された
部分についての質問、これに関連して
付帯決議の質問をする、こういう御説
明でござります。修正された部分とい
いますと、実は社会保険支払基金を
削除なさつたのは、まあ修正、それか

ら国庫負担の期日を修正なすつた、題名を修正なすつたことであつて、この修正された箇所だけの質問ならこれはできないわけですね。むしろ最後に——それをのけた残りのものは政府原案と同じものだ、そこで御質問申し上げるのには実はとまどいするわけですが、そういう意味合いを含めまして私質問させていただきたいと思ひます。

○委員長(千葉信君) 竹中さんに申し上げます。修正部分に關連するということをお願い申し上げます。直接の關連というふうに狭義の意味じゃございません。その修正を行う希望を持っていた箇所でありながら、それができないために付帯決議として、その問題の緩和策、もしくは融和策、もしくは是数済策という格好でとられていた点もあつたから、そういう点を含んでの關連部分として御質問されて一向差しつかえないと私は考へております。

○竹中恒夫君 では野澤さんにお伺ひしますが、私は決して批判いたしません。質問いたします。この修正なさる動機において、保険財政の根本的な建て直し、あるいはまた制度の合理化、基礎的な地固めということによつて、これは修正されたということになります。それが、そういたしますと、根本的な建て直しは結構対策が修正案に入つておるといふことが一番正しいと思ひます。だけれども、そうじゃないでしうか、批判でなしに御所見をお伺ひするわけですね。

○衆議院議員(野澤清人君) この改正案の審議の過程においては、当然結構対策等は強く打ち出されました。かなり論争は繰り返されております。たゞし衆議院そのものの最後の意思決定と

して、政府原案を中心によつて参りまして、御報告する必要がないと考へて私しておりますけれども、審議は十分尽されております。また保険財政の赤字等の問題と關連して、七人委員会、五人委員会等の問題点等の話が出ました。中央社会保険医療協議会等のお話も出ております。従つてこれらについては關係の委員間においては十分重要なポイントだということの認識の上でこの改正案を打ち出したわけでありま

○竹中恒夫君 結構問題は根本対策であるということでは審議の経過の途中で論争したと、が、しかしこの際の本根対策としては、予算その他の面があるもので、結構対策はのけた、こういう意味なんでしょうか、そう了解していいんです。

○衆議院議員(野澤清人君) 評価するしなは御自由だと思ひますけれども、ただ審議の過程においてなかつたかという御質問でありまして、この報告の中になかつたというので——なかつたんではなく、あつたけれども、この法案と關係がないから付言しなかつた、こういうことであります。どうぞ御了承願ひします。

○竹中恒夫君 その次にお尋ねしたいんですが、これは根本さんの御質問と重複するからいがあるんですけれども、条文で言えとおっしゃれば四十三条の三になるわけですが、機關指定の問題と、登録の問題なんです、不当に害するおそれがあることをやはり予測して、御心配になつておられるので、こういうような表現があつたようにわれわれ考へられるわけですが、この

文章を読みますと。そうすると、そういう予測があるということでは、法の運用にやまやますればあやまちを起す危険があり、あるいはまた逆にいいますと、不備であるとも言えるわけですが、その点はどうなんでしょう。

○衆議院議員(野澤清人君) 保険医の登録の際の議論でなしに、機關指定更新の際の御議論としていろいろお話が出ております。せつかく三年目になつて更新しようとした場合に、役人があつたはつたがまずいから気に入らないからあれは指定しない、感情上おもしろくないからあれは指定しないのだ、こういう議論が相当出ました。これらについては、最悪の場合の仮説の議論だといふわけとしては意見も申し上げましたけれども、非常にこの点については強調された。個人的な感情や役人のいわゆる官僚独善の立場から、外貌やあるいはその態度等について再指定がされなかつたら大へんだ、こういう心配が全国にみなが持つておるというお話がありました。この点です。それから、これらの意向等も入れて、そのうした医師の体面を不当に害するような事態が起きては大へんだという御心配がかなり野澤の方に多かつたもので、それから、それでこうしたもの丁寧に織り込んだわけでありまして、御了解を願ひします。

○竹中恒夫君 討論はいたしません。次に私申したいのは、そういうおそれがあつたから關係団体との連絡を密にするということ、具体的にはどうなんでしょう。先ほどおっしゃつたように普通は機械的にやるのだが、工合の悪い人、ある人に限つて關係団体とやあらかじめ御相談なさつてい

くのだと、こういうような御意向のこれは具体的なことなんですか。

○衆議院議員(野澤清人君) それほどの確に話が進んでおりませんが、先ほど申し上げましたように、第四項の要望事項が達成されて完全に会員が一つの団体に入る、こういうことになつてきます。という、その關係団体と話し合ひの上で移譲もできれば、あるいはまた再更新というよりな場合にも事務的に一部分の移譲もできるのではないかと、けれども現在のところは予算もなし、またそういう手続等もすぐさまはできないものですから、なるべく關係団体と連絡を緊密にしうじやないか、特にこの問題につきましては、一括指定という強い御意見が相当出ておりました。ただし厚生当局としては何々県、何々府というものを一括した場合に事務が煩瑣になつて疎漏になるおそれがある、また事務処理も容易でないというよりなことから、都道府県を一括するということには非常に困難である、ただし地域的に一括することには差しつかえないのだ、こういうようにな御答弁もありました。ですから、なるべく医師会、歯科医師会、薬剤師会等と争ひが起きないように、間違ひの起きないようによつて話し合ひをして簡易な方法をとつていつていたきたい、こういうことで付帯に入れたわけでありまして。

○竹中恒夫君 次に御尋ねしたいのは、実は個人開業の場合のことなんです、この機關指定を医療担当者がそれほど反対し心配しておられるのは、決して御親切な更新手続の問題ではなく、手続というよりは任期期間三年といふことが問題になると思ひます。そこで

私はお聞きしたいのですが、個人開業に二重指定の形をもつてやらなければ絶対に工合が悪いのだというこの理由、これは私は裏返して申し上げますと、先ほど先生がおっしゃつたように、ある官吏があのやうなつらがつまづいからもう指定しないのだというやうなことです。まずいということになります。という、再指定のときには往々にして官僚の感情が入るわけなんです。これは個人開業医としては自分の職場を三年ごとに取りかえていくわけなんです。自分の保障は保険医として保障されておりますが、職場は三年に区切られるといふことが、お説のように感情であるのやうなつらがつまづいからといふことでけずられては困るという心配があるのだ、やましくいふのだと思ひます。ですから、手続でなくして三年という期間にあると思ひます。しかしそれでも絶対にやらなければいけないのだ、手続を簡単にしてもいいのだ、とにかく期間を持つといふことが意義があるのだといふことであります。ならば、どうして個人開業医はそれしななければならぬという理由が衆議院で明らかになつたからこうなつたと思ひます。それが、その理由を承わりたい。

○衆議院議員(野澤清人君) この点につきましても十分話し合ひがあらました、今のやうな御心配の点もあらましたが、理解の程度の差だと思ひます。法文を逐次ごらん願ひしますと、この改正案を貫いておられるのは、今後の医療行為そのものを機關でもつてやつていこうという考え方が主でございます。そうしてそれに保険医の登録は終身登録でありますから、その保険医の登録と医療機關としての指定というものの

は、法人であろうと個人であろうと機関そのものが診療行為をする、そうして請求もする。こういう場合にももちろん個人医が診療はいたしますが、機関そのものが責任を負う、責任の所在になる、こういうふうな法文そのものの解釈がつかぬものでありますから、従って個人の場合に特別にこれからワクをはすすというふうなことをしますという、たとえ竹中先生保険医でないが竹中歯科医院というものを開業しておいた、あなたが、個人だからもう機関指定は要らないという理屈からいけば、参議院に当選されたあと代診をおいた場合、これは当然機関の指定を受けなければならぬ、こういうふうな事態が起る。そういうことから機関指定というものはあくまでも今後の日本の保険医療には必要なんだ、こういう結論に達したわけでありました。ただしここに書いてあります通り、個人開業医という言葉は今でも法律上にはおそろしくなかった言葉だろと思いが、いわゆるという言葉を入れて御心配の向きに対してはできるだけ手続を簡素にする、こういうふうな意味合いで付帯決議に持ち込んだわけでありました。どうぞよろしくお願いいたします。

○竹中恒夫君 その点については相当意見がござりますが、これはまた後の機会にさせていただきます。

その次は七十条の問題なんです、国庫負担の問題なんです、修正の案によりますという、やはり定額でもなし定率でもなし、一応三十億という線にこれは結果的になつてくると思うのですが、国庫負担のあり方というものは、衆議院においては審議過程の上

からいって大体はどういうような方向にあるのがいいのだということであつたのですか。

○衆議院議員(野澤清人君) ちょっと竹中先生のお言葉を返すようですが、七十条の問題について修正箇所という御指摘ですが、修正はしております。

○竹中恒夫君 だからそれで先ほど質問したのです。修正なさったのだ、修正なさったところだけ触れるならば、基金法の削除と題名を交えられただけなんです。従つてこの政府案がそのまま一種の修正案という形にならないと質問できないことになるので、そういう表現をしたわけなんです。

○衆議院議員(野澤清人君) 国庫負担に対する考えはどういう考えか、こういうわけでございます。これは付帯決議の第二に入つておると思ひますが、「健康保険に対する国庫負担制度の根本理念を明確にし、これに伴い」こうなつて、これは第二義的な問題なんです、最後の「国庫負担の途を考慮すべきである。」という表現の仕方をとりました。これはたまたま衆議院における審議の過程において、健康保険は社会保険制度なりやいなやという質疑が戦わされました。それで社会保険の流井委員とあくまでもこれは相互契約の保険で、政府から金を流していかない以上は社会保険制度とはいひ得ないのだ、こういう議論を強く何回も繰り返しております。それから政府の方の見解としては、大臣みずからが広義の社会保険制度であるという解釈でその際にお答えになつておりました。それから自民党の党内におきましても、国民健康保険に対する解釈がまちまちであ

ります。まちまちであります、健康保険に対して国庫負担するという態度を打ち出したことは今までにありません。けれども外郭団体である医療担当者団体等では二割の国庫負担ということも強く打ち出してあります。従つてこの問題については、少くとも根本理念を書いたのは書き過ぎるかもしれない、とくに国民健康保険に對する理念といふものが党自体も政府自体もばく然としておる、こういう状態では何ぼ叫んでも、補助金は出し得ても国庫負担金は出し得ないということでは困るのじゃないか、そこですみやかにこの根本理念といふものを確立しまして、政府も与党の方も、まあ社会保険制度なら制度といふことをはっきり言

い切つたらいんじやないか、もし必要があれば、言い切る以上は国庫負担が定額であろうが不定額であろうが、国庫負担をするという名目は立つのじゃないか。けれども議論の過程において、これは衆議院全体を包んだ空気というものは、一体社会保険制度として政府が責任を負うものかどうかといふことの結論が出ておらない。従つてこういう表現の仕方をしたのであります。で、これらについては諸先生方もむしろ今後の審議の過程において、はっきりとした方が賢明な策ではないかと思はれるわけでありました。

○竹中恒夫君 最後にあと一点お聞きしますが、この関係団体の何が法制化しておらぬといふことなんです、法制化の問題なんです、先大臣からお伺いしたのですが、大臣のお考えでは、厚生行政の一部を相当するほどの権威と言いますか、内容の充実したものに持つていくの、いいだろうと

いうような御答弁をいただいたわけですが、そこで衆議院としての法制化はやはり弁護士会法のごとき特別法人、しかも権威あると同時にきわめて民主的な団体としての法制化をお考えになつておられるのか、その点を伺ひたいと思ひます。

○衆議院議員(野澤清人君) 一番関係の深い竹中先生でありますから、一番よくおわかりかと存じますが、あなたの御説の通りであります。民主的でしかも弁護士会法に準則するようになつたりした団体に仕上げる。同時に大臣の言われるように、医師会あるいは歯科医師会、薬剤師会等と政府とが対立するといふことでなしに共甘同苦だ、こういうことで十分協力するなら協力する、主張し得るものは主張をして、けんかにならない、こういうふうに將來やつていくためには、やはり会自体の性格といふものもはつきりする必要があるんじゃないか、こういう気持を表明したわけでございます。御賛察をお願いしたいと思ひます。

○委員長(千葉信君) 修正部分についての質疑は大体これくらいにして、原案に対する質疑に入ります。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(千葉信君) 速記を始めて。○坂本昭君 野澤委員にお尋ねしたいのですけれども、このたびの衆議院の修正におきましても、社会保険診療報酬支払基金法の一部改正につきましては、審査の適正を期せんとする政府の意図は了とするけれども、審査の問題の重要であればあるほど現実の問題も十分勘案し、なお慎重な態度をとるべきだと考えて、これを全面的に削除し

ましたという御説明がございました。実は速記録を見ますと、この支払基金の方はあまり審議されてないように私は思つたのですけれども、審査の問題などはこれはだいぶ出たと思ひます。やはりこの点は皆さんとしても相当慎重に考えなければいけないということになつたと思ひますが、ただこ

こで一つお伺ひしたいのは、現実の問題も十分勘案してというふうな表現をしておられますけれども、この場合どういふ点が問題になつて削除されたか、ちよつと御説明いただきたいと思ひます。

○衆議院議員(野澤清人君) これもまたあとで坂本さんにしかられては困るのですが、率直に申し上げます。いろいろな審査の問題についての論点がありまして、特に幹事長が選任するような審査委員の制度について、医療担当者自体が一抹の不安を感じておる。同時にまた、審査事項を遂行する上において専門外の人が審査されるという、間違つた審査の結果が生まれるのではないかと、こういうふうな御意向も相当ありました。結局、人的資源が適切に得られるか得られないかというのが問題点であります。そういうことから、かなりこの審査委員を選任する際には内々手党の方でも二カ年なり三カ年なり、保険医療に従事した経験のある医師、歯科医師、薬剤師を専任の委員にしたかどうかというお説もあつたけれども、全体を包む空気というものは、どうもこれは不安が強過ぎるというものであります。同時にまた、この幹事長の制度等もかなり外部の陳情も激しかったものですから、それで表現の仕方が「現実の問題も十分勘案し」

ということは、厚生省自体が、いつか山下先生が御指摘になつたように、法案そのものの改正案を出すについて、全国的に啓蒙運動をしていない、理解を徹底していない、こういう事態でこれを強行突破することはまずいのではないか、こういう結論から一部修正するといふ御意見もありましたが、むしろこの際は全面削除をしまして、従来通りにおこし、しかし、これは制度としては当然こうしたものも必要なんだという必要性は認めているが、あなたの先ほど御主張のように理解が徹底しておらない、こういうことから現在の、現実の問題も十分勘案して取りやめたわけでありまして、御了承願います。

○坂本昭君 これはまたどなたかに怒られるかもしれませんが、現実の問題の勘案の仕方が少し変に思ふのですがね。むしろあとに出てくるいろいろな監査の問題や、指定の問題、そちらの方の現実はどうして勘案されなかつたかと思ふのですが、その辺はいかがですか。

○衆議院議員(野澤清人君) 良識と認識と理解の程度の問題でありまして、どこに比重が重いかということも言います。主観と客観性の衝突になりますから、私は全体を通じて最も比重の強いところを衆議院は修正した、かように善意に御理解を願いますと、大へんけっこうだと思ひます。

○榊原亨君 私はこの際、ただいままでいろいろ衆議院の修正案に対しては厚生大臣に、この法案についての総括的なお考えを聞きたいと思ひます。いろいろ大臣もお答えになりましたが、

結局この法律は国民皆保険をやる前提としていろいろしなければならぬ地ならしとか、あるいは地ならしの一部をなすものであるといふふうに私は大臣のお答えから承つたのでありますが、そうでございますか、その点について一つ。

○國務大臣(神田博君) その通りであります。

○榊原亨君 そういたしますと、大臣はたとへば、医療担当者に対しては点数表とか、あるいは単価の問題その他を解決し、被保険者に対しては、またいろいろの施策をするといふふうないわゆる地ならしをするといふお考えでございませうが、その時期はあまり速くないといふお考えをいただいているようでございますが、その点について、その時期は二年も三年も先かどうか、あるいはごく近いうちかといふようなことの大体のお見通しと、さてこれらの施策は全部成案が出なければ一括してやらないのだというお考えであるか、解決ができて施策の方針がきまつたものから漸次早急に実現するといふお考えであるか、その二点についてお答えを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(神田博君) この法案が通りましたら、直ちに具体的作業に移りまして、今の私どもの考えを申し上げますれば、夏過ぎる時分には一つ成案を得たい、こういう考えでございす。

うのであります。第一点に、私のお尋ねたいのは、これも今までの質疑応答で大体わかつておるのでございしますが、結論的に御所見を承りたいと存じます。この健康保険と申しますものは、御承知の通り、初めの発達は短期の保険からできてきておる。従ひまして、これらは短期の病氣、短期の疾患に対して重点的に行われたものでございするが、その後、結核の治療が進展、発達して参りますと、その中に結核が入ってくる、もとのから結核という治療があつたのでございするが、ことに、この結核に対する治療の進歩とともに長期の治療を要するようになってきました。あるいは精神病につきましても、これは最近な例でございするが、精神病になつたら、これは仕方がないのだから、気遣いになつたら病院に一生入院するといふような時期が過ぎて、かなり重い精神病でもなれるような時代がくる。従つて、それに対してまじめな治療が行われなければならぬといふことになつて参ります。高血圧にしても、おけに半分足を突つ込むといふような考えがあらましたのに、今度は老人病に対する治療が発達してきて、従つて、これらの精神病、結核、あるいは老人病といふような長期の治療を要します疾患に対しまして、まじめな治療が行われてきた以上は、今まで短期の疾患を扱ひました健康保険のワケ内ではできぬことだと思ふのであります。が、質疑応答を重ねて参りますと、大臣はこれらの点についても、はつきりこれは別に考えるべきだといふ考えがあつたようでありますが、これらの長期疾患について、果して厚生大臣は

まじめに短期疾患のワケの外でやろうといふお考えであるかどうかというところを、結論的に承りたいたと存じます。

○國務大臣(神田博君) 健康保険が労働管理の一つの施策として出発いたしましたことは御承知の通りでございまして、ちやうど先般健康保険法の実施満三十年記念を施行したといふような歴史を持つておるわけでございます。そこで、この健康保険を中心として保険医の指定を行い、そして今神原委員のお述べになられたような治療をして参つたのであります。が、医療の非常な進歩、さらに政府が今回、国民皆保険に一つ踏み切る、こういうことになりました。そこで、おのずから診療機関に対する考え方、今までの措置といふものをもう一べんこのに新しく考え直さなければならぬのじやなからうか、こういうことが自然にこれは出てくる、常識的なことだと思ひます。

ことに、保険医の点数、単価等の問題につきましても、すでに二十六年の改正の際に問題を起して、その後しばらくこの改正を要望されている事情もございする。そこで、思い切つて、一つ国民皆保険に入りますことを前提とした大改正をしたい。医師の待遇改善をしたい、こういう考えでございす。

○榊原亨君 ことに私は問題だと思ふのは、各委員がおっしゃいましたように、結核でございするが、なるほど結核の死亡率は半減いたしておりましたが、患者は少しも減つておらん。従ひまして、今まで厚生省のおとりになりましたように、結核病をなおすのだといふような考えでは、この問題は解決

はしないと思ふのであります。どういたしまして、前提段階といたしましては、結核の感染源をなくするのだといふ考えに踏み切らざる限り、結核であれば何でもかんでもなおす、全部それでやるのだといふ考えでは解決できない。結核を根本的なおす方法もございするならば別でございするが、現在の方法においては、遺憾ながら死亡率は減ることができませんが、結核そのものをなおすといふのはまだなかなか技術が要るのであります。この段階におきましては、ちやうどい病のようにまず感染源を持つておる。たとえば空洞を持つていて現にはい菌を吐き出しておる患者をまず優先的に國家が治療の対象とする。もしその治療ができない場合には、これを長期のフター・ケアに入れるとかして、その感染源をなくするといふ方針がなければ、この健康保険の問題にからんでの結核の対策といふものは解決しない。大臣はそれだけのお考えがあるか、その所信を承りたいた。

○國務大臣(神田博君) 今の榊原委員の御所見私もここに同感でございす。実は三十二年度におきましても、結核の抜本的対策を重大方途として十分折衝いたしたのでございするが、といふことは、三十二年度におきましては、取りあへず、一つ結核の早期診断、早期治療に重点を置いた結核対策と、現に罹病して長期治療を要する者の対策は、今年は一十分調査をして、これを並行的に考えていこうじやないか。そこではつきり申し上げず、今お述べになつた結核対策については、この問題と十分関連を持つておりますので、そういう考え方で進んで

はしないと思ふのであります。どういたしまして、前提段階といたしましては、結核の感染源をなくするのだといふ考えに踏み切らざる限り、結核であれば何でもかんでもなおす、全部それでやるのだといふ考えでは解決できない。結核を根本的なおす方法もございするならば別でございするが、現在の方法においては、遺憾ながら死亡率は減ることができませんが、結核そのものをなおすといふのはまだなかなか技術が要るのであります。この段階におきましては、ちやうどい病のようにまず感染源を持つておる。たとえば空洞を持つていて現にはい菌を吐き出しておる患者をまず優先的に國家が治療の対象とする。もしその治療ができない場合には、これを長期のフター・ケアに入れるとかして、その感染源をなくするといふ方針がなければ、この健康保険の問題にからんでの結核の対策といふものは解決しない。大臣はそれだけのお考えがあるか、その所信を承りたいた。

いきたい、善処したい、検討したい、
こういふ考えでございます。

○榊原孝君 先ほど野澤委員のお答え
にも、果して健康保険は保険か保障か
という問題に触れられておったと思ひ
ますが、今度のこの法律におきまして
は、この事業を執行する上に必要な金
を国庫は負担するが、それは予算の範
囲内でこれを行つて規定されておるの
であります、いわゆる地ならしとし
まして、厚生大臣はこの国庫の負担と
いうものを定率にするというお考えが
将来ありますかどうか。この問題につ
いて承りたいと思ひます。

○國務大臣(神田博君) そういふ考え
方をもつて進んで参りたいと思つてお
ります。実は三十二年の予算折衝に
おきまして、そういう考え方で折衝
いたしておたのでございしますが、御
審議願つておる健康保険法の継続審議
の関係もございしますので、今年度はこ
れと同じようにしていこう。通つたあ
とで全面的な、先ほど申し上げたよう
な大きな変更も考えなければならな
いので、その際、一括して考えよう、こ
ういふ打ち合せになつております。

○榊原孝君 医療体系についてであり
ますが、昨日の公聴会におきまして、
健保連合会の理事といわれる方が、こ
の社会保障制度の医療を完全にやる
ためには、どうしても医療国営でな
ければならない、それが理想の姿で
あるが、今はやむを得ないからそれに
向つて前進する段階を踏んでおるのだ
というお話を私は承つて驚いたので
あります、厚生省は多年、どうしても
も社会保障制度の医療をやるには、私
的医療機関と公的医療機関とがよろ
どなわのようになり合つてやらなけ

れば、完全な運営ができないと主張し
ておられる。重要な地位にある健保連
合会の理事から、医療国営でなければ
できぬという御所見をいただいて、私
非常に驚いたのであります、厚生大
臣はこの点について、公的医療機関と
私的医療機関には機会の均等を与え
て、両者の長所を生かすというお考え
であるか、健保連合会の理事の方が
おっしゃつたように、医療国営の線に
だんだん持つていくというお考えであ
るか、この点は根本的な問題でありま
すから、はつきり御所見を承りたい
と存じます。

○國務大臣(神田博君) 厚生省の考え
方、これは即政府のお考え方とお考えに
なつていただいでいけつてございま
すが、政府といひましては、公営と
私企業と、現に開業いたしておられま
す診療機関が、ともどもにその特長を
生かして、そしてわが国の医療保障制
度が成果をあげることを期待する、そ
ういふ趣旨ですつと今後善処して参
りたいと、こういふ方針でございま
す。

○榊原孝君 いわゆる二重指定という
問題に触れてこなければならぬと思ひ
ますが、これは実際私ども本案を理解
します上におきましては、二重指定で
なしに、医者に對しては、医療担当者
に對しては登録であり、機関に對して
は指定という、登録と指定の制度であ
ると思ひますが、これらの指定に當り
まして、医療国営の前提をなすおそれ
があるところの地域の指定を考えまし
たり、定員制を考えましたり、あるい
は医療機関の特別の企画といふものを
頭に入れて、いわゆる二重指定と称す
るものをやろうという考えはないので

あるかどうか、これは非常な問題になつ
ておるところでございしますので、特に
厚生大臣の明確なる答弁をお願いいた
したい。

○國務大臣(神田博君) ただいま榊原
委員のお述べになられたようなことは
考えておりませんが、今の診療機関を
そのまま、今の医師をそのまま登録あ
るいは指定する、こういふ考え方でご
ざいます。

○榊原孝君 国民皆保険をいたします
というところ、どうしても今の国民健康
保険といふものが基盤にならなければ
ならぬのじゃないかと私も考へて
おるのであります、今の国民健康保
険に對する政府の対策は、財政の豊か
な、経営のよい組合を補助金をもつ
て、ますます助長しようという方向に
動いてゐると私は承知しておる。しか
しながら、弱小の、基盤の薄い国民健康
保険組合に對しては、結果におい
てこれは自然消滅だということになる
という結果になると思ひのであります
が、これらの国民健康保険に對する補
助金の方法についての再検討はするこ
とが一つ。

もう一つは、現在厚生省に集まつて
おりますところの国民健康保険に對す
る統計と申しますものは、これは全然
うそなのである、と申しますのは、各
市町村におきましては、どうしても補
助金がほしいから、運営が悪くても、
報告は運営がよいように報告をされて
いるものが非常に多いのであります。
従ひまして、私も地方に参りまして
聞いてみましても、厚生省の出先機関と
一緒に私お供をしたときには、その組
合は非常にうまくいつていますと申し

ますのであります、一たび酒を飲ん
で、その厚生省の出先機関が行つてし
まうと、実はあれはうそなんですすけ
れども、補助金がもらえないからあ
いふふに報告するのでと云う。そう
いふものの集積された統計によつて、
国民健康保険の現状はかくあるもの
といふふうな誤解をされて、国民皆
保険を踏み切つた場合に、そこに非常
に矛盾ができてくる。ことに健康保険
は、健康なる人を対象としてゐるので
あります、国民健康保険は御承知
のように、中には半分指おけに足を
突つ込んだような人も入つておる国民
健康保険でありますから、これらに
對する対策は十分慎重を要するであろ
うと私は考へておる。厚生大臣は、こ
れらの補助金の問題並びにその補助金
をめぐる統計を再検討される意思があ
るかどうかといふことをはつきり承わ
りたい。

○國務大臣(神田博君) 国民健康保険
の運営に當りまして、地方財政が困難
をしておるといふことは十分承知いた
してあります。そこで政府におきまし
ては、この皆保険を実施する段階とし
て、できるだけ助成の方法を講じて参
りたい、こういふ考え方をもちまし
て、三十二年度事務費の増額をす
る、あるいはまた、先般国会にお願
いいたしまして三十二年の赤字も補正予
算でお願ひしたようなこととございま
す。

ただいま御指摘になりましたこの国
民健康保険の統計は非常に間違つておると
いふ御注意のようでありますから、こ
れは私一つ十分調べることになつたし
まして、さやうなことがないように、そ
ういふ作りごとでなしに、まじめなこ

れまでにやつた国の補助といふもの
が、所要のものが得られるという、国
民皆保険が実施できる、運営できる、
こういふふうなふうに指導して参りた
い、かように考へております。

○榊原孝君 ちよつと速記を……。
○委員長(千葉信君) 速記を止めて。
○委員長(千葉信君) 速記を始めて。
〔速記中止〕
○委員長(千葉信君) 速記を始めて。
四時四十五分まで休憩いたします。
午後四時十七分休憩
午後五時七分開會
○委員長(千葉信君) 會議を再開いた
します。
休憩前に引き続き、質疑を行いま
す。

○榊原孝君 次に伺ひたいしたいの
は、一部負担の問題であります。この
一部負担は、たとへば受診率を制限
するためとか、あるいは受診者負担と
か、いろいろの問題が起つてくると思
ひのであります、現実の問題いたし
ましては、被保険者の啓蒙というこ
とが大事であると思ひのであります。
ことに医療担当者に對しましては、支
払いの履行ということが非常に重大問
題であります、一般の方々として
は、医療担当者が自分のところに患者
をよけいこさすためとか、あるいはそ
の他のために故意に支払いをさせな
い、謝礼を受けないというふうなこと
をいわれておるのでございしますが、
実際はそれとは違ひのであります。こ
とに一部負担につきましては、現在に
おいてもなおたくさん未収がありま
す。ことに生活保護法の一部負担とい
うことについても非常な問題があるの
であります、これらは被保険者の

啓蒙ということが、医療担当者の方々の努力とともに必要であると思うのであります。これらにつきましても、ことに私は問題になるのは、被保険者の問題であると思ひます。

御承知の通り、戦前におきましては被保険者の台帳というものを作っておった。ところが、現に役所の方には、今被保険者台帳というものがありません。従つて、被保険者台帳がありまけんから、ほとんど、だれが被保険者になつたというのを把握することがむずかしい。ことに被保険者証には、一般にこのような証書には写真が貼付するといふことが普通一般の例であります。この場合には、被保険者証といふものには全然写真もない。従つて、医療担当者の方へ被保険者証を持ってきたとしても、果してこれが本人であるかどうかといふことを確認することができぬといふ状態でありました。従つて、一部負担といふものにつきましても、この収入を確定ならしめる上から申しましても、もう少し被保険者証といふものの尊重といふことを啓蒙する必要があります。急患の場合には被保険者証を持ってこなくていい、これは当然のことでございますが、そうでなくとも、被保険者証はただ医者のところに預けて、次から次へと記号番号だけを言へば、それで診療が受けられるといふのが現状でございます。もう少し被保険者の啓蒙に当つては、被保険者証を尊重しようといふことを啓蒙していただかなければならぬと思ひます。ありますが、この点について保険局長のお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(高田正巳君) 御質問の御趣旨のように、私もよく考えております。ただ、現行の制度におきましては被保険者証が一枚ございまして、本人がかかつておつて今度家族が別の医療機関にかかるという場合には、それをまた取り下げて別の医療機関に持つていくといふふうなことも相なります。今先生御指摘のようないふことも現実の問題として起る可能性があるわけでございます。しかし、これは私もよく承知して、今後被保険者証といふよりなものの形式なり、あるいはやり方なりといふようなものについて、十分研究を重ねて参りたいと思ひております。

いすれにいたしましても、今の一部負担を支払うべきであるといふこの啓蒙につかましても、これはもう当然やらなければならぬことでございます。御存じのように、政府管掌の事業所には社会保険委員といふものが置いてございまして、いろいろそのいふふうなことに御協力をお願い、啓蒙の手足となつていただくといいような制度もございまして、相当な数の方々もあるわけでございます。それから、これらの方々にも十分御活動願つて、その啓蒙に万遺憾なきを期したい、かように私もよく承知しております。

○榊原孝君 今までもさうなお言葉をお聞きした。被保険者の啓蒙といふことについて、たびたびお話を承つたのであります。現実の面において、末端に参りましては、医師の指導といふことについては相当注意と重点が置かれておるのであります。被保険者の方の啓蒙については、ほとんど今まで成果を見ることはできません。

い。かような法律を通すときになります。といふも被保険者の啓蒙をやるというふうなお話でございますが、そのいふことをいふも繰り返しておられたのは、厚生省はいつも例の欺瞞的言葉をもつてだますのじゃないかといふような考えがどうしても医療担当者の面についてくるのであります。このたびは、先ほどお話しのように、厚生大臣も一つこの際は、地ならしを根本的にやるというお考えであります。この点についてお聞きをいたします。この点について大臣のお考えはいかがです。

○國務大臣(神田博君) 今、榊原委員のお述べになられましたことは、私全く同意でございます。被保険者の指導といふことにつきましても、この法案の問題とさらに一つ結びつけまして、今後十分徹底するような指導をいたしまして、さういふ御迷惑のかわらないような方向に持っていきたい。これは被保険者とも十分連携の上でいたい、医療機関にもなお一そうお願いをいたしたい、こゝういふ考えでございます。

○榊原孝君 次に、私お尋ねしたいのは差額徴収のことです。御承知の通り、ただいまにおきましては入院料の差額徴収のことだけをやっておるのであります。いろいろ先般万化でありますところの治療をいたします場合に、それがどうしてか、金面のうちだけで、これをワケ内の治療だけで満足させるというところはどうしてもできぬ。そこで、これは英国におきましても、フランスにおきましても、ほとんど世界各國において差額徴収といふことを認めておる。ただ、その差額を一定の

規制を経ました差額を徴収するか、あるいは自由奔放の差額にするかといふところに問題があるのであります。私イギリスの医師の方におきましては、体あなた方は自由なる診療をしようといふことをモットーとしておられる。か、一体イギリスの医師の人はどういふ点においてこの社会保険に寄与しようとしておられるのか、社会保険制度に協力しようとしておられるのかと聞いたところ、即座に、徴収いたしますその差額の標準について、医師会が自主的に高価にわたらざるように決定するといふことが、医師が社会保険に対する寄与の一端である。それであるといふことをはつきり言つたのであります。が、きのうもいろいろ問題になつた、三方損であるとか五方損であるとかいふような議論がいろいろあつたのであります。医療費の収入によつて生活しているものでございまして、適正な医療費を割り引いて、さうしてその規制によつて社会保険ができると、社会保険制度ができるということには私は反対であります。どうしても医療担当者がその社会保険制度に寄与するといふには、今私が申し上げたような点について、高価にわたらざるよう規制する、自主的にきめるべきものでございまして、この点につきましても、医師会の強化といふことも、薬剤師協会の強化といふことも必要であると思ひます。が、どうしても保険財政がうまくいかないの、医療担当者だけにその責任を負わし、規制をしいるといふような在来の方方について、厚生大臣はどう思つていらっしゃるか、また差額徴収について今の制度を改革しようとい

うおつもりはないか、あるかといふことについて承りたいと思ひます。

○國務大臣(神田博君) 今の榊原委員のお尋ねは、全く根本に觸れる問題でございます。私が先ほどお答えも申し上げたのでございまして、健康保険制度のできましたことが、工場等の労働管理といふような面から発足したて参つたことは、御承知の通りでございます。そこで最低の医療で一つ相当の効果をあげようといふような考えの意図で、歴史的にずっと今日に参つたと私承知いたしております。しかるに、もう世の中も一変と申しました。あからゆる面に変つて参つておりました。しかもみな保険に入ろう。またわれわれがすべてスピーディーな時代になつて参つておりますので、十分な医療なり治療をするといふことが要求されるのでございまして、今お述べになられたようなことを、これは今度検討を加えます。十分に考慮して、そして合理的な結論を得たい、こゝういふことに相ならうかと考えております。

○榊原孝君 先ほど厚生大臣は、社会保険制度の医療を行う上においては、官公立の診療所と私的医療機関とが共存するやうな形であつて、その機会は平等でなければならぬといふことについて、御賛成を願つたと思ひます。官立の、ことに古い大学の医療におきましては、特別扱いが現在されている。厚生省がいろいろやかましく計ひましても、それらの官公立の大学の医療といふものは、実に一般の私的医療機関と違つた治療が行われている。またその他の、さういふところでない大学、

あるいは赤十字病院、あるいは共済会病院というようなものを監査いたしましても、その監査されたのが一般の私的医療機関の処分と違つた処分が行われておるといふのが、現実の問題であると思ふのであります。これら

の点の公平というところは、今後地ならしの上において絶対に必要なことだと思ひますが、これらの点につきましても、厚生大臣並びに保険局長の御意見はいかがでしょうか。

○國務大臣(神田博君) ただいまお尋ねになりましたことは、今までの扱方として、これは納得できないと私も考へております。法の前ではもう平等に扱ふべきものである、こういうふう考へております。そこで今度の健康保険法の一部改正の中にはその趣旨が盛り込まれておまして、その法案が通過いたしましたれば、補原委員が今お述べになつたような結果に相なることと考へておりますので、あるいは御了承願ひたいと思ひます。

○政府委員(高田正巳君) 現行の制度のもとにおきましては、保険医といふものと保険者の指定するものといふ、医療機関と二本建になっております。しかも、御指摘の官立病院、公立病院等は、すべて保険者の指定するものといふことに相なつておるわけでありまして、この保険者の指定するものとの関係は、個々の契約で行われるといふ一個々の医療機関との個々の契約で行われる、こういう構成をとつておるわけでありまして、それで改正法におきましては、さうな建前をとりまして、四十三条の一号に今御指摘のようなのは全部入つてしまふわけでございますして、一般の医療機関と同じよ

うな立場でと申しますか、法律関係で処理されるということに相なることになりまして。

○榊原君 この診療報酬の適正化といふことにつきましては、いろいろ今まで御議論、御質問、御答弁があつたのでございまして、点数を改正いたしましたにいたしまして、単価を改正したすにいたしまして、その究極するところはどこかと申しまするならば、わが国の医療担当者の生活水準をどこに置くかといふことに關一するものであります。現在の医療担当者の生活水準をどこに置くかといふことが決定すれば、あとの計算は、もう立ちどころにできるというところの調査研究が行き届いておる。そこで私はお尋ねたいのであります。厚生大臣とされましては、今までの医療担当者の生活水準を大体どこに置くかとされるのか。今までの、現在のこの単価の計算におきましては、大体この医師の生活水準を非常に低いところに持つてきておるわけでありまして、これはやはりこの医師が成り立ちますための教育とか、長い間の研さんとかといふようなものを加味しまして、最低賃金ではありませんが、そのところをどこに置くかといふことを、まず社会的評価においてきめるというところが、先決問題であると思ふ。これを厚生大臣がおきめになれば、あとは算術がちゃんと計算いたしまして、たちまち計算が出てくるのであります。厚生大臣は、この医師の生活水準といふものを、一体どこに置くかと考へていらつしやるかといふことについて、お答えを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(神田博君) ただいまのお尋ねは、これはごもつとものお尋ねでございまして、私も医師の待遇改善をしよう。待遇改善の一体目標はどこに置くかといふことにつきましては、これから検討しようといふことではございまして、今すぐどこだとお尋ねされますと、こゝまでだといふことは、今お答えしかねる事情であること御了承願ひたいと思ひます。

○榊原君 このことは非常にむずかしい問題でございまして、これを先におきめにならなければ、何は計算をされたつて、だめだと思ふのであります。今まで医療費の問題で応答質疑を重ねてやつておられますが、この重点をここに置かなければならぬ。同じ大学を出しても、ここにも局長がおられますし、いろいろあるのですが、そういう文科系統の方々のものと、この医師の教育といふものは、年限から違ひますし、いろいろの点が違ひるのであります。その責任においても違ひのであります。従つて、この生活水準といふものをまずおきめを願ひたい。これを、特に大臣は御留意を願ひたい。これをまずおきめ願ひますれば、あとはおのずからきまるといふことを、特に私はこの際申し上げておきたいと思ひます。

それに関連いたしまして、もう一つ医療費の問題について、私は申し上げておきたいのは、この社会保険の診療報酬の地域差といふことであります。この地域差につきましても、東京都は十二円五十銭だ、そのまわりは十一円五十銭と申しましても、そのまわりを一つ格上げをいたしましても、またそのまわりはあまり違ひないじゃないか。

またそれを格上げいたしましても、またそのまわりは違ひないじゃないかと申すことで、結局地域差といふことは無意味なんです。それからその地域差につきましても、へんびなところにおります。医師は、その子女を教育いたしまし上にも非常に高価な費用を要するのであります。都府会におる者と、いろいろな面において違ひのであります。まず単価の改正をされますならば、この地域差といふことを、最初に特にお取り上げを願ひたいと思ひのであります。厚生大臣はこの地域差をなぐそうといふお考えがあるかどうか、地域差をそのままにして、単価の改訂をされるお考えであるか、その点を承りた。

○國務大臣(神田博君) ただいま榊原委員のお述べになられましたことは、非常にこれは重大なことでありまして、私は端的に申し上げますと、これは廃止したいという考へを持つております。そういう考へ方で作業を進めよう、こういうふうに考へております。しかし、この点はよく一つ、世論と申しますか、いろいろこの案の最後の決定につきましては、私いつも御答弁申し上げておりますように、官僚独善だとか、政府独走といふようなことにならぬように、いろいろ御相談し、いろいろ御納得を得ていきたいと、こゝういふふうに考へております。

○榊原君 医療融資の面につきましても、現在中小工業者に対しては融資のワクの中にあるのでございまして、これらの点、並びに税金の点につきましても、例の二八〇控除といふことであります。これらの点につきましても、あるいは固定資産税といふもの

のを免除いたしまして、官公立の施設と同じ立場に置きますとか、いろいろ創意工夫といふものが、その地ならしの上においては要するところでありまして、これらの融資あるいは税の問題につきましても、大臣はこれを御検討になり、適正なる措置を講ずる御意思があらうかどうか、承りた。

○國務大臣(神田博君) 第一の診療施設機関に対する融資の問題でございまして、これはいろいろすべての施設が近代化されている今日でございまして、これはやはり診療機関においても、近代化する必要が相当あると考へております。そこで、そういうふうな面につきましても、できるだけ一つ融資の順位を上げて、設備が近代的に申しましうか、医療保障を上げていく、こゝう考へるのでございまして。

それから第二の、税法上の問題をどういふふうにするかといふ問題でございまして、これも先ほど私お答え申し上げておりますように、一点単価等との関連がございまして、これと十分ならみ合せを参りたい。さらに今申し上げますような、設備の充実といふようなことになりまして、これらの減価償却、原価にどういふふうに取り入れるかといふ問題もございまして、これはやはりいろいろ面も十分に加えて、十分検討いたしまして、医師の待遇改善といふものは実効が上がる、それがしかも世間が納得するといふような点に持つていきたいと、こゝう考へております。

○榊原君 たびたび質疑応答の中に出てきます事務の簡素化についてであります。これは先ほども野澤代議士が

いろいろお答えになったのであります。が、今度の法律に伴う事務の簡素化だけではなしに、社会保険の運営上の事務の簡素化というものは、これはもうぜひ必要な地ならしの一つと私は考えております。一例を申し上げますと、

という、私も病院で、百五十人ぐらゐの給食をいたしますためには、朝から晩まで労働強化いたしました。事務員が七人ぐらゐいなければ、それだけの事務をとることができない。一々カリリ計算を食うことに出すというような計算をしております。毎日判を押すだけの書類で膨大なものであるのではありません。これは大体厚生省の官僚諸君のお考えが違ひ、御承知の通り、いろいろその役所の事務を取り扱います上においては、ドイツの方法とアメリカの方法とがある。ドイツの方法は、一々、間違ひがあつてはいかぬというので、汽車の切符を一々検札するような制度をとつておるのであります。これによつたら非常な人件費が要ります。アメリカの方は、御承知の通り、多少間違ひがあるかも知れぬけれども、その間違ひを発見するために事務を繁雑にして、事務員を多く雇つて、大きな費用を出すというところはきつめて損なことである。従つて、これはある程度の簡素化というものをぜひ実行しなければならぬという方針でアメリカはやつておると、私は思うのであります。今まで日本の厚生省がおやりになった方法というものは、相手をおす悪人ともす判断されまして、その悪人をどうしてもなくさなければならぬというやうなことで事務をおとりになりますから、制度をおとり

になりますから、勢いこれは非常な繁雑なものとなつてくる。ことに、その繁雑な事務を扱つておられますもの大数は医療担当者であるのでありまして、これは診療をするひまがないくらいであります。

御承知の通り、この健康保険の診療報酬を著しますのには、大体月の五日までにやらなければならぬというのであります。その五日の間は診療を休み奥さん、女中まで手伝ひして、徹夜でやりまして、ようやく五日の日に間に合うというのが現状なんです。従つて、この点につきまして、書類事務の簡素化をやつていただかなければならなりませんし、医療担当者が自分の医療に直接関係しないものを書きますときには、相当の料金を取るように取り計らい願ひたいと思ひます。土地台帳を見ただけでも、現に政府は二十四取つておりますが、医者はいかなる繁雑な書類を書きまして、処方箋以外は全然文書料はもらえないというのが現状なんです。従ひまして、医療担当者がこれらの事務の一端を担当させますれば相当なる料金を取らなければならぬといふことになりまして、でき得べくんば、これらの事務はことごとくその保険者の事務においてやられるやうなふりなことを考え、またその簡素化といふことをぜひやつていただかなければならぬのであります。これらについて、単に口先だけでなしに、ほんとうに厚生大臣はこれを解決される御意思があるかどうかといふことを承わつておきたい。

○國務大臣(神田博君) 今の健康保険関係、それからさらに要保護者の病氣との関係において、今お述べになられたたような非常な複雑きわまる書類が作成され、それからそれをまたまとめ月々仕事をしながらといふことは、どえらい努力を使つてむだなことをしているといふことを、私は前から実は承知しております。これは非常なむだなことであると考えておつたのであります。が、まあ厚生省に参ることになつたのであります。この問題と関連なしにこれは簡素化したいといふ、私、氣持でおつたのであります。こちらへ参りましてその声のお高いことを聞きまして、これはもう一日も早く一つ簡素化しなければならぬ、こう考へておりました。簡素化をする作業をするように命じておりましたので、この方は長くかからないと思つております。徹底した簡素化をはかりたい、こゝういふ私、情条でございます。

○榊原孝君 社会保険の保険医に對しますところの指導、監督、あるいは審査、監査といふやうなことで、また今度問題になつております指定といふやうなことにつきまして、これはおのの薬劑師協会は薬劑師協会、齒科医師会は齒科医師会、医師会は医師会といふものの協力に待つてやるというお話でございましたが、これは当然医師会の法的強化といふことを考えなければできない問題でございますが、これらの点につきまして、もしも医師会が、官僚的に強化するといふことではないといふことはこの前の御答弁ではつきりしておりますが、医師会が民主的に強化された場合には、これらにつきましての相当部分の行為を医師会におまかせになる、あるいは薬劑師協会におまかせになる、齒科医師会におまかせになるといふ御意思があら

すかどうか、それをはつきり御答弁を願ひたい。

○國務大臣(神田博君) その考えでございます。

○榊原孝君 以上お聞きいたしますと、いふと、大体今度の法案をめぐりまして、それに関連いたしますところの国民皆保険といふものに対する地ならしとしての、大臣の御所見なり御決心なりといふものを、私大体了解できるのではありませんが、これらについては先立つものはやはり金であります。が、これらについては予算的の措置について厚生大臣は相當の御決意をもつて臨んでいただかなければならぬと私は思ふのであります。が、それらについて大臣の御決心を最後に承わりたいと存じます。

○國務大臣(神田博君) ただいまのこと、全くこれはお説の通りでございます。して、これは私がこの場で「その覚悟をやつております」と言うだけでは、御満足ななさぬだらうと思ひます。私はこれを一つやり遂げたいと、かよくに決心いたしました。この春以来、石橋内閣、また今日この岸内閣の閣議におきまして、しばしば閣議にこの問題を提供いたしました。この健康保険法の改正に関連して、こゝういふ方向で一つ医師の待遇改善その他諸般のことを進めていきたい、それについては政府においても一つ自分の考へておることに全面的に協力していただきたい、この問題解決のために所要の國家財政を投入するといふ決心をもつてやらなければこれはできないのだ、こゝういふことを私閣議に御披露いたしました。閣議諸公の同意をいまいしやうか、支持を受けております。ことにこの点につきましては、内閣総理大臣及び大蔵大臣が、衆議院の社務の委員会に参りまして、私がしばしば社務の委員会ですることによつてお答えした点について、裏づけと申しましようか、厚生大臣から重々聞いているからその成案を得て政府としては善処するのだ、こゝういふことを答へられております。はつきり申し上げますれば、こゝういふ重大な決心をもつてこの問題に當つて解決しよう、長年の懸案をこゝで一掃したいといふのが私の決心であり、厚生省の今考へている方針であり、政府といたしまして、また与党におきましても、その点私は了承を得ている、こゝういふふうに考へております。

○松澤靖介君 榊原委員の質問の追加質問のやうなことから始めまして、質問には、先ほど医者の生活を向上させるために、この医療の医者に對する報酬なり単価なりを考へなければならぬといふお話がございましたが、それらにつきまして、大臣は省内の人たちに命じまして、できるだけ早く事務的に終了したいといふやうなお話ですが、大臣は、省内の人たちだけでなくて経済学者などもその中に入れます。そしてほんとうに非難のない、万遺憾ないやうな措置を、あるいは対策を講ずる考へがあるかどうか、御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(神田博君) 松澤さんのお聞きになられたやうな方針でこれを改正したい、事務当局には十分役立つやうな資料を作成しよう、この資料を、今お述べになられたこと等も加えて、善処したいといふ考へでございます。

○松澤靖介君 なお、きのうの公述人のお述べになったそのことに對して、局長はどうお考えになっておるか、すなわち一部負担の問題ですが、初診料の問題について医療担当者、みな医者は患者の吸収に利用して、そしてその一部負担をとなすところも相当あるのじゃないかというふうな、すなわち医者に對しての色めがねをもつて、あるいは不正をなすものなりという前提のもとにお考えになっておるような公述のようにも承わったのであります。先ほど神原委員は、厚生省は医者に對して不正をなすものなりという見方をなしているというふうなお話もありました、厚生省のひもつきであるような、いわゆる七人委員会とか、あるいは社会保険制度審議会の委員とかいふその立場にある人が、さういふ医療担当者に對して色めがねをもつて見るというふうな、その人たちが公正妥当の意見を吐くというふうな前提のもとにおいて、大臣なりあるいは厚生省の人なりが考へておられるかどうか、私はそれをお聞きしたいのであります。もちろんわれわれはもしも初診料の一部負担をかけた上においてどうなるのでしょうか、あるいはこれにお集まりになっておられるところの医者がでない人たちはおわかりにならないかもしれないですね。すなわちこれは不当な法なるものとして処罰される、監査におきまして取り消しの一つの材料になり得るのであります。それすらも現実のことも知らずに、さういふ、いわゆる医者を中傷するやうな言葉をもちて公述をなすというやうな公述人、厚生省が、いつでしたか山下先生が、今の厚生省のひもつきのいわゆる審議会の

委員というものは、あれは早晩解消すべきでないか、あるいはまた委員の選考に對しては改めるべきではないかというお話がありましたが、私はあの言葉を聞いてもつとも思つたのですが、これに對する局長の考え方、できれば大臣の所見も承わりたいと思つてます。

○國務大臣(神田博君) 今の厚生省に置かれております七人委員のことをお尋ねと思つたが、もう七人委員会は解消になると思つたが、これは前の大臣の置かれた顧問制度でありまして、私はまだお願いしておりませんからどうか一つその意味で……

○政府委員(高田正巳君) きんのうだが今松澤先生が仰せになりましたやうなことをおっしゃったか、私個人的には記憶をしておりません。どなたがおっしゃったかというところは記憶しておりませんが、さういふ御公述があつたことは記憶をいたしております。しかし私どももいたしましては、保険行政を運営していく上におきまして、医療担当者の方を、皆さんが悪い方だといふふうな考へておつてこれが運営できるものではございません。従いまして私どもはさういふ考へ方は毛頭いたしておりません。そのことは特に申し上げておきたいと存じます。

○松澤靖介君 その七人委員の中の一人が、きのう公述人としてここにお述べになつたんです。名前を言うとかえつて変になると思つたので、私は申し上げない方がいんじやないかと思つたが、いすれにいたしましてもあるいふことを申し上げると、ほんとうの公正妥当の意見というものが出てこ

ないのじゃないか。せつかく新任された神田厚生大臣は非常な良識をお持ちになつて、いろいろの面について今後なされようとしている。その場合において、もしも厚生省のひもつきであり、最も最高の意見を結集されるところの審議会にあらう人たちが集まつてゐるというところは、私は国家將來のためになほだおもしろくないのじゃないか、かく考へるがゆゑにこの際もう少し厚生省をいたしましては、それらの点に再考を促したいというところを申し上げたい。この点につきましても、くだいようですが御所見を承わりたいと思つてます。

○國務大臣(神田博君) 先ほどもお答え申し上げましたやうに、七人委員会は前の大臣の顧問といひましようか、前大臣の顧問でやつたのでございまして、私の代にはもう何もさういふ関係ございせんので、さういふ御了承願ひたいと思つてます。

○松澤靖介君 過去になつたといふことと私も承知しておりますから七人委員になつた人といつて過去の言葉をもちろん使つております。それらの人はあるいは現在社会保険制度審議会の委員とか、あるいは社会保険審議会の委員とかになつてゐると私は思つております。まあそれはそれといたしまして、いすれにいたしまして私は、すべての社会保険とか、あるいは医療行政を考へる場合において、医療担当者があるいは保険者が、あるいは被保険者が、相互信頼のもとにおいてなすべきものと私は考へております。この点につきまして、先ほど神原委員、与党である神原委員ですら医者を厚生省は不正をなすやうなことに見ておる

といふことをおっしゃつたので、私はその言葉をとつてみましても私一人のただ質問に申し上げるやうなものじゃありません。その神原先生の言ひお言葉を拝借いたしましてさういふわけでありまして、私はこの点におきまして、相互信頼の意味において、いい意味に、善意に解してやるべきじゃないか、かように考へておるのであります。なおこの点についても御所見を承わりたい。

○國務大臣(神田博君) よくわかりました。問題は、この従来の厚生省の担当者の中で、お医者さまの方々に對して、信用といひましようか、とんでもない見方をしておつた者があるのじゃないかといふこれはまあ御心配と思ひますが、私は過去のことはこれは私も存じませんが、こゝでどうこう申し上げかねますが、今日だいまの厚生省といたしまして、さういふ考へ方をもつてゐる方は私はいないといふことは、私が就任以来さういふ一部で見られてゐるという疑ひを聞いてゐるから、役人として公正な見地に立つて、相手の人格といふものを尊重していかなければならぬ、こゝういふことをよく明示しておりますので、今日はその気分が私は過去にあつたといひまして今日はないのじゃないか。

それから、この健康保険法の改正に當りましてさういふ考へ方に立つておりますので、検査をする、あるいは監督するといふやうなことは別に人員を増加してございせんし、さういふやうなことをしようといふ何ら積極的な手を打つてないことをごらんになつても御了解願へると思つてます。さらにま

た、先ほど神原委員にお答へいたしたやうな次第で、公法人としてのお医者さん方の団体の民主的にできることを私どももお待ちしてゐるやうな感じでございます。できましてなら、官庁の仕事を一ツ委任したい、そして自主的に同業者の方で専門的に一つ運営をよくやつていただきたい。役人が門外から警察のするやうな仕事を、あるいはさういふやうな考へ方をもつて大事な、大きな役割を担うていただく方々に、多少でもさういふことがあるといたしますと、これは国民皆保険を一つうまく運営してこつたという厚生省の方針がその辺からくす

る、うまくいかなないといふやうなことがあつてはならない、こゝういふやうな私考へをもちまして、今省内はほとんどそのやうな氣持になつておる。このやうに私考へております。もし不都合な者がございしたら、御注意をいただきまして、十分訓戒いたしまして、さういふことのないやうにして、一つよく運営させたいと、こゝういふ考へてございします。

○松澤靖介君 神田厚生大臣のお話をお聞きしまして、非常に私たちといたしましても意を強ういたした次第であります。しかしながら、ただいま厚生省と申しまして、本省だけではなくて、各都道府県におきましてそれらの人たちが、親の心子知らずといひますか、さういふやうな意味合いにおいて、あるいは今までの習慣といひますか、情性といひますか、さういふやうな意味合いにおいて、医者は不正なものなりといふやうな考へ方を持つておる者もあるかもしれませぬ。この点につきまして、今後大臣におきまして、御

指導といふか、お願いしたいと思
います。

なお、私はお聞きしたいのは、社会
保険というものは、社会保障の中核を
なすものであるという事は、今さら
申し上げるまでもないことと思いま
す。この意味において、今回提案にな
りました健康保険法の一部改正法案
も、いわゆる社会保険の合理的な運用
をなすという意味合いにおいて提出な
されたということをお聞きしておるの
であります。その合理的な運用という
ものはどういふものであるか、果して
今まで通りの健康保険法案であったな
らば、合理的な運用というものはできな
いかどうか、今度提案されたこの健
康保険法案によってのみ合理的な運用が
可能なものであるかどうか、この点に
ついてお聞きしたいと思います。

○國務大臣(神田博君) これは先般提
案理由の説明にも申し上げましたよう
に、健康保険の合理化の一つはかりた
い、また健康保険財政の健全化をはか
りたい。そこでもう一つは、この改正
の機会に、今までいろいろ懸案になっ
ていたようなものもあわせて一つ改正
して参りたい、こういうような意図の
もとで御審議をお願いしたわけでござ
います。そこで、これは私も今まで申
し上げております通りでございますが、
先ほど總理もお答えになつておられ
たようにございまして、この改正法案
は、二十二国会からずっとございま
し、流れてきておるわけでありまし
て、しかも二十二国会で流れ、二十四
国会も流れ、二十五国会に、さらに鳩
山内閣で提案なすつて、二十六国会を
迎へまして、石橋内閣のときでござい
まして、そのまま御審議を願うか、あ

るいはここで一べん一つ取り下げて、
そうして新しく政府から提案して御審
議を願うかということが閣議で御相談
があつたわけでありまして。いろいろま
あ御相談した結果、鳩山内閣の延長が
石橋内閣であり、政策を受け継いでお
るんだから、ここで一べん取り下げて
して、そうしてまた練り直して出すこ
とが一番いいことなんでありま
しょうが、練り直して出すということ
になりますと、三十一年度で計上して
おります政府の三十億円の健康保険財
政に対する助成金が間に合わないの
じゃないか、むしろこの際、鳩山内閣
の政策を引き継いでいる石橋内閣であ
るから、そのまま御審議願つて、国会
の良識に一つおまかせしようじゃない
か、政府としては、この案を一つこの
まま御審議を願つて、国会で御検討を
願おう、こういうようなことで継続審
議をお願いしたのであります。その後、
岸内閣に変わったことは御承知の通りで
ございまして、岸内閣も石橋内閣の延長
として誕生したわけでございます。そ
その方針に変わりはないのでございま
す。そういう意味におきまして、衆議
院においても御審議をお願いし、そう
して修正の結果こちらへ参つたわけで
ございまして、政府といたしましては、
ただいまのところ、これを御審議を
願いたい。しかし總理もおっしゃつ
ておられたように、政府が万端ではな
いわけでございまして、参議院の権
威と良識によつて、この法案のな
りつぱなものが生まれるということ
であれば、政府としても、それはあり
たいことだという意味を、總理も説か
れておるようなわけでございまして、政
府は、先ほど總理から、また私がこの

委員会におきまして、今までお答え申
し上げておる通りの事情であるという
ことを御了承願いたいと思ひます。

○委員(長子繁信君) この際閣連質問
を許します。

○高野一夫君 先ほどの松澤先生の御
質問に関連があると考えますので、法
律の条文の解釈になりますから、政府
委員の高田保険局長に御説明願いた
いのであります。それは、保険医ある
いは保険医療機関が不正をなした場合
に、医療機関としての、あるいは保険
薬局としての指定を取り消されること
がある。また一方、保険医あるいは保
険薬剤師の登録を取り消されること
がある。そこで、取り消される場合を
方比べて見ますと、ひとつ、ほとんど
同じ場合があつてあるものであります。
たとえば資格の指定を取り消される場
合といつたしましては、療養の給付、担
当責務を怠つたときと書いてある。そ
れから、監査を拒否したとき、それか
ら、社会保険、国保による療養の給付
に關していろいろ違反行為があつたと
き、この三つの点は機関の指定を取り
消す場合と、登録を取り消す場合と共
通した事項になつておる。そこで機関
の指定を取り消す場合にも、もう一つ追
加しておるの、診療報酬の不正請求
の場合、これは機関の指定を取り消
す、こういうことになつておる。こ
ういふこと、このうちの一例をあげ
て、療養の給付、担当責務を怠つた医
療機関が指定を取り消される場合と、
療養の担当責務を怠つた保険医の登録
を取り消される場合と、これをたとえ
ば個人開業の診療所について当てはめ
て考えた場合に、これはどういふふう
にこれを解釈したらいいか、この点の
解釈を一つ局長から伺つておきたい。

をいたしました場合には四十三条の十
三といふものがこれが適用され得ると
いうことの法律關係に相なつて参るか
と存じます。

○政府委員(高田正巳君) 四十三条の
十二と、四十三条の十三の關係であ
るかと思ひますが、機関の場合にも、
療養の担当規定といふものがある。そ
れから個人の場合におきましても、診
療担当規定と申しますか、その担当規
定があるわけでございます。現行の制
度におきましては、保険医という個人
をつかまえて指定をいたしてあります
ので、担当規定は、保険医が担当す
る場合のことをいろいろ書いてあるわ
けでございます。ところが、機関の指
定と個人の登録といふことに改正法で
はなりますので、私もどなたもいたし
ましては、そこにおのずから現行の担当
規定の中に書いてありますことで、
この医療機関としての担当規定と、そ
れから個人の診療に伴うものと申しま
するが、個人としての担当規定とい
うものと二つに分れていふものと考
へます。従つて機関としての担当規定
は、個人としての担当規定につきま
しては、おのずからそこに二つに相
なつて参るべきもので、従つて改正法
では、それぞれ規定の根拠規定も、い
わゆる命令に關つた法律の条文も、別
になつておるわけでございます。さ
うな關係でございまして、ものによ
りましては、あるいはその両方が、機
関の場合にも個人のの場合にも、そ
れぞれ担当規定の中に同じ事項があ
るいは規定される場合が出てくるか
もしれない、これは事務によつて存
じます。さういふことを考へるわけ
でございますが、今の御質問に對しま
しては、機関の療養の担当規定に機
関が違反をいたしたといふ場合に
は、四十三条の十二の適用が行われ
る場合、個人の診療担当規定と申し
すか、そういうものに個人の方が違反

○高野一夫君 そうしますと、その機
関の担当責務と、保険医個人の担当責
務におのずから區別があるか——私は
よく診療のことは知りませんが、わか
りませんが……といつたしまして、そ
れはそれといたしまして、たとえそ
の次にある、もう一つ監査を拒否する
場合がある。その場合に機関の指定を
取り消し、一方また監査を拒否した保
険医は登録を取り消すということもあ
る。その場合に、私がただ一人の保
険医として、たとえば私の診療所を
やつていて、ほかには医師はだれも
ない、こういうような場合に、私は即
實際においては機関保険医、こ
ういふふうになつて参るわけであり
ます。

○高野一夫君 そうしますと、その機
関の担当責務と、保険医個人の担当責
務におのずから區別があるか——私は
よく診療のことは知りませんが、わか
りませんが……といつたしまして、そ
れはそれといたしまして、たとえそ
の次にある、もう一つ監査を拒否する
場合がある。その場合に機関の指定を
取り消し、一方また監査を拒否した保
険医は登録を取り消すということもあ
る。その場合に、私がただ一人の保
険医として、たとえば私の診療所を
やつていて、ほかには医師はだれも
ない、こういうような場合に、私は即
實際においては機関保険医、こ
ういふふうになつて参るわけであり
ます。

○政府委員(高田正巳君) 四十三条の
十二と、それから四十三条の十三の法
文をこらんだらば、この監査
を拒否した場合は二つに書き分
けてございまして。四号と五号とに書き

をいたしました場合には四十三条の十
三といふものがこれが適用され得ると
いうことの法律關係に相なつて参るか
と存じます。

○政府委員(高田正巳君) 四十三条の
十二と、四十三条の十三の關係であ
るかと思ひますが、機関の場合にも、
療養の担当規定といふものがある。そ
れから個人の場合におきましても、診
療担当規定と申しますか、その担当規
定があるわけでございます。現行の制
度におきましては、保険医という個人
をつかまえて指定をいたしてあります
ので、担当規定は、保険医が担当す
る場合のことをいろいろ書いてあるわ
けでございます。ところが、機関の指
定と個人の登録といふことに改正法で
はなりますので、私もどなたもいたし
ましては、そこにおのずから現行の担当
規定の中に書いてありますことで、
この医療機関としての担当規定と、そ
れから個人の診療に伴うものと申しま
するが、個人としての担当規定とい
うものと二つに分れていふものと考
へます。従つて機関としての担当規定
は、個人としての担当規定につきま
しては、おのずからそこに二つに相
なつて参るべきもので、従つて改正法
では、それぞれ規定の根拠規定も、い
わゆる命令に關つた法律の条文も、別
になつておるわけでございます。さ
うな關係でございまして、ものによ
りましては、あるいはその両方が、機
関の場合にも個人のの場合にも、そ
れぞれ担当規定の中に同じ事項があ
るいは規定される場合が出てくるか
もしれない、これは事務によつて存
じます。さういふことを考へるわけ
でございますが、今の御質問に對しま
しては、機関の療養の担当規定に機
関が違反をいたしたといふ場合に
は、四十三条の十二の適用が行われ
る場合、個人の診療担当規定と申し
すか、そういうものに個人の方が違反

○政府委員(高田正巳君) 四十三条の
十二と、四十三条の十三の關係であ
るかと思ひますが、機関の場合にも、
療養の担当規定といふものがある。そ
れから個人の場合におきましても、診
療担当規定と申しますか、その担当規
定があるわけでございます。現行の制
度におきましては、保険医という個人
をつかまえて指定をいたしてあります
ので、担当規定は、保険医が担当す
る場合のことをいろいろ書いてあるわ
けでございます。ところが、機関の指
定と個人の登録といふことに改正法で
はなりますので、私もどなたもいたし
ましては、そこにおのずから現行の担当
規定の中に書いてありますことで、
この医療機関としての担当規定と、そ
れから個人の診療に伴うものと申しま
するが、個人としての担当規定とい
うものと二つに分れていふものと考
へます。従つて機関としての担当規定
は、個人としての担当規定につきま
しては、おのずからそこに二つに相
なつて参るべきもので、従つて改正法
では、それぞれ規定の根拠規定も、い
わゆる命令に關つた法律の条文も、別
になつておるわけでございます。さ
うな關係でございまして、ものによ
りましては、あるいはその両方が、機
関の場合にも個人のの場合にも、そ
れぞれ担当規定の中に同じ事項があ
るいは規定される場合が出てくるか
もしれない、これは事務によつて存
じます。さういふことを考へるわけ
でございますが、今の御質問に對しま
しては、機関の療養の担当規定に機
関が違反をいたしたといふ場合に
は、四十三条の十二の適用が行われ
る場合、個人の診療担当規定と申し
すか、そういうものに個人の方が違反

○政府委員(高田正巳君) 四十三条の
十二と、四十三条の十三の關係であ
るかと思ひますが、機関の場合にも、
療養の担当規定といふものがある。そ
れから個人の場合におきましても、診
療担当規定と申しますか、その担当規
定があるわけでございます。現行の制
度におきましては、保険医という個人
をつかまえて指定をいたしてあります
ので、担当規定は、保険医が担当す
る場合のことをいろいろ書いてあるわ
けでございます。ところが、機関の指
定と個人の登録といふことに改正法で
はなりますので、私もどなたもいたし
ましては、そこにおのずから現行の担当
規定の中に書いてありますことで、
この医療機関としての担当規定と、そ
れから個人の診療に伴うものと申しま
するが、個人としての担当規定とい
うものと二つに分れていふものと考
へます。従つて機関としての担当規定
は、個人としての担当規定につきま
しては、おのずからそこに二つに相
なつて参るべきもので、従つて改正法
では、それぞれ規定の根拠規定も、い
わゆる命令に關つた法律の条文も、別
になつておるわけでございます。さ
うな關係でございまして、ものによ
りましては、あるいはその両方が、機
関の場合にも個人のの場合にも、そ
れぞれ担当規定の中に同じ事項があ
るいは規定される場合が出てくるか
もしれない、これは事務によつて存
じます。さういふことを考へるわけ
でございますが、今の御質問に對しま
しては、機関の療養の担当規定に機
関が違反をいたしたといふ場合に
は、四十三条の十二の適用が行われ
る場合、個人の診療担当規定と申し
すか、そういうものに個人の方が違反

○政府委員(高田正巳君) 四十三条の
十二と、四十三条の十三の關係であ
るかと思ひますが、機関の場合にも、
療養の担当規定といふものがある。そ
れから個人の場合におきましても、診
療担当規定と申しますか、その担当規
定があるわけでございます。現行の制
度におきましては、保険医という個人
をつかまえて指定をいたしてあります
ので、担当規定は、保険医が担当す
る場合のことをいろいろ書いてあるわ
けでございます。ところが、機関の指
定と個人の登録といふことに改正法で
はなりますので、私もどなたもいたし
ましては、そこにおのずから現行の担当
規定の中に書いてありますことで、
この医療機関としての担当規定と、そ
れから個人の診療に伴うものと申しま
するが、個人としての担当規定とい
うものと二つに分れていふものと考
へます。従つて機関としての担当規定
は、個人としての担当規定につきま
しては、おのずからそこに二つに相
なつて参るべきもので、従つて改正法
では、それぞれ規定の根拠規定も、い
わゆる命令に關つた法律の条文も、別
になつておるわけでございます。さ
うな關係でございまして、ものによ
りましては、あるいはその両方が、機
関の場合にも個人のの場合にも、そ
れぞれ担当規定の中に同じ事項があ
るいは規定される場合が出てくるか
もしれない、これは事務によつて存
じます。さういふことを考へるわけ
でございますが、今の御質問に對しま
しては、機関の療養の担当規定に機
関が違反をいたしたといふ場合に
は、四十三条の十二の適用が行われ
る場合、個人の診療担当規定と申し
すか、そういうものに個人の方が違反

をいたしました場合には四十三条の十
三といふものがこれが適用され得ると
いうことの法律關係に相なつて参るか
と存じます。

分けてございます。それで四号のよう
なことは、これは機関として、たとえ
報告書を提出するとか何とかという
ような場合には、機関として行方場
だけでございまして、五号の方が、機
関の開設者または従業者が、いわゆる
この自然人として行動する場合が五号
の方にあげてございまして。それと、こ
の四十三条の十三の個人の登録とか、
登録の第二号が大休先生が仰せにな
るような格好でよく似たような規定に
相なっている、こういう関係になつて
おります。

○高野一夫君 ちよつと待つて下さ
い。そうしますとすね、この私の診
療所なる医療機関は別に特殊法人でも
何でもありません。いわゆるそういう法律上
の法人の人格は持っていない。ただ名
称だけを高野診療所という名称を使っ
ている機関にすぎない。そうしてす
ね、その監査を拒否するのでもうする
のも、それは形の上では機関であるか
もしらぬけれども、実際やつてい
る、私自身が拒否するということにな
ると思う。その場合に、機関に重きを
置くのか、私個人に、保険医として登
録された私個人に重きを置くのか。こ
れは私は実際問題としていろいろな場
合が起ると思うので、非常な疑義の起
る問題ではないかと感じたのですが、
従つてこれは私は先例にしておいて
いただいた方がいいと思つて何つてお
きたい。

○政府委員(高田正巳君) 実はその点
に言及をいたさうと思つて、その
前提をやつておつたわけでございます
が、従ひまして機関の方は四十三条の
五号、個人の方で申しますれば、四十
三条の十三の二号というものが、今先

生が仰せになりましたような関係にな
るわけでありまして。それでこの際に、
この運用の面でどちらが行われる場合
が多いであろうかという御質問でござ
いまして、私どもの、私の考え方とい
たしましては、この個人の登録までも
さような際に取り消しますと、その
方が他の医療機関に、保険医療機関に
おいて御勤務なさる際でも、それが工
合の悪いことになるわけなんです。そ
ういうふうな、まあ御本人の利益とい
うふうなものも考え合わせ、またこの
今回の改正案の趣旨は医療機関の指定
ということが主でございまして、個人
の登録というものは、その補完的な
意味を持つておるような建前に整理が
してございまして、さような際に
は、むしろ四十三条の十二の機関の指
定の取り消しということにとどめてお
く場合が普通ではあるまいか、かよう
に考えるわけでございます。

○高野一夫君 関連質問であります長
時間を取つて申しわけないですが、
簡単に結末をつけたいと思つて
が、これが医師会の人たちが、いわゆる
個人開業医の二重指定——これは二重
指定じゃないのだけれども、登録と指
定は別なんですけれども、この点につ
いていろいろ不安の念を持たれる一つ
の原因にもなるのじゃないかと私は思
うので、まさに今保険局長のおつし
やうの、実際に問題としては、登録を
取り消すというよりも、機関の指定と
いうことの方の処分が優先するのだ
と、こゝろおつしやるけれども、法律の
条文はそうならないわけなんです。こ
れはそのときのいわゆる行政措置とい
いますか、あるいは裁判所へいけば司法
措置としてそういうことが行われるだ

けであつて、この条文を読んだ上だけ
では、こゝろいうような場合には特に登
録の取り消しの方はやめて、機関の指
定取り消しの方をやるのだ、こゝろい
うなことは、こゝろでははつきりせ
ぬわけですね。そこでその点をもう少
し私は政府側としては明確にされる方
が、やはりこのため一人の人が診療
所の看板を掲げて、法人組織でない診
療所を開設されている、そういう方々
の不安を除くことになるのじゃない
か。この点をもう少し明確にされる必
要があるのじゃないか。

さらにもう一つ私がここに疑問を持
つのは、機関の指定を取り消し得る場
合の例として、診療報酬の不正請求と
いうものがある。診療報酬の不正請求
をしたときは、機関の指定を取り消す
けれども、診療報酬の不正請求をする
のは、先ほどの場合をあげれば、私自
身なんです。そのいわゆる登録してあ
る保険医自身がやるのだ。ところが保
険医の登録取り消しのその理由になる
ところには、診療報酬の不正請求とい
うのは入っていないように私は思ふ。
そこでこれも私はおかしいので、
不正請求の文書を書くのは人間であつ
て、保険医であつて、機関ではないわ
けです。そこでその場合に、私、一
人の保険医が——この診療所はただ看
板にすぎないやつておつて、その私
が不正請求をやつた、その私を取り
消すということについては何も処罰す
る場合が起らないのであつて、単に私
の看板の、診療所の取り消しと、こゝ
ろいうことの方に移つていくという点に
ついて、ちよつと私は少しまだ納得
いたしかねる点があるのと、従つてそ
の点について最後にもう一ぺん御説明

願つておきたいのでありますが、き
うは関連質問ですから、これでやめま
すが、場合によつては、明日、また時
間によつては、社会党の各委員の方々
の御質問の間を縫つてお尋ねするかも
しれません。この点は解釈を明確に
政府の方からしておいていただいた方
がいいのじゃないか、こゝろ思われるの
であります。

○政府委員(高田正巳君) 診療報酬の
この請求の問題で今御質問になりました
が、これはむしろ両方にあります。ま
た、これはむしろ両方にあるのであり
ます。保険と保険の診療の関係づけは、
何々診療所というものが保険との関係
を申請して機関を指定を受けるとい
うことで結ばれるわけでございます。
従つてたとえ御引例の高野先生がお
一人であつても、その際は高野診療所
の代表者として、開設者として診療報
酬の請求をなさる、高野医師がなさ
るわけではない。従つてむしろかような
ことは両方にあつたならばおかしいの
じゃないか、この保険との関連づけを
機関の関係においてつかまえておりま
す以上は、機関の方にそれはいくべ
きである。保険医の登録の方につきま
しては、ただ登録というものは何と申
しますか、平たい言葉で申せば保険の診
療をするという記事をつけているとい
う程度のものでございまして、従つ
てその保険医が請求するのではなくし
て、高野診療所が請求するわけでご
ざいます。かような法律関係に整備を
してございまして、これは四十三
条の十二の方にだけあることが正しい
と思つてございまして。

○坂本昭君 重大なる関連……大臣
にはずいぶんたくさんお聞きしたいこ
とがあるのですけれども、今のことに
関連しまして重大なことを一つお聞き
したい。それは先ほど松澤委員が健康
保険実施の合理化は法律を改正しなく
ても今のままでもよいではないか、改
正する必要はないではないかという質
問に対して大臣が答えになった言葉
で、私これはあけ足をとる意味ではご
ざいせん。議事進行上、またこの審
議を進めていく上に非常に必要だと思
ひまして、もう一ぺん繰り返して聞き
たしておきたい。大臣はこゝろお答え
になりました。繰り直すのがよかつた
が、三十一年度三十億を使えるよう
にせねばならないから、とりあえずそ
のまま提出した、十分審議をしてほし
い、もつとよく練つてほしい、そん
う先ほどの言葉だけ承りますと、
さしたつてはこの三十億ということ
が当面する重大な問題でしょう。その
点を一つはつきりとしていただきた
い。

○委員長(千葉信君) 竹中君、関連一
緒にやりますか。
○竹中君 機関取り消しのことな
んですが、私は……
○國務大臣(神田博君) 私の言葉が足
らなかつたところがありまして恐縮で
ございます。こゝろ申し上げたつもり
だったのですが、継続審議をそのま
まお願いする、あるいは内閣が変つた
のであるからもう一ぺん下げて審査を
するかという話になった際に、内閣が
延長内閣だから、鳩山内閣の延長とし
てきた石橋内閣だ、そこで内閣が新
しくなつたという意味からいへば一応
下げてやるべき筋合いもあつたらうと
思ふが、延長内閣であつて、それから
また期間的に一月のそつとした打ち合せ

だとかいう関係もあって、そこでこのまま一つ御審議を願おうじゃないか、もしそこでいろいろ御審議の経過で政府の案よりもいいのがあるというようなら、これはもちろん両院の権威でおやりになるのですから、そういうのがあればそれはすなおに受けていいのじゃないか、これは当然のことなんです、が、そういうた何といいますが、気持ちで御審議をお願いしたい、こういう意味のつもりで申し上げたのでございす。決して三十億だけほしいから御審議のままでお願いしたいというものじゃないのですから、御了承願いたいと思ひます。

○委員長(千葉信君) 坂本君、関連です。

○坂本昭君 今の問題です。関連です。言葉が足りなかったといつてお断わりになりましたが、しかし練り直す練り方が足りなかったという点は、これは言葉が足りなかったとは思えませんが、大臣が率直にそう思つておられるというのを私は確信します。それから三十億というものは非常に貴重だ、ほしいというそのお気持ち、これは取り消すことのできない事実でございますので、さう私は承しました、今後一つ審議を進めたい、そういうことだけ申し上げておきます。

○竹中恒夫君 関連質問ですから、条文の解釈について一点だけお聞きしたいと思ひます。

これは高田局長にお尋ねするわけでありすが、機関指定の取り消しの場合に、四十三条の十二の第一号において、「医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医又ハ当該保険薬局ニ於テ調剤ニ従事スル保険薬剤師ガ第四十三条ノ六第

一項」の規定に違反したときは機関が取り消されるわけですね。そのときの免責規定がそのあと残っているわけですが、さらに「当該違反ヲ防止スル為当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ於テ相当ノ注意及監督ガ尽サレタルトキヲ除ク」こうなつておりますが、この免責の規定が具体的に保険医なり、保険薬剤師に相当の注意及び監督というのを、ただ保険医を雇つた場合に監督規定を守れというふうな注意をしておけばいいの、あるいは常時絶えずどういふふうな注意をせよというのを要求しておられるのか、そうした点についての具体的な御説明を一応いただきたいと思ひます。

○政府委員(高田正巳君) かような「相当ノ注意及監督」といふふうなことは、民法の七百五十五条に使用者責任といふものがございすが、そこにも同じような趣旨のことが書いてあるわけでございます。おのずからこの法律用語といひましては、ある程度熟した言葉のように私も思ひますのでございす。従つて具体的にそれではどういふ制度であるかといふことは、これは社会通念上きめるよりほかに仕方がないわけでございますけれども、要はまず世間一般の開設者といひますか、監督者としてその責めを果しておるかどうかといふことを個々のケース、ケースによつて判断をいたして参るといふことに相なりかと思ひます。従いましてももう少し突っ込んで申しますならば、何と申しますか、その違反行為といふものが、たとえばそこに勤務をいたしておる被用人の責任に帰すべきものか、その人だけの責任に帰すべきものか、あるいは機関の全体がそういう

方針でやつておるのかどうかというふうな、何と申しますか、機関の責任であるか、個人の責任であるかといふことを、社会通念上の立場から判断をいたすべきものだ、かように考えておるわけでございます。

○竹中恒夫君 具体的に民法上の熟した言葉であるといふことでございすので、実際問題として医療機関の方が保険医を、そうした運営において相当の注意と監督といふことは、機関そのものが専門家である場合もありますし、医師である場合もありますし、医師でない場合もあるわけですが、相当の注意、監督といひましても、おのずから限界が異なつてくるわけなんです。従つて保険医としての義務として定められた四十三条の六によつて、命令に服すべしといふことをいつておけばいいの、あるいは、いや、そうではないのであつて、医療内容についてまで果して懇切丁寧に示すのか、そういうようなところまで責任を負わなければならぬのか、こういつたことは非常に困難だろうと思ひます。そういう具体例について一応一つお聞きしたい。

○政府委員(高田正巳君) 個々の診療行為のやり方、内容等についてまで監督者といひますか、それが責任を負つていただく必要はございせん。これは明確に個人の医師としての、何と申しますか、診療の独立性というふうなものが医療法の解釈上認められておるわけなんです。個々の診療行為といふものは、それぞれの医師が自分の、何と申しますか、良心に従つて行なつていただくといふことでございす。ただそういう際に、何と申しますか、

開設者の方で十分に承知をしながら暗黙のうちにそういう何と申しますか、個人の担当規定に違反するやうなことを奨励しておつたとかどうとかといふことになりますと、これは問題でございすけれども、今先生が御質問のうちに、個々の診療行為の内容にわたつてまでこれを指揮監督するといふ必要はございせん。

○委員長(千葉信君) 松澤君に申し上げます。御質問の途中から関連する質疑に入りましたが、御質問のある点はよくわかつておりますが、時間の関係等もございすので、次回に続行をお願いしたいと存じます。

本問題に対する本日の質疑はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

午後六時二十二分散会

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、元満州開拓民等の処遇改善等に関する請願(第二三〇九号)

一、衛生検査技師法制定に関する請願(第二三二〇号)(第一三二二六号)(第一三五四号)(第一三三七五号)(第一三九六号)(第一四〇一五号)(第一四二三三号)(第一四二五五号)

一、生活保護予算増額に関する請願(第二三二二二号)

一、健康保険法等の一部改正反対に関する請願(第二三二二二号)(第一

三三三三三)(第一三四六号)(第一四三三三三)

一、国立療養所等の賄費増額に関する請願(第一三二四四号)(第一三二五五号)(第一三三三三三)

一、国立療養所の軽快作業ベッド内容充実等に関する請願(第一三三三六号)

一、国立病院、療養所の医師増員等に関する請願(第一三二七号)

一、生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願(第一三二八号)

一、結核予防予算増額等に関する請願(第二三一九号)

一、帰還患者の生活保障に関する請願(第二三二〇号)

一、結核後保護施設の拡充等に関する請願(第一三二二二号)

一、国立療養所の完全看護に関する請願(第一三二二三号)

一、結核回復者の就職等確保に関する請願(第二三二三三三)

一、社会保障費増額に関する請願(第二三二四四)

一、駐留軍基地周辺の病院等が爆音、爆風等により被る被害補償の請願(第一三二五五)

一、大工職等の社会保障に関する請願(第一三二六六)

一、生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願(第一三二七四号)

一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願(第一三二八五号)(第一三二九四号)(第一四〇三三三)

一、未帰還者、留守家族等援護等に関する請願(第一三二七一七)(第一四二四四)

一、失業対策事業就労労働者の待遇改善に関する請願(第一三二七号)

一、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案の一部修正に関する請願(第一三三三号)(第一三九五号)(第一四〇二号)

一、昭和三十一年度厚生省予算確保に関する請願(第一四二八号)

一、昭和三十一年度児童保護予算確保に関する請願(第一四二九号)

一、戦傷病者の再発診療費全額国庫負担に関する請願(第一四三〇号)

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願(第一四六八号)

第二三〇九号 昭和三十三年三月八日受理

元満州開拓民等の処遇改善等に関する請願

請願者 長野県諏訪市大字上諏訪三、〇二一 島立広次

紹介議員 青木 一男君

元満州開拓民並びに青年義勇隊員等については、送還時の特殊事情及びその任務の国家的要請にかんがみ軍国として取り扱ひ特別の国家補償措置を講じ、かつ遺留の在外資産に対する補償を實現するとともに、現地における死者の遺骨の引取りの実現についてすみやかに万全の措置を講ぜられたい。また、公務員であつた義勇隊中隊長以下幹部の身分を継続する措置をとられるとともに、元開拓団に残留營農を続けるものがある由であるから、代表を派遣して実地調査するよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第二三一〇号 昭和三十三年三月八日受理

衛生検査技師法制定に関する請願

請願者 東京都目黒区東町八七 天寺和男

紹介議員 安井 謙君

衛生検査技師は、全国の病院、療養所、保健所、研究所等において、疾病の診断、治療及び予防等の上に必要な試験検査を担当している者であるが、何等国家的身分保障も与えられず放任されていることはまことに遺憾であるから、既にその資格を与えられているエックス線技師、看護婦、栄養士等と同様に身分保障を与えるためすみやかにこれが立法措置を講ぜられたいとの請願。

第一三三六号 昭和三十三年三月八日受理

衛生検査技師法制定に関する請願

請願者 横浜市南区中村町三ノ一八五 兒玉威

紹介議員 三木 治朗君

この請願の趣旨は、第二三一〇号と同じである。

第一三五四号 昭和三十三年三月九日受理

衛生検査技師法制定に関する請願

請願者 山口市豊島山口県庁構内日本衛生検査協会

紹介議員 木下 友敬君

この請願の趣旨は、第二三一〇号と同じである。

第一三七五号 昭和三十三年三月十一日受理

衛生検査技師法制定に関する請願

請願者 福岡市野多目五九五国立築紫病院内日本衛生検査協会福岡病分会

内 西頭三兵衛

紹介議員 山本 經勝君

この請願の趣旨は、第二三一〇号と同じである。

第一三九六号 昭和三十三年三月十二日受理

衛生検査技師法制定に関する請願(二通)

請願者 東京都北区稻付町五ノ七八〇 田宮高行外一名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第二三一〇号と同じである。

第一四〇一号 昭和三十三年三月十二日受理

衛生検査技師法制定に関する請願

請願者 北海道札幌市北三条西六北海道衛生研究所

内 上田正義

紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第二三一〇号と同じである。

第一四二三号 昭和三十三年三月十三日受理

衛生検査技師法制定に関する請願

衛生検査技師法制定に関する請願

請願者 東京都台東区谷中真島町一臨床病理技術士会

内 井上忠是

紹介議員 片岡 文重君

この請願の趣旨は、第二三一〇号と同じである。

第一三三二号 昭和三十三年三月八日受理

生活保護予算増額に関する請願

請願者 東京都豊島区池袋二ノ九九五 原啓宏外六百七十五名

紹介議員 安井 謙君

昭和三十一年度一般会計歳出予算中「生活保護費」の対象人員を前年度に比して十パーセント減少するものと見込まれているが、これは首肯し難く、むしろ増大するものと推定されるから、最少限前年同数以上の対象人員を見込まれたい。また生活保護法の定める生活基準額を五パーセントから六・五パーセント増額され、母子家族特別手当を新設されたのは感謝するが、基準額はなお低く、このため結核患者にとつては、入院加療中の一部負担が限度を超え、また退院後は医学的に無理な早期労働を余儀なくされている実情にあるから、生活基準額を現行の十五パーセント増まで引き上げられるとともに、単身併給入院者の現行生活扶助費も六百元から千円に引き上げられたいとの請願。

第一三一二号 昭和三十三年三月八日受理

健康保険法等の一部改正反対に関する請願

健康保険法等の一部改正反対に関する請願(二通)

請願者 東京都中野区江古田四ノ一、七〇二浄風園病院内 上村正外千五百五十四名

請願者 東京都杉並区上高井戸二ノ三七〇 土井英太郎外三千四百四名

紹介議員 安井 謙君

健康保険法改正案によれば、患者の医療費一部負担、初診料の引上げ、審議機関の強化等をうたつてゐるが、これはいずれも社会保障制度としての健康保険法を後退させるものであるから、このような改正は取り止められたい。また現在の傷病手当給付期間は一年六箇月であるが長期を要する結核患者等に対してもまことに短期間であり残された療養給付期間(医療給付三年)一年半は全く収入なく入院していることになりやむを得ず退院する者も生ずる現状であるから、是非とも傷病手当金の支給期間を延長せられたいとの請願。

第一三三三号 昭和三十三年三月八日受理

健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向荘内 泉田三郎外一名

紹介議員 木暮武太夫君 野本 品吉君 伊能 芳雄君

この請願の趣旨は、第二三一二号と同じである。

第一三四六号 昭和三十三年三月九日受理

健康保険法等の一部改正反対に関する請願(二通)

請願者 東京都中野区江古田四ノ一、七〇二浄風園病院内 上村正外千五百五十四名

健康保険法等の一部改正反対に関する請願(二通)

請願者 東京都中野区江古田四ノ一、七〇二浄風園病院内 上村正外千五百五十四名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同じである。

第一四三二号 昭和三十三年三月十三日受理

健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 千葉市仁戸名町健康保険療養所内 林寿平外 三百六十九名

紹介議員 片岡 文重君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同じである。

第一三二四号 昭和三十三年三月八日受理

国立療養所等の賠償増額に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町 中清戸一、二〇七国立東京療養所内 金子浩 三外七百七十二名

紹介議員 安井 謙君

国立病院、療養所における給食賄費は昭和二十八年に定められたまま現在に至っているが、現在の物価状態から見ても明かに栄養補給困難であり特に栄養を必要とする結核患者の給食についてはまことに憂うべきものがあるから、国立病院、療養所の給食賄費を私立病院と同様百三十円に増額するよう予算措置を講ぜられたいとの請願。

第一三一五号 昭和三十三年三月八日受理

国立療養所等の賠償増額に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向荘内 泉田三郎外一名

紹介議員 木暮武太夫君 野本 品吉君 伊能 芳雄君
この請願の趣旨は、第一三一四号と同じである。

第一三四三三号 昭和三十三年三月九日受理

国立療養所の賠償増額に関する請願

請願者 東京都豊島区池袋二ノ九九五 原啓宏外六百九十六名

紹介議員 安井 謙君

国立療養所における給食賄費は一日九十六円十銭であるが、これでは現在の物価状態から見ても明かに栄養補給不可能であるから、すみやかに給食賄費引上げについて予算的措置を講ぜられたいとの請願。

第一三一六号 昭和三十三年三月八日受理

国立療養所の軽快作業ベクト内容充実等に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向荘内 泉田三郎外一名

紹介議員 木暮武太夫君 野本 品吉君 伊能 芳雄君
長足に進歩した結核医学の恩恵を受け、作業療法段階に到達した患者が、社会復帰しても再発しないよう完全な治療体系を確立するため、国立療養所における作業療法の内容を充実するとともに、その期間を一年に延長せられたいとの請願。

第一三一七号 昭和三十三年三月八日受理

国立病院、療養所の医師増員等に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向荘内 泉田三郎外一名

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向荘内 泉田三郎外一名

紹介議員 木暮武太夫君 野本 品吉君 伊能 芳雄君

国立、公立病院、療養所の医師は、給与が公務員法によつてゐるため、私立病院にくらべ非常に低い上に、結核に対する新しい治療法研究の執務態勢に欠けてゐるばかりか、療養所の所在地が文化的にも恵まれていないなど悪条件が重なり、欠員が増加しつつある実情であるから、国立、公立病院、療養所の医師が安心して治療に専念できるよう待遇を保障するとともに医師の定員増員を図られたいとの請願。

第一三一八号 昭和三十三年三月八日受理

生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向荘内 泉田三郎外一名

紹介議員 木暮武太夫君 野本 品吉君 伊能 芳雄君
未曾有の好景気といわれながらも現在被生活保護者は百九十万に達し、しかも生活保護法の基準額が余りにも低い、最低生活すら困難な実情であるから、生活保護法の最低生活基準額を大幅に引き上げられたいとの請願。

第一三一九号 昭和三十三年三月八日受理

結核予防予算増額等に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向荘内 泉田三郎外一名

向荘内 泉田三郎外一名
紹介議員 木暮武太夫君 野本 品吉君 伊能 芳雄君
結核予防法による予算は極めて少額であるため、結核医学の進歩にかかわらず患者が繰出してゐるから、現代結核医学が最高度に受け入れられるように結核予防法予算を大幅に増額し併せて治療費の全額を国庫で負担するよう予算措置を講ぜられたいとの請願。

第一三二〇号 昭和三十三年三月八日受理

帰還患者の生活保障に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向荘内 泉田三郎外一名

紹介議員 木暮武太夫君 野本 品吉君 伊能 芳雄君
帰還患者のうち恩給受給者以外の者は復員以来長期療養生活のため財政的に窮乏し療養中の生活費にも困窮しているから、是非ともこれらの患者に生活保障の措置を講ぜられたいとの請願。

第一三二二号 昭和三十三年三月八日受理

結核後保護施設の拡充等に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向荘内 泉田三郎外一名

紹介議員 木暮武太夫君 野本 品吉君 伊能 芳雄君
結核医学の発達にもかかわらず、結核の後保護の必要性は益々増えている。しかるに政府はこの後保護について熱意がなく、地方自治体も苦しい財政では必要と認めながらも等閑視せざるを得ない実情であるから、この窮状打開のために、既設の後保護設備を拡充整備せられるとともに、後保護の立法化を実現せられたいとの請願。

第一三二三号 昭和三十三年三月八日受理

国立療養所の完全看護に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向荘内 泉田三郎外一名

紹介議員 木暮武太夫君 野本 品吉君 伊能 芳雄君
国立療養所における完全看護については現在患者六名につき看護婦一名の割合で勤務することになっているが、実状はこれといちじるしく異なり外来患者に看護婦をとられ病と同一に一名という寂しさである。かかる故に重症患者及び長期患者は家族なり附添婦を呼ぶことになり経済的に負担を生じ看護婦は疲労し患者側も看護婦もまことに困窮しているから、看護婦の定員を増加され名実ともに完全看護にせられたいとの請願。

第一三二三号 昭和三十三年三月八日受理

病棟回復者の就職等確保に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向荘内 泉田三郎外一名

紹介議員 木暮武太夫君 野本 品吉君 伊能 芳雄君
結核回復者に対する就職及び住宅等の国家的保護がないため、回復期にある患者は、退院後の生活を憂慮してゐる

実情であるから、これら回復者に対する職業補導施設の充実並びに強制雇用の実施及び住宅の優先割当等の強力な措置を講ぜられたことの請願。

第一三三三号 昭和三十三年三月八日受理

社会保険費増額に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向在內 泉田三郎外一名

紹介議員 伊能 芳雄君 野本 品吉君 木暮武太夫君

社会保険は一国の大きな問題であり、特に現政府は社会福祉国家をとなえながら、昭和三十三年の予算案においては社会保険費がわずかに六・五パーセント増という軽視のしかたで、社会保険制度は誠に憂慮すべきものがあり遺憾であるから、社会保険関係費の大幅増額を図られたことの請願。

第一三二五号 昭和三十三年三月八日受理

駐留軍基地周辺の病院等が爆音、爆風等により被害補償の請願

請願者 東京都千代田区神田駿河台二ノ五日本医師会 長 小畑惟清

紹介議員 青柳 秀夫君

政府は「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律」並びにこの法律に基く政令を制定し、漁業、林業、農業、海上運送業、学校教育事業等の損失に対しては補償を与えているが、病院、診療所等は日夜航空機、戦車、射撃、砲声等のため診断、治療、手術等の業務を阻害され、また患者は不安、恐怖、

疲労等をきたし、治病に重大な悪影響を受けているにもかかわらず、何らの補償を受けていないから、これらの病院、診療所に対し法律により補償が与えられるよう措置せられたことの請願。

第一三四二号 昭和三十三年三月九日受理

大工職等の社会保険に関する請願（二通）

請願者 新潟県長岡市大工町一〇ノ一 木村誠一外十四名

紹介議員 西川弥平治君

大工、左官等の職業に従事する自由労働者が安心して喜んで職務に励むことができるようにするため、（一）保険料を建築主の負担として労災保険の制度を確立すること、（二）保険料を本人全額負担として社会（健康）保険制度を確立すること、（三）失業保険の恩典が受けられるよう考慮すること等の措置を講ぜられたことの請願。

第一四二二号 昭和三十三年三月十三日受理

大工職等の社会保険に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡黒崎村 大工職組合内 笹川政一

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第一三四二号と同じである。

第一三四四号 昭和三十三年三月九日受理

生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願（四通）

請願者 東京都中野区江古田四ノ一、五五四 松岡恒治外三名

紹介議員 安井 謙君

現在の保護基準額は昭和二十八年七月の第十三次改訂以来、米の値上り加算が一度行われただけで諸物価の値上りは全く含まれていないものであり、支給される扶助金は半月分の生活費に満たない実情であるから、生活保護基準額を大幅に引き上げるとともに、この際保護世帯多年の念願である、（一）住宅扶助基準額を家賃の実費まで引き上げること、（二）教育扶助基準額を校外授業の費用を含む実費の支給、（三）生活保護法の勤務控除を内職収入も含めて現行の六百円を三千円に引き上げること、（四）お盆と年末に期末手当を一人あて五百円支給すること、（五）衆参両院に生活保護世帯実態調査機関を設置すること等の実現を期せられたことの請願。

第一三四五号 昭和三十三年三月九日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願

請願者 神戸市葺合区筒井町二ノ一 兵庫県クリーニング協同組合内 山本 徳太郎

紹介議員 松澤 兼人君

国民の保健衛生に至大の関係を持つ環境衛生関係の理髪業、美容業、公衆浴場、旅館業、興業場業及びクリーニング業等は、それぞれ業種別単行法が制定され、各般衛生措置の完べきを期しているにもかかわらず、その保護助長の措置が全く講ぜられていないため、最近各業種とも激増の一途をたどり、過度の競争に陥り、非合法的な不健全経営の営業者が続出し、いまや正常な営業者はその圧迫を受けている状態で、わが国公衆衛生の維持増進は阻害されているから、すみやかにこれら営業者の経営の適正化を図る法の制定を期せられたことの請願。

この請願の趣旨は、第一三四五号と同じである。

第一四二七号 昭和三十三年三月十三日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願

請願者 熊本市上通町四ノ一七 熊本県銀行協会内 山口泰司外二十名

紹介議員 森中 守義君

第一三七四号 昭和三十三年三月十一日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願

請願者 長崎市上新町二一四 松田秀雄外三十六名

紹介議員 西岡 ハル君 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第一三四五号と同じである。

第一四〇三号 昭和三十三年三月十二日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願

請願者 東京都中野区本町通一ノ一六 西川国雄外十六名

紹介議員 重盛 壽治君

この請願の趣旨は、第一三四五号と同じである。

第一四二六号 昭和三十三年三月十三日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願

請願者 福島市宮下町一四福島県クリーニング協同組合内 木村西一外二名

紹介議員 大河原一夫君

この請願の趣旨は、第一三四五号と同じである。

第一三七一号 昭和三十三年三月十一日受理

未帰還者、留守家族等援護等に関する請願

請願者 宮城県仙台市南殿治町一〇六 鈴木とら子

紹介議員 高橋進太郎君

昭和三十一年十二月二十六日興安丸によつて在ソ同胞一千二十五名の引き揚げが実現し、このことをもつて世上往々にして引揚げ問題が完了したかの如き論をなすものもあるが、そのあと、いまだソ連地区、中共地区その他諸地域には五万余に達する消息不明者とその家族が果しない苦悩の日々を送りながら取り残されている実情であるから、本年中に海外残留同胞にして帰国を希望するものを祖国に迎え入れるとともに、すべての未帰還同胞の生死を究明し、不幸にして死亡と判明したものとその遺族に対しては国家補償の精神に基く弔慰並びに慰謝に関する根本的処遇の途を講ぜられたことの請願。

第一四二四号 昭和三十三年三月十三日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願

請願者 熊本市上通町四ノ一七 熊本県銀行協会内 山口泰司外二十名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一三四五号と同じである。

第一三七一号 昭和三十三年三月十一日受理

未帰還者、留守家族等援護等に関する請願

請願者 宮城県仙台市南殿治町一〇六 鈴木とら子

紹介議員 高橋進太郎君

昭和三十一年十二月二十六日興安丸によつて在ソ同胞一千二十五名の引き揚げが実現し、このことをもつて世上往々にして引揚げ問題が完了したかの如き論をなすものもあるが、そのあと、いまだソ連地区、中共地区その他諸地域には五万余に達する消息不明者とその家族が果しない苦悩の日々を送りながら取り残されている実情であるから、本年中に海外残留同胞にして帰国を希望するものを祖国に迎え入れるとともに、すべての未帰還同胞の生死を究明し、不幸にして死亡と判明したものとその遺族に対しては国家補償の精神に基く弔慰並びに慰謝に関する根本的処遇の途を講ぜられたことの請願。

未帰還者、留守家族等援護等に関する請願

請願者 大分市荷揚町原戸世話

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第一三七一号と同じである。

第一三二七号 昭和三十三年三月十一日受理

失業対策事業就労労働者の待遇改善に関する請願

請願者 東京都港区芝新橋七ノ

合内 渡辺仙一郎

紹介議員 山本 経勝君

全国職業安定所に登録する日雇労働者の生活の安定を図るため、(一)賃金を一日一率五十円値上げせられたい、(二)あぶれを出さぬよう就労わくを増加せられたい、(三)適格基準を撤廃せられたい、(四)失業保険をあぶれた日から二百円支給せられたい、(五)日雇健康保険の傷病手当金その他をつけられたい、(六)生活保護基準額を二割引き上げられたいこと等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一三三三三号 昭和三十三年三月十一日受理

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案の一部修正に関する請願

請願者 神戸市生田区下山手通

七ノ一原水爆禁止兵庫

県連絡協議会内 岡本

仁外一名

紹介議員 松浦 清一君

害者の生活援護が認められていないのは遺憾であるから、本法案に「傷病手当金」を追加せられたいとの請願。

第一三九五号 昭和三十三年三月十一日受理

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案の一部修正に関する請願

請願者 神戸市生田区下山手通

七ノ一兵庫原爆被害者の会内 福島まち子

外一名

紹介議員 成田 一郎君

この請願の趣旨は、第一三三三三号と同じである。

第一四〇二号 昭和三十三年三月十一日受理

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案の一部修正に関する請願

請願者 広島市雄鷹町三四

〇 藤居平一

紹介議員 山田 節男君

この請願の趣旨は、第一三三三三号と同じである。

第一四二八号 昭和三十三年三月十一日受理

昭和三十三年度厚生省予算確保に関する請願

請願者 熊本市木戸組町一五熊

本県社会福祉協議会

内 福田令寿

紹介議員 森中 守義君

国民経済は近時大なる伸長を見せ国民生活の水準も戦前に復讐するの上昇を示してきたが、反面復興に取り残された一千万人に及ぶ低所得者階層の存在を忘れることはできない。しかもこれら階層は年々増大し階層として固定

化している上に、その大半は貧乏、病氣、失業にその因をなしており、生活の真相は実に陰惨を極めて現況であるから、さきに厚生省が議決をみ、大蔵省に要求中の昭和三十三年度予算は決して満足すべき数字ではないが、国家財政の現状からこの要求額は最少限度のものとして削減をみることなく今国会において無事実現をみるよう善処せられたいとの請願。

第一四二九号 昭和三十三年三月十一日受理

昭和三十三年度児童保護予算確保に関する請願

請願者 熊本市健軍町聖母保育

園内熊本市社会福祉協

議会保育部会内 石井

辰雄外百十五名

紹介議員 森中 守義君

児童福祉の重要性に鑑み保育事業関係者は社会の要望にそぐべく保育施設の改善向上に努力しているが、最近における経済の変動は経営の上に支出面の増高をきたし施設の充実強化はおろか経営維持にあくせくしている現状であり、加えて地方財政の逼迫にともない補助金の削減を招来し保育所の経営は重大なる危機に直面しているから、現在厚生省が計上されているところの昭和三十三年度予算中児童保護措置費補助金(保育所)三十二億五千三百九十九円は是非とも確保されるよう特段の措置を講ぜられたいとの請願。

第一四三〇号 昭和三十三年三月十一日受理

戦傷病者の再発診療費全額国庫負担に関する請願

請願者 熊本市行幸町一九熊本

原傷病軍人会内 戸次

正元

紹介議員 森中 守義君

戦時中傷い、疾病をうけ、その傷病が再発した場合は増悪した場合、自費で治療しなければならぬ者の数は全国で五千名あるが、その大部分が長期療養を必要とする内部疾患であつて、医療費はもとより生活の窮状を見るに忍びないものがあるから、早急に国家の責任において療養に専念させ再起更正の機会を手えるよう措置せられたいとの請願。

第一四六八号 昭和三十三年三月十一日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願

請願者 広島県知事 大原博夫

外三名

紹介議員 山下 義信君

旧国家総動員法又は元陸海軍の要請に基いて出動せられた徴用工、女子てい身隊員、動員学徒、国民義勇隊員等のうち軍人軍属と全く同様な状況において業務に従事中不幸にも原子爆弾によつて倒れた犠牲者に対する処遇は軍人軍属の場合に比して余りにも不均衡であるから、戦傷病者戦没者遺族等援護法の範囲を拡大してこれらの犠牲者援護の万全を期せられたいとの請願。

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、引揚者給付金等支給法案

引揚者給付金等支給法案

引揚者給付金等支給法案

目次

第一章 総則(第一条—第三条)	
第二章 引揚者給付金等の支給(第四条—第十四条)	
第三章 不服の申立(第十五条—第十七条)	
第四章 雑則(第十八条—第二十条)	
附則	
第一章 総則	

(この法律の趣旨)

第一条 引揚者、その遺族及び引揚前に死亡した者の遺族には、この法律の定めるところにより給付金を支給する。

(定義)

第二条 この法律において「引揚者」とは、次に掲げる者をいう。

一 昭和二十年八月十五日まで引き続き六箇月以上本邦以外の地域(以下「外地」という。)に生活の本拠を有していた者(昭和十四年十二月二十二日の閣議決定満洲開拓民に関する根本方針に關する件に基く開拓民については、昭和二十年八月十五日まで引き続き外地に生活の本拠を有していた期間が六箇月未満の者を含む。以下第三号において同じ。)で、終戦に伴つて発生した事態に基く外国官憲の命令、生活手段の喪失等のやむをえない理由により同日以後本邦に引き揚げたもの

二 昭和二十年八月九日まで引き続き六箇月以上外地に生活の本拠を有していた者で、ソヴィエト社会主義共和国連邦の参戦に伴つて発生した事態により同年

入つてゐると認められる場合を含む。したる及び同年四月一日において遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

二 子(昭和三十三年四月一日(死亡した者の死亡の日が同年同月二日以後であるときは、その死亡の日。以下この条において同じ。))において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

三 父母

四 孫(昭和三十三年四月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

五 祖父母

六 兄弟姉妹(昭和三十三年四月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

七 第二号において同様の順位から除かれてゐる子

八 第四号において同様の順位から除かれてゐる孫

九 第六号において同様の順位から除かれてゐる兄弟姉妹

十 第一号において同様の順位から除かれてゐる配偶者

2 前項の規定により遺族給付金を受けるべき順位にある遺族が、昭和三十三年四月一日において生死不明であり、かつ、その日以後引き続き二年以上(その者が昭和三十三年四月一日までに二年以上生死不明であるときは、一年以上)生死不明である場合において、他に同順位者がなく、次順位者の請求により、その次順位者(その次順位者と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者)を遺族給付金を受けるべき順位の遺族とみなすことができる。(遺族給付金の額及び記名国債の交付)

第十一條 遺族給付金の額は、死亡した者一人につき次の各号に定める額とし、記名国債をもつて交付する。

一 第八條第一号に掲げる者の遺族に支給する遺族給付金については、死亡した者の昭和二十年八月十五日における年齢、同条第二号に掲げる者の遺族に支給する遺族給付金については、死亡した者の死亡の日における年齢により定められた次の表の額

年 齢	遺族給付金の額
十八歳以上	二〇,〇〇〇円
十八歳未満	一五,〇〇〇円

二 第八條第三号に掲げる者の遺族に支給する遺族給付金については、死亡した者の昭和二十年八月十五日(同年同月十四日以前に死亡した者の遺族に支給する遺族給付金については、その死亡の日)における年齢により定められた次の表の額

年 齢	遺族給付金の額
五十歳以上	二〇,〇〇〇円
三十歳以上五十歳未満	一五,〇〇〇円
十八歳以上三十歳未満	一〇,〇〇〇円
十八歳未満	七,〇〇〇円

(遺族給付金を受けることができる者)を遺族給付金を受けるべき順位の遺族とみなすことができる。(遺族給付金の額及び記名国債の交付)

第十二條 次の各号のいずれかに該当する遺族には、遺族給付金を支給しない。

一 第六條第一項に該当する者

二 昭和三十三年三月三十一日以前に、離縁によつて死亡した者

2 当該死亡した者の死亡に關し、他の法令により、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)による遺族年金又は弔慰金その他遺族給付金に相当する給付を受ける権利を取得した者がある場合には、その遺族には、遺族給付金を支給しない。

(運用規定)

第十三條 第七條第二項の規定は、遺族給付金を受けるべき同順位の遺族が数人ある場合において、同条第一項及び第二項の規定は、遺族給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、それぞれ遺族給付金の請求又はその権利の認定について準用し、同条第三項の規定は、第十一條に規定する国債の記名者が死亡した場合において準用する。

(国債)

第十四條 第五條第一項及び第十一條の規定により交付するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

2 前項の規定により発行する国債は、十年以内に償還すべきものとし、その利率は、年六分とする。

3 第一項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第三章 不服の申立

(不服の申立)

第十五條 引揚者給付金又は遺族給付金に關する処分不服がある者は、その処分の通知を受けた日から起算して一年以内に、書面であつて、厚生大臣に不服の申立をすることができ、

2 前項の規定による不服の申立は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

3 厚生大臣は、特にやむをえない理由があるとき、第一項の期間を経過した後においても不服の申立を受理することができ、

(裁決)

第十六條 厚生大臣は、不服の申立を受けたときは、必要な審査を行い、すみやかに裁決をし、不服の申立をした者にこれを通知しなければならない。

(政令への委任)

第十九條 引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、引揚者給付金を受ける権利については、引揚者が、その者と生計をともにしている配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で引揚者給付金を受ける権利を有するものに譲渡する場合においては、この限りでない。

(差押の禁止)

第二十條 引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利及び第五條又は第十一條に規定する国債は、差し押さへることができない。ただし、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)又は国税徴収の例による場合においては、この限りでない。

(非課税)

第二十一條 引揚者給付金、遺族給付金、第五條又は第十一條に規定する国債につき引揚者、遺族又はこれらの者の相続人が受ける利子及びこれらの者の引揚者給付金を受ける権利の譲渡による所得については、所得税を課さない。

2 引揚者給付金を受ける権利の譲渡、第五條若しくは第十一條に規定する国債の譲渡又はその国債を担保とする金銭の貸借に關する書類には、印紙税を課さない。

(国債元利金の支払)

第二十二條 第五條又は第十一條に規定する国債の元利金の支払に關する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合にお

いて、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3 郵政大臣は、前項の場合において同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができる。

4 第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手續は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

(権限の委任)

第二十三条 この法律により厚生大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

(省令への委任)

第二十四条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、公布の日が昭和三十三年四月二日以後であるときは、同年同月一日から適用する。

(第五條第二項に規定する者に關する特例)

2 第五條第二項に規定する者について、第四條の規定にかかわらず、その者が日本の国籍を有しな

い場合においても、同條の規定による引揚者給付金を支給する。ただし、この法律の施行前に本邦に引き揚げた者については、その者が、この法律の施行の際、本邦に住所又は居所を有する場合に限る。

(国債の発行の日)

3 第十四條第一項に規定する国債の発行の日は、昭和三十三年六月一日とする。ただし、昭和三十三年六月一日以後引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する国債については、その権利を有するに至つた日が六月一日以後十二月三十一日以前であるときは、その年の六月一日とし、その日が一月一日以後五月三十一日以前であるときは、その前年の六月一日とする。

(厚生省設置法の一部改正)

4 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二の二 引揚者給付金等支給法(昭和三十三年法律第

号)の定めるところにより、引揚者給付金等を受ける権利を認定し、及び不服の申立について裁決をすること。

第十四條の二第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 引揚者給付金等支給法を施行すること。

(行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正)

5 行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部を改正

正する法律の一部を改正

正する法律(昭和三十三年法律第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二條の表厚生省本省の項中「二七〇人」を「二八〇人」に改める。

6 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十條の表厚生省の項中「二七〇人」を「二八〇人」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

7 総理府設置法(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中在外財産問題審議會の項を削る。

三月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、水道法案

一、最低賃金法案(衆)

一、家内労働法案(衆)

水道法案

水道法

目次

第一章 総則(第一條―第五條)

第二章 水道事業(第六條―第十五條)

第三章 水道用水供給事業(第十六條―第三十一條)

第四章 専用水道(第三十二條―第三十四條)

第五章 監督(第三十五條―第三十九條)

第六章 雑則(第四十條―第五十條)

第七章 罰則(第五十一條―第五十六條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

(水源及び水道施設の清潔保持)

第二條 国民は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康をまもるために欠くことのできないものであることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持に心掛けなければならない。

(用語の定義)

第三條 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が五千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道

事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

5 この法律において「水道事業者」とは、第六條第一項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第二十六條の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、百人をこえる者にその居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

7 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ)であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

8 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

9 この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は改令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

10 この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

(水質基準)

第四条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。

二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。

三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。

四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。

五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。

六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

(施設基準)

第五条 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。

二 貯水施設は、渾水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。

三 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。

四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なろんでん池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。

五 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。

六 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。

2 水道施設の位置及び配列を定めるにあつては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにすることともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。

3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に對して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、水道施設に關して必要な技術的基準は、厚生省令で定める。

第二章 水道事業

(事業の認可)

第六条 水道事業を經營しようとする者は、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域を含む市町村の同意を得なければ、前項の認可を受けることができない。

(認可の申請)

第七条 水道事業經營の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生省令で定める書類(図面を含む)を添えて、これを厚生大臣に提出しなければならない。

2 前項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 給水区域、給水人口及び給水量

二 水道施設の概要

三 給水開始の予定年月日

四 工事費の予定総額及びその予定財源

五 給水人口及び給水量の算出根拠

六 經常収支の概算

七 料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件

八 その他厚生省令で定める事項

3 第一項の工業設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 一日最大給水量及び一日平均給水量

二 水源の種類及び取水地点

三 水源の水量の概算及び水質試験の結果

四 水道施設の位置(標高及び水位を含む)、規模及び構造

五 浄水方法

六 配水管における最大静水圧及び最小動水圧

七 工事の着手及び完了の予定年月日

八 その他厚生省令で定める事項

(認可基準)

第八条 水道事業經營の認可は、その申請が次の各号に適合しているとき認められるときでなければ、与えてはならない。

一 当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること。

二 当該水道事業の計画が確実かつ合理的であること。

三 水道施設の工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。

四 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。

五 供給条件が第十四条第四項各号に規定する要件に適合すること。

六 地方公共団体以外の者の申請に係る水道事業にあつては、当該事業を遂行するに足りる経理的基礎があること。

七 その他当該水道事業の開始が公益上必要であること。

(附款)

第九条 厚生大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道事業經營の認可を与える場合には、これに必要な期限又は条件を附することができ。

2 前項の期限又は条件は、公共の利益を増進し、又は当該水道事業

の確実な遂行を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該水道事業者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(事業の変更)

第十条 水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種類、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 第六条第二項及び第七条から前条までの規定は、前項の認可について準用する。ただし、第六条第二項の規定の準用は、給水区域の拡張により他の市町村の区域が新たに給水区域に含まれることとなる場合に限る。

(事業の休止及び廃止)

第十一条 水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生大臣の許可を受けなければ、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(技術者による布設工事の監督)

第十二条 水道事業者は、水道の布設工事を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に關する技術上の監督業務を行わせなければならない。

2 前項の業務を行う者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

(給水開始前の届出及び検査)

第十三条 水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池の新設

- し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生大臣にその旨を届け出で、かつ、厚生省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。
- 2 水道事業者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して五年間、これを保存しなければならない。
- (供給規格)
- 第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規格を定めなければならない。
- 2 地方公共団体たる水道事業者は、料金を変更したときは、厚生省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。
- 3 地方公共団体以外の水道事業者は、供給条件を変更しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。
- 4 厚生大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。
- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。
- 5 水道事業者は、供給規格を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。
- (給水義務)
- 第十五条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需用者から給水契約の申込を受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第四十条第一項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。
- 3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規格の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。
- (給水装置の構造及び材質)
- 第十六条 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規格の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。
- (給水装置の検査)
- 第十七条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。
- 2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- (検査の請求)
- 第十八条 水道事業によつて水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。
- 2 水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。
- (水道技術管理者)
- 第十九条 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。
- 2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。
- 一 水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査
- 二 第十三条第一項の規定による水質検査及び施設検査
- 三 給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基き政令で定める基準に適合しているかどうかの検査
- 四 次条第一項の規定による水質検査
- 五 第二十一条第一項の規定による健康診断
- 六 第二十二條の規定による衛生上の措置
- 七 第二十三条第一項の規定による給水の緊急停止
- 八 第三十七條前段の規定による給水停止
- 3 水道技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。
- (水質検査)
- 第二十条 水道事業者は、厚生省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。
- 2 水道事業者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して五年間、これを保存しなければならない。
- (健康診断)
- 第二十一条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。
- 2 水道事業者は、前項の規定による健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して一年間、これを保存しなければならない。
- (衛生上の措置)
- 第二十二条 水道事業者は、厚生省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。
- (給水の緊急停止)
- 第二十三条 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。
- 2 水道事業者の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つた者は、直ちにその旨を当該水道事業者に通報しなければならない。

(消火せん)

第二十四条 水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火せんを設置しなければならない。

2 市町村は、その区域内に消火せんを設置した水道事業者に対し、その消火せんの設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない。

3 水道事業者は、公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができない。

(簡易水道事業に関する特例)

第二十五条 簡易水道事業については、当該水道が、消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによつて給水することができものであるときは、第十九条第三項の規定を適用しない。

2 給水人口が二千人以下である簡易水道事業を経営する水道事業者は、前条第一項の規定にかかわらず、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第七条に規定する市町村長との協議により、当該水道に消火せんを設置しないことができる。

第三章 水道用水供給事業

(事業の認可)

第二十六条 水道用水供給事業を経営しようとする者は、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(認可の申請)

第二十七条 水道用水供給事業経営の認可の申請をするには、申請書

に、事業計画書、工事設計書その他厚生省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを厚生大臣に提出しなければならない。

2 前項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 給水対象及び給水量
- 二 水道施設の概要
- 三 給水開始の予定年月日
- 四 工事費の予定総額及びその予定財源
- 五 経常収支の概算
- 六 その他厚生省令で定める事項

3 第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 一日最大給水量及び一日平均給水量
- 二 水源の種類及び取水地点
- 三 水源の水量の概算及び水質試験の結果
- 四 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造
- 五 浄水方法
- 六 工事の着手及び完了の予定年月日
- 七 その他厚生省令で定める事項

(認可基準)

第二十八条 水道用水供給事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければならない。

- 一 当該水道用水供給事業の計画が確実かつ合理的であること。
- 二 水道施設の工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。

三 地方公共団体以外の者の申請に係る水道用水供給事業にあつては、当該事業を遂行するに足る経理的基礎があること。

四 その他当該水道用水供給事業の開始が公益上必要であること。

(附則)

第二十九条 厚生大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道用水供給事業経営の認可を与える場合には、これに必要な条件を附することができ。

2 第九条第二項の規定は、前項の条件について準用する。

(事業の変更)

第三十条 水道用水供給事業者は、給水対象若しくは給水量を増加させ、又は水源の種類、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 前三条の規定は、前項の認可について準用する。

(準用規定)

第三十一条 第十一条から第十三条まで、第十五条第二項及び第十九条から第二十三条までの規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、第十五条第二項中「常時」とあるのは「給水契約の定めるところにより」と、第十五条第三項及び第二十三条第一項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と読み替へるものとする。

第四章 専用水道

(確認)

第三十二条 専用水道の布設工事を

しようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第三十三条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 一日最大給水量及び一日平均給水量
- 二 水源の種類及び取水地点
- 三 水源の水量の概算及び水質試験の結果
- 四 水道施設の概要
- 五 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造
- 六 浄水方法
- 七 工事の着手及び完了の予定年月日
- 八 その他厚生省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添附書類によつては適合するかしんかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を附して、申

請者にその旨を通知しなければならない。

4 前項の通知は、第一項の申請を受理した日から起算して三十日以内に、書面をもつてしなければならない。

(準用規定)

第三十四条 第十三条及び第十九条から第二十三条までの規定は、専用水道の設置者について準用する。この場合において、第十三条第一項中「厚生大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

2 一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、当該水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによつて給水することができるものであるときは、前項の規定にかかわらず、第十九条第三項の規定を準用しない。

第五章 監督

(認可の取消)

第三十五条 厚生大臣は、水道事業者又は水道用水供給事業者が、正当な理由がなく、事業認可の申請書に添附した工事設計書に記載した工事着手の予定年月日の経過後一年以内に工事に着手せず、若しくは工事完了の予定年月日の経過後一年以内に工事を完了せず、又は事業計画書に記載した給水開始の予定年月日の経過後一年以内に給水を開始しないときは、事業の認可を取り消すことができる。この場合において、工事完了の予定年月日の経過後一年を経過した時に一部の工事を完了していたとき

は、その工事を完了してない部分について事業の認可を取り消すことができる。

2 地方公共団体以外の水道事業者について前項に規定する理由があるときは、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村は、厚生大臣に同項の処分をなすべきことを求めることができる。

3 厚生大臣は、第一項の処分をするには、当該水道事業者又は水道用水供給事業者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

(改善命令等)

第三十六条 厚生大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を命ずることができる。

2 厚生大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠つたときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。

(給水停止命令)

第三十七条 厚生大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道の設置者が、前条第一項の規定に基く命令に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。前条第二項の規定に基く勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

(供給条件の変更)

第三十八条 厚生大臣は、地方公共団体以外の水道事業者の料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件が、社会的経済事情の変動等により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該水道事業者に対し、相当の期間を定めて、供給条件の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 厚生大臣は、水道事業者が前項の期間内に同項の申請をしないときは、供給条件を変更することができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第三十九条 厚生大臣又は都道府県知事は、水道の施設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者、水道用水供給事業者若しくは

は専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(水道用水の緊急応援)

第四十条 都道府県知事は、災害その他非常の場合において、緊急に水道用水を供給することが公共の利益を保護するために必要であると認めるときは、当該水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命ずることができる。

2 前項の場合において、供給の対価は、当事者間の協議によつて定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、都道府県知事が供給に要した実費の額を基準として裁定する。

3 前二項の規定による権限は、需要者たる水道事業者又は水道用水供給事業者に係る第四十八条の規定による管轄都道府県知事と、供給者たる水道事業者又は水道用水供給事業者に係る同条の規定による管轄都道府県知事とが異なるときは、前二項の規定にかかわらず、厚生大臣が行う。

4 第二項の規定による裁定に不服がある者は、その裁定を受けた日から起算して六箇月以内に、訴をもつて供給の対価の増減を請求することができる。

5 前項の訴においては、供給の他の当事者をもつて被告とする。

(合理化の勧告)

第四十一条 厚生大臣は、二以上の水道事業者間若しくは二以上の水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間にあって、その事業を一体として経営し、又はその給水区域の調整を図ることが、給水区域、給水人口、給水量、水源等に照らし合理的であり、かつ、著しく公共の利益を増進すると認めるときは、関係者に対しその旨の勧告をすることができる。

(地方公共団体による買収)

第四十二条 地方公共団体は、地方公共団体以外の者がその区域内に給水区域を設けて水道事業を営んでいる場合において、当該水道事業者が第三十六条第一項の規定による施設の改善命令に従わないとき、又は公益の必要上当該給水区域をその区域に含む市町村から給水区域を拡張すべき旨の要求があつたにもかかわらずこれに応じないとき、その他その区域内において自ら水道事業を営営することが

公益の増進のために適正かつ合理的であると認めるときは、厚生大臣の認可を受けて、当該水道事業者から当該水道の水道施設及びこれに附随する土地、建物その他の物件並びに水道事業を営営するために必要な権利を買収することができる。

2 地方公共団体は、前項の規定により水道施設等を買収しようとするときは、買収の範囲、価額及びその他の買収条件について、当該水道事業者と協議しなければならない。

3 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、厚生大臣が裁定する。この場合において、買収価額については、時価を基準とするものとする。

4 前項の規定による裁定があつたときは、裁定の効果については、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)に定める収用の効果の例による。

5 第三項の規定による裁定のうち買収価額に不服がある者は、その裁定を受けた日から起算して六箇月以内に、訴をもつてその増減を請求することができる。

6 前項の訴においては、買収の他の当事者をもつて被告とする。

(訴訟)

第四十三条 この法律又はこの法律に基く政令の規定による処分(第四十条第二項の規定による裁定及び前条第三項の規定による裁定のうち買収価額に関する部分を除く。)に不服がある者は、訴訟法

(明治二十三年法律第五号)の定めるところにより、訴願を提起することができる。

(国庫補助)

第四十四条 国は、簡易水道事業を経営しようとする市町村に対し、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その水道の新設に要する費用の一部を補助することができる。

(国の特別な助成)

第四十五条 国は、地方公共団体が水道施設の新設、増設若しくは改造又は災害の復旧を行う場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんにつとめなければならない。(権限の委任)

第四十六条 この法律の規定により厚生大臣に属する権限は、政令の定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

(申請及び届出の経由)

第四十七条 この法律の規定により厚生大臣に対してなすべき認可又は許可の申請及び届出は、都道府県知事を經由してするものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により申請又は届出を受理したときは、意見を附して、これを厚生大臣に進達しなければならない。

(管轄都道府県知事)

第四十八条 この法律又はこの法律に基く政令の規定により都道府県知事に属する権限は、第三十九条及び第四十条に定めるものを除き、水道施設が二以上の都道府県の区域にまたがる水道事業、水道用水

供給事業又は専用水道については、政令の定めるところにより、そのいずれかの都道府県知事が行う。

(特別区に関する説書)

第四十九条 特別区の存する区域においては、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と読み替へるものとする。

(国の設置する専用水道に関する特例)

第五十条 この法律中専用水道に関する規定は、第四十三条及び第五十二条から第五十六条までの規定を除き、国の設置する専用水道についても適用されるものとする。

2 国の行う専用水道の布設工事については、あらかじめ厚生大臣に当該工事の設計を届け出で、厚生大臣からその設計が第五条の規定による施設基準に適合する旨の通知を受けたときは、第三十二条の規定にかかわらず、その工事に着手することができる。

3 第三十三条の規定は、前項の規定による届出及び厚生大臣がその届出を受けた場合における手続について準用する。

4 国の設置する専用水道については、第三十四条第一項及び第五章に定める都道府県知事の権限は、厚生大臣が行う。

5 国の設置する専用水道に関する厚生大臣に対する届出については、第四十七条の規定にかかわらず、都道府県知事を經由しないものとする。

第七章 罰則

第五十一条 水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与え

て水の供給を妨害した者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

3 前二項の規定にあたる行為が、刑法(明治四十年法律第四十五号)の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定による認可を受けずに水道事業を経営した者

二 第二十三条第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

三 第二十六条の規定による認可を受けずに水道用水供給事業を経営した者

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項の規定に違反した者

二 第二十一条(第三十一条において準用する場合を含む)の規定に違反した者
三 第十五条第一項の規定に違反した者
四 第十五条第二項(第三十一条において準用する場合を含む)の規定に違反して水を供給しなかつた者

五 第十九条第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

六 第三十条第一項の規定に違反した者

七 第三十七条の規定による給水停止命令に違反した者
八 第四十条第一項の規定による命令に違反した者

第五十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項(第十条第二項において準用する場合を含む)の規定により認可に附せられた条件に違反した者

二 第十三条第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反して水質検査又は施設検査を行わなかつた者

三 第二十条第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

四 第二十一条第一項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

五 第二十二条(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反した者
六 第二十九条第一項(第三十条第二項において準用する場合を含む)の規定により認可に附せられた条件に違反した者

七 第三十二条の規定による確認を受けずに専用水道の布設工事に着手した者

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 地方公共団体以外の水道事業者であつて、第七条第二項第七号の規定により事業計画書に記載した供給条件(第十四条第三項の規定による認可があつたときは、認可後の供給条件、第三十八条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給条件)によらないで、料金又は給水装置工事の費用を受け取つたもの

二 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の見査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水道条例の廃止)
第二条 水道条例(明治二十三年法律第九号以下「旧法」という)は、廃止する。

(旧法に基く認可又は許可を受けた水道事業に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に旧法第二條の規定によつてなされた水道の施設の許可及び旧法第三條の規定によつてなされた水道の施設の認可は、この法律(以下「新法」という。)第六條第一項の規定によつてなされた水道事業經營の認可(旧法による当該処分が旧法第三條に規定する事項の変更に係るものであるときは、新法第十條第一項の規定によつてなされた事業変更の認可)とみなす。

2 地方公共団体以外の者について、旧法第三條第二項の規定によつて附された許可年限又は旧法第四條第二項の規定によつて許可書に附された事項は、新法第九條第一項(新法第十條第二項において準用する場合を含む。)の規定によつて認可に附された期限又は条件とみなす。

(許可又は認可の申請に関する経過措置)

第四條 この法律の施行前に旧法の規定によつてなされた許可又は認可の申請は、新法の相当規定によつてなされたものとみなす。

(旧法に基く認可又は許可によらない水道事業に関する経過措置)

第五條 この法律の施行の際現に水道事業を經營している者(旧法第二條の規定による許可又は旧法第三條の規定による認可を受けて經營している者を除く。)は、現に給水を行つてゐる区域を給水区域とし、かつ、現に実施している供給条件に関する定を供給規程とする。

新法第六條第一項の規定による水道事業經營の認可を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に水道用水供給事業を經營している者は、新法第二十六條の規定による水道用水供給事業經營の認可を受けたものとみなす。

3 厚生大臣は、前二項に規定する者のうち地方公共団体以外の者については、新法第九條第二項の例により、前二項の規定による認可に必要な期限又は条件を附することができ。

4 前項の規定により認可に附された条件は、新法第五十四條第一号又は第六號の規定の適用については、新法第九條第一項又は第二十九條第一項の規定により附された条件とみなす。

(届出及び書類の提出)

第六條 この法律の施行の際現に水道事業若しくは水道用水供給事業を經營し、又は専用水道を敷設している者(旧法第二條の規定による許可又は旧法第三條の規定による認可を受けて水道事業を經營している者を除く。)は、この法律の施行後六箇月以内に、水道事業又は水道用水供給事業を經營している者にあつては厚生大臣に、専用水道を敷設している者にあつては都道府県知事に、水道施設の概要その他厚生省令で定める事項を届け出で、かつ、厚生省令で定める事項を記載した書類(図面を含む。以下同じ。)を提出しなければならぬ。

2 前項の規定に違反して、同項に規定する事項を届け出す、若しくは虚偽の届出をし、又は同項に規定する書類を提出せず、若しくは虚偽の事項を記載した書類を提出した者は、五万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の列を科する。

4 国の設置する専用水道については、第一項中「都道府県知事」とあるのは、「厚生大臣」と読み替え、前二項の規定は、適用しないものとする。この場合には、新法第五十條第五項の規定を準用する。

(水道の布設工事に関する経過措置)

第七條 新法第十二條の規定は、この法律の施行の際現に施行中の水道の布設工事については、適用しない。

(水道技術管理者に関する経過措置)

第八條 この法律の施行の際現に水道において新法第十九條第二項の規定する事務に従事し、又はその事務に従事する他の職員を監督している者については、その者が当該水道における水道技術管理者である場合に限り、この法律の施行後三年間は、同条第三項(新法第三十一條及び新法第三十四條第一項において準用する場合を含む。)の規定を適用しない。

(消火せんの設置に伴う費用に関する経過措置)

第九條 新法第二十四條第二項の規定は、この法律の施行前に消火せんの設置した水道事業者について、適用されるものとする。ただし、この法律の施行前に要した費用については、この限りでない。

(施設又は区域内の専用水道)

第十條 新法の規定は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定第二條第一項の施設又は区域内における専用水道については、適用しない。

(土地収用法の一部改正)

第十一條 土地収用法の一部を次のように改正する。

第三條第十八号中「水道条例(明治二十三年法律第九号)による水道を」水道法(昭和三十三年法律第 号)による水道事業若しくは水道用水供給事業」に改める。

(道路法の一部改正)

第十二條 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項中「水道条例(明治二十三年法律第九号)を」水道法(昭和三十三年法律第 号)に改め、「水管」の下に、「(水道

事業又は水道用水供給事業の用に供するものに限る。」を加える。

最低賃金法案
最低賃金法
(この法律の目的)
第一條 この法律は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十八條第二項の規定に基き、労働者の最低賃金額その他の最低賃金に関する事項を定めることを目的とする。

(最低賃金額の決定の基準)
第二條 最低賃金額は、生計費、一般の事業の賃金の支払能力その他の事情を考慮して、定めるべきものとする。

(最低賃金額)
第三條 最低賃金額は、基本たる賃金(職務、能力、経験等を基準として定められる賃金であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。)が月、週、日又は時間によつて定められてゐる労働者について、満十八歳以上の労働者にあつては、当該基本たる賃金の基礎となつた期間の区別に應じ次の表のとおりとし、満十五歳以上満十八歳未満の者にあつては、政令の定めるところによる。

一箇月につき			
八、〇〇〇円			
一週につき			
一、九二〇円			
一日につき			
三三〇円			
一時間につき			
四〇円			

2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第四十條の規定によつて同法第三十二條の労働時間に関する規定について別段の定めなされた

段の定をすることが出来る。

3 第一項の規定にかかわらず、労働基準法第七十一条第一項の規定による認可に基いて雇入れられた労働者の最低賃金額については、当該特定の技能者の養成に必要な限度で、労働省令で別段の定をすることが出来る。

(基本たる賃金が特殊な期間を基礎としている場合)

第四条 基本たる賃金がそれぞれ一箇月、一週、一日又は一時間をこえる月、週、日又は時間によつて定められている労働者についてのこの法律及び労働基準法の適用については、それぞれ、月、週、日又は時間によつて、当該基本たる賃金額をその基礎となつた期間の月数、週数、日数又は時間数をもつて除して得た金額をもつて、その者の基本たる賃金が定められているものとみなす。

(出来高払制等の場合)

第五条 出来高払制その他の請負制で使用する労働者についてのこの法律及び労働基準法の適用については、その者の基本たる賃金が時間によつて定められているものとみなす。

(除外される賃金等)

第六条 労働基準法第二十八条第一項の規定の適用については、次の各号に掲げるものは、賃金に算入しない。

- 一 労働基準法第二十四条第二項ただし書に規定する賃金
- 二 所定労働日以外の日の労働又は所定労働日における所定労働時間をこえる時間の労働に対する

る賃金及び労働基準法第三十七条第一項に規定する深夜の労働に対する割増賃金

2 基本たる賃金が月、週、日又は時間によつて定められている労働者が、基本たる賃金以外の賃金(前項各号に掲げる賃金を除く。以下この項において「その他の賃金」という。)の支払を受ける場合において、その他の賃金のうちに基本たる賃金の基礎となつた期間を基礎として定められたものでないものがあるときは、労働基準法第二十八条第一項の規定の適用については、労働省令の定めるところにより、当該その他の賃金を基本たる賃金の基礎となつた期間に対する賃金額に改定するものとする。

(最低賃金額に関する報告及び勧告)

第七条 中央賃金審議会は、毎年、少くとも一回、最低賃金額が適当であるかどうかについて、労働大

臣に報告しなければならない。最低賃金額を決定する基準たる諸事情の変化により、その金額を百分の五以上増減する必要があると認めるときは、中央賃金審議会は、その報告にあわせて、適当な勧告をしなければならない。

2 労働大臣は、前項の勧告を受けたときは、必要な措置を講じなければならない。

(命令への委任)

第八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、命令で定める。

附則

(施行期日)

一箇月につき	一週につき	一日につき	一時間につき
六、〇〇〇円	一、四四〇円	二四〇円	三〇円

3 (労働基準法の一部改正)

労働基準法の一部を次のように改正する。

第十三条前段中「この法律」の下に「(最低賃金法(昭和三十三年法律第 号)を含む。以下この条、第二十九条、第九十七条、第一百条、第二十五条の二、第五十五条の二、第六十条第一項、第一百条、第一百十二条及び第一百三十三条において同じ。)」を加える。

ついて、行政官庁の認定を受けた場合

二 労働者の都合により所定労働時間に満たない時間の労働をした場合

三 所定労働時間の特に短い者について、行政官庁の許可を受けた場合

四 労働者が満十五歳に満たない児童である場合

前項の最低賃金に関しては、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。

行政官庁が第一項ただし書第一号に規定する認定をする場合においては、地方賃金審議会の議決を経なければならない。

第二十九条に見出しとして「賃金審議会」を加え、同条第一項中「最低賃金に関する事項」を「最低賃金に関するこの法律の施行及び改正に関する事項その他の最低賃金に関する事項」に改め、同条第二項中「一定の事業又は職業について」を削る。

第三十条第一項から第四項までを削る。

第三十一条を次のように改める。(合理的な賃金体系の確立とその公正な運用)

第三十一条 労働関係の当事者は、最低賃金は賃金の最低の基準であることを考慮し、労働者の経験、能力及び職務の内容等に応ずる合理的な賃金体系の確立とその公正な運用に努めなければならない。

第七十条第二項中「第三十一条の最低賃金」を削る。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第二十八条を次のように改める。(最低賃金)

第二十八条 使用者は、最低賃金額に達しない賃金で労働者を使用してはならない。ただし、次の場合においては、この限りでない。

第百十四条及び第百十九条第一号中「第三十一条」を「第二十八条第一項」に改める。

第百二十条第一号中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

(従前の行為に対する罰則の適用)

4 前項の規定による労働基準法第二十七条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(事前措置)

5 第三条、第六条第二項又は第八

条の規定による命令は、労働基準法第二十九条の改正規定及び同法第百十三条の規定の例により、この法律の施行前においても制定することが出来る。

6 行政官庁は、労働基準法第二十八

条第一項ただし書第一号及び第三項の改正規定並びに同条第一項ただし書第三号の改正規定の例により、この法律の施行前においても同項ただし書第一号又は第三号の改正規定による認定又は許可をすることが出来る。

(国家公務員の給与についての立法措置)

7 労働基準法第二十八条の改正規定及び本則の規定の適用のない国家公務員の給与については、すみやかに、本則の趣旨に適合した立法措置が講ぜられなければならない。

(労働省設置法の一部改正)

8 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十一号を次のように改める。

二十一 最低賃金法（昭和三十三年法律第 号）に基いて、最低賃金額について別段の定をする。

第八条 第一項第十一号中「労働基準法の下に、最低賃金法を加える。」

第十三条 第一項の表の中央賃金審議会の項中「意見を提出する」を「意見を提出し、及び最低賃金法第七條第一項の規定により報告し、又は勧告する」に改める。

第十六条 第一項の表の地方賃金審議会の項中「調査審議して意見を提出する」を「調査審議する」に改める。

家内労働法案

家内労働法

（目的）

第一条 この法律は、家内労働者の最低労働報酬額その他の労働条件の基準に關して必要な事項を規定し、もつて家内労働者の生活の安定と経済秩序の確立に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「委託者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 物品の販売を業とし、又は物品の製造若しくは加工（以下「製造等」という。）の請負を業とする者であつて、販売若しくは製造等の目的物である物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくはその原材料又は当該業とする者がその業務のため使用し若しくは消費する物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくはその原材料の製造等を家内労働者に委託するもの

二 物品の販売を業とし、又は物品の製造等の請負を業とする者の委任を受けて、その者のために、自己の名で、前号に規定する物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料（以下「物品等」という。）の製造等を家内労働者に委託することを業とする者

2 この法律で「家内労働者」とは、同居の親族以外の者を使用しないで、委託を受けて物品等の製造等に従事し、これに対し報酬を支払われる者をいう。

3 この法律で「労働報酬」とは、委託者が家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合に当該物品等の製造等に係る家内労働者の労働の対価として支払うすべてのものをいう。

4 この法律で「その他の報酬」とは、委託者が家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合に当該物品等の製造等に係る家内労働者の給付に対し支払う労働報酬以外の報酬をいう。

第三条 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合に、家内労働者の給付に対し、政令の定めるところにより、労働報酬及びその他の報酬に區別して対価を支払わなければならない。

（最低労働報酬額）
第四条 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託しようとする場合には、あらかじめ、都道府県労働基準局長に対し、当該物品等の製造等についての最低労働報酬額を定めるべきことを申請しなければならない。

2 都道府県労働基準局長は、前項の申請があつた場合には、地方家内労働審議会の議を経て、すみやかに、当該最低労働報酬額を定めなければならない。

3 前項の最低労働報酬額は、当該物品等の一定単位について、最低賃金法（昭和三十三年法律第 号）第三條第一項に規定する基本たる賃金が時間によつて定められている満十八歳以上の労働者の最低賃金額に、当該物品等の一定単位の製造等に要する標準所要時間を乗じて得た額とする。

4 前項の標準所要時間は、満十八歳以上の労働者であつて当該物品等の製造等と同一又は類似の物品等の製造等に従事した期間が比較的短い者が、当該同一又は類似の物品等の一定単位の製造等に要する平均時間を基準として定められなければならない。

5 第一項の規定は、委託しようとする物品等の製造等が、当該委託者が同項の規定によりすでにした申請に係る物品等の製造等と同一のものである場合には、適用しない。ただし、政令で定める特別の事由がある場合には、この限りでない。

6 前項本文の場合には、すでにした申請に係る物品等の製造等についての最低労働報酬額をもつて、当該委託しようとする物品等の製造等についての最低労働報酬額とする。

7 第一項の規定は、同項の申請に係る最低労働報酬額が定められる以前に、委託者が家内労働者に対し当該申請に係る物品等の製造等を委託することを妨げるものではない。

（労働報酬額）
第五条 委託者が家内労働者に対し支払う労働報酬額は、前條の規定により定められた最低労働報酬額に満たないものであつてはならない。

（書面の作成、保存及び交付）
第六条 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合に、労働省令の定めるところにより、直ちに、家内労働者の給付、労働報酬及びその他の報酬、最低労働報酬額その他の事項について記載した書面を二通作成し、そのうち一通は三年間保存し、他の一通は家内労働者に交付しなければならない。

（労働基準法の準用）
第七条 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一条から第四条まで及び第十三條の規定は、家内労働者の労働条件について準用する。

（報告、検査等）
第八条 行政官庁は、この法律の施行のため必要があるときは、委託者若しくは家内労働者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は当該職員に、委託者の営業所その他必要な場所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは書類を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（家内労働審議会）
第九条 最低労働報酬額その他の家内労働者の労働条件に關する事項を審議させるために、中央家内労働審議会及び地方家内労働審議会を置く。

2 家内労働審議会の委員は、家内労働者を代表する者、委託者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官庁が各々同数を委嘱する。ただし、家内労働者を代表する者及び委託者を代表する者は、関係者の推せんに基づいて委嘱する。

3 家内労働審議会は、必要であると認める場合には、第一項に規定する事項について行政官庁に建議することができる。

4 この法律に定めるもののほか、家内労働審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

（監督組織）
第十条 労働省労働基準局、地方労働局、都道府県労働基準局及び労働基準監督署に家内労働監督官を置く。
2 家内労働監督官は、労働省の職員のうちから労働大臣が命ずる。
第十一条 労働省労働基準局長は労働大臣の、地方労働局長は労働省労働基準局長の、都道府県労働基準

局長は労働省労働基準局長又は地方労働局長、労働基準監督局長は都道府県労働基準局長の指揮監督を受けて、この法律の施行に関する事項を掌る。

(命令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、命令で定める。

(罰則)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反した者
二 第四条第一項の規定に違反した者
三 第五条の規定に違反した者
四 第七条において準用する労働基準法第三条の規定に違反した者
五 第七条において準用する労働基準法第四条の規定に違反した者

第十四条 次の各号の一に該当する者は、五千元以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反して書面を作成せず、保存せず、若しくは交付せず、又は虚偽の書面を作成した者
二 第八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、書類の提出をせず、若しくは虚偽の書類を提出し、質問に対して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他

の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、最低賃金法の施行の日から施行する。ただし、第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(暫定措置)

2 この法律の施行の日から二年間は、第四条第三項中「最低賃金法(昭和三十一年法律第 号)第三条第一項に規定する」とあるのは、「最低賃金法(昭和三十一年法律第 号)附則第二項の規定により読み替えられた場合における」と読み替えるものとする。

3 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の各号列記以外の部分中「労働者」の下に「(家内労働者を含む。以下この条、第八条第一項第八号及び第十一号、第九条第五号並びに第十五条第二項第三号において同じ。)」を加える。

第四条第三十二号の四の次に次の二号を加える。

三十二の五 家内労働法(昭和三十一年法律第 号)に基いて、最低労働報酬額を定めること。

三十二の六 家内労働法の施行に關して、委託者若しくは家

内労働者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は関係者に質問し、若しくは書類を検査すること。

第六条第一項第十四号中「給与」の下に「(家内労働者の報酬を含む。)」を、同項第十五号中「労働者生計費の下に」(家内労働者生計費を含む。))を、同項第十八号中

第十三条第一項の表中「けい肺審議会」を「けい肺に關する重要事項を調査審議すること。」を中央家内労働審議会

第十五条第一項中「及びけい肺及び外傷性せき腫瘍害に關する特別保護法(これに基く命令を含む。))」を、けい肺及び外傷性せき腫瘍害に關する特別保護法(これに基く命令を含む。))及び家内労働法(これに基く命令を含む。))に改め、同条第二項第四号中「賃金」の下に「(家内労働者の報酬を含む。))」を、「労働者生計費」の下に「(家内労働者生計費を含む。))」を加える。

第十六条第一項の表中「地方労働基準審議会」を「都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。」

「地方労働基準審議会」を「都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。」

「地方労働基準審議会」を「都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。」

「地方労働基準審議会」を「都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。」

「地方労働基準審議会」を「都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。」

「地方労働基準審議会」を「都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。」

「地方労働基準審議会」を「都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。」

「雇用」の下に「(家内労働者の生活及び報酬を含む。))」を加える。

第八条第一項第一号中「賃金」の下に「(家内労働者の報酬を含む。))」を加え、同項第十一号中「及びけい肺及び外傷性せき腫瘍害に關する特別保護法を、けい肺及び外傷性せき腫瘍害に關する特別保護法及び家内労働法に改める。

第十三条第一項の表中「けい肺に關する重要事項を調査審議すること。」を中央家内労働審議会

第十五条第一項中「及びけい肺及び外傷性せき腫瘍害に關する特別保護法(これに基く命令を含む。))」を、けい肺及び外傷性せき腫瘍害に關する特別保護法(これに基く命令を含む。))及び家内労働法(これに基く命令を含む。))に改め、同条第二項第四号中「賃金」の下に「(家内労働者の報酬を含む。))」を、「労働者生計費」の下に「(家内労働者生計費を含む。))」を加える。

第十六条第一項の表中「地方労働基準審議会」を「都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。」

「地方労働基準審議会」を「都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。」

「地方労働基準審議会」を「都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。」

「地方労働基準審議会」を「都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。」

「地方労働基準審議会」を「都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。」

「地方労働基準審議会」を「都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。」

「地方労働基準審議会」を「都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。」

第二条第一項の表の労働者の項中「本省」一九、一五五人を「本省」一九、六三七人に、「計」一九、三六八人を「計」一九、八五〇人に、合計の項中「六四三、九七四人を、六四四、四五六人に改める。